

特集／日本の労働安全衛生

労働安全衛生をめぐる状況 2020年→2021年

1 労働災害・職業病の発生状況	2
2 労働安全衛生対策	8
3 化学物質対策等	10
4 労災補償対策	12
5 労働災害・職業病の統計データ	15

統計資料	20
------------	----

2020年度労働基準行政関係通達等	53
-------------------------	----

安全センター情報2020年度目次	79
------------------------	----

全国安全センター規約・規定	83
---------------------	----

全国安全センター第32回総会議案

第1号議案 活動報告と方針案	72
第2号議案 2020年度収支決算案	75
第3号議案 2021年度収支予算案	77
第4号議案 2021年度役員体制案	88

コロナ労災補償の取扱いに関する質疑応答集	90
----------------------------	----

労働安全衛生をめぐる状況

2020年→2021年

1. 労働災害・職業病の発生状況等

● 労災保険新規受給者

労災保険新規受給者数は、2009年度の534,623人を底にして増加傾向に転じ、2018・19年度には約25年前のレベルにまで戻ってしまった。2020年度は653,355人で前年度比5%の減少となったようだ。

2019年度の労災保険新規受給者についてみると、業務災害605,228人(88.0%)、通勤災害82,227人(12.0%)で合計687,455人(100%)。その発生年度別内訳は、2019年度523,564人(76.2%)、2018年度159,690人(23.2%)、2017年度3,100人(0.5%)、2016年度593人(0.1%)、2015年度139人、2014年度以前369人、となっている。

● 死亡災害

死亡災害は、2015年以降1,000人を下回る状況を継続し、減少傾向を継続していると言えそうな状況で、2018年909人、2019年845人、2020年は802人と、3年連続で最低記録を更新した。

2018年2月に策定された第13次労働災害防止計画は「2017年と比較して2022年までに15%以上減少」という目標を掲げた。2020年時点で2017年の978人と比較して18.0%の減少という状況で、この時点では達成できている。

一方、2019年度の労災保険の葬祭料・葬祭給付受給者数は2,671人で、業務災害2,448人(91.7%)、通勤災害223人(8.3%)。発生年度別では、2019年度614人(23.0%)、2018年度792人(29.7%)、2017年

度353人(13.2%)、2016年度164人(6.1%)、2015年度76(2.8%)、2014年度以前672人(25.2%)という内訳になっている。

なお、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」に、2013～2020年分について、「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」が掲載されている。

● 死傷災害

休業4日以上死傷災害は、2010年の105,718人を底に微増傾向にあり、2018年127,329人、2019年125,611人、2020年は131,156人であった。ただし、2020年の数字には新型コロナウイルス感染症のり患による6,041人が含まれており、これを除くと125,115人で前年比0.4%の減少となる。

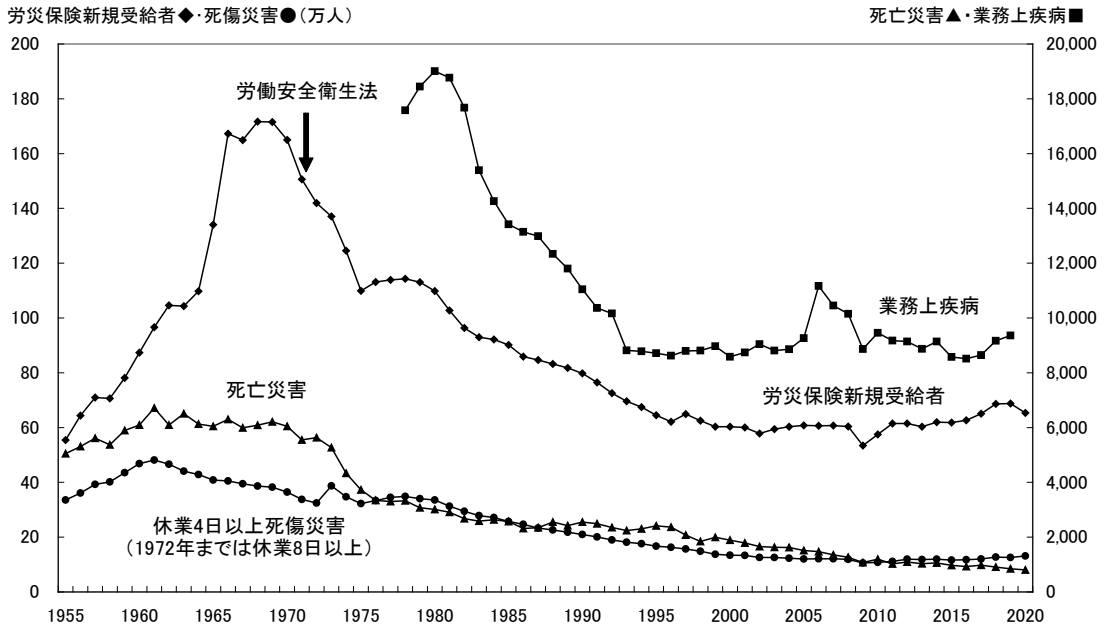
第13次労働災害防止計画は「2017年と比較して2022年までに5%以上減少」という目標を掲げているが、2020年の新型コロナウイルス感染症を除いた125,115人でも、2017年の120,460人と比較して3.9%の増加という状況である。

厚生労働省による前年の労働災害発生状況公表に当たっては、2009年から「派遣労働者の労働災害発生状況」、2013年から「外国人労働者の労働災害発生状況」、2021年から「高齢労働者の労働災害発生状況」も公表されるようになっている。

● 新型コロナウイルス感染症のインパクト

新型コロナウイルス感染症の地球的パンデミックのなかで、①職業病として新型コロナウイルス感染症の直接的影響に加えて、②ロックダウンや経済活動の制限等による労働災害一般の減少の可能性と同時に、③暴力・ハラスメントの増加を含めた関連

労働災害・職業病の推移



した労働安全衛生の悪化も指摘されている。

前述のとおり、2020年の休業4日以上の死傷災害131,156人のうち、4.6%に相当する6,041人が新型コロナウイルス感染症であった。しかし、これは事業者が届け出た労働者死傷病報告を集計したものであって、同じ期間の労災請求は2,653件、業務上認定は1,545件にとどまったことがわかっている。労災請求・認定件数は2021年に入ってから急増し、2020年度全体の認定件数は4,705件であり、業務上疾病認定件数を1.5倍程度に押し上げるのではないかと予想される。2021年度も4～6月の3か月だけで4,931件と公表されている。しかし、職業病として新型コロナウイルス感染症の全体像を解明する努力はなされていないに等しい。前出の死亡災害について新型コロナウイルス感染症に関するデータは示されていないが、2020年12月28日現在で死亡事例は労災請求で24件、業務上認定で14件である。

新型コロナウイルス感染症を除くと2020年の休業4日以上の死傷災害が前年比0.4%の減少で、2020年度の労災保険新規受給者が前年度比5%の減少となったことは、②の労働災害一般の減少傾向を示しているかもしれない。③に関するデータ

は少ないが、東京大学医学系研究科精神保健学分野「新型コロナウイルス感染症に関わる全国労働者オンライン調査」などがある。

● 死亡災害対労働災害の比率

1件の重大災害の背後には、29件の軽症災害と300件の無傷害災害があるというよく知られたハインリッヒの法則の「1:29:300」という数字の妥当性はともかくとして、「死亡災害件数」を1とした場合の、「休業4日以上の災害件数（休業4日以上の死傷災害災害－死亡災害）」及び「休業3日以内+不休災害の件数（労災保険新規受給者数－休業4日以上の死傷災害災害）」の比率を次頁表に示した。

過去24年の平均では、この比率は1:89.1:349.5ということになるが、経年的な変化に加えて、業種別のばらつきも著しい。とりわけ農林水産業、また、鉱業、建設業でも、製造業やその他事業と比較すると、休業+不休災害の件数が著しく低い（農林水産業では、休業4日以上の件数と逆転する年もある）。これは「労災隠し」の存在を示唆しているとも考えられる。このような分析も、「労災隠し」の根絶のために活用されるべきであると考えられる。

労働安全衛生をめぐる状況

年度	業 種	労災保険新規受給者数	死亡災害		休業4日以上		休業3日以下・不休	
		人数	人数	指数	人数	指数	人数	指数
1996	全業種	654,855	2,363	1	160,499	67.9	491,993	208.2
1997	全業種	649,404	2,078	1	154,648	74.4	492,678	237.1
1998	全業種	625,427	1,844	1	146,404	79.4	477,179	258.8
1999	全業種	602,853	1,992	1	137,316	68.9	463,545	232.7
2000	全業種	603,101	1,889	1	132,059	69.9	469,153	248.4
2001	全業種	600,210	1,790	1	131,808	73.6	466,612	260.7
2002	全業種	578,229	1,658	1	124,260	74.9	452,311	272.8
2003	全業種	593,992	1,628	1	124,122	76.2	468,242	287.6
2004	全業種	603,484	1,620	1	121,184	74.8	480,680	296.7
2005	全業種	608,030	1,514	1	118,840	78.5	487,676	322.1
2006	全業種	606,645	1,472	1	119,906	81.5	485,267	329.7
2007	全業種	607,348	1,357	1	119,999	88.4	485,992	358.1
2008	全業種	604,139	1,268	1	118,023	93.1	484,848	382.4
2009	全業種	534,623	1,075	1	104,643	98.3	428,905	399.0
2010	全業種	574,958	1,195	1	106,564	98.3	467,199	391.0
2011	全業種	614,914	1,024	1	106,564	104.1	507,326	495.4
2012	全業種	606,886	1,093	1	119,576	109.4	486,217	444.8
2013	全業種	602,927	1,057	1	119,535	113.1	482,335	456.3
2014	全業種	619,599	1,057	1	119,535	113.1	499,007	472.1
2015	全業種	618,149	972	1	116,311	119.7	500,866	515.3
2016	全業種	626,526	978	1	120,460	123.2	505,088	516.4
2017	全業種	650,534	978	1	120,460	123.2	529,096	541.0
2018	全業種	686,513	909	1	127,329	140.1	558,275	614.2
2019	全業種	687,455	845	1	125,611	148.7	560,999	663.9
合計	全業種	14,760,801	33,579	1	2,991,728	89.1	11,735,494	349.5
2019	製造業	136,891	141	1	26,873	190.6	109,877	779.3
	鉱業	60,444	269	1	15,183	56.4	44,992	167.3
	建設業	47,283	122	1	18,905	155.0	28,256	231.6
	運輸業	639	10	1	203	20.3	426	42.6
	農林水産業	16,157	63	1	4,239	67.3	11,855	188.2
	その他	426,041	240	1	60,208	250.9	365,593	1,523.3

● 業務上疾病

業務上疾病（職業病）は、補償件数で、2002年度の8,810件を底に、2005年夏のクボタ・ショックの影響で2006年には（過去死亡事例を含め）11,1713件に増加。最近では、2017年度8,645件、2018年度9,170件、2019年度は9,359件という状況である（2020年度の補償件数はまだ公表されていないが、公表件数は、2019年8,310件、2020年は15,038件で新型コロナウイルス感染症が6,041件とされている）。

次頁に上図として、「主な職業病の認定件数の推移」を示した。

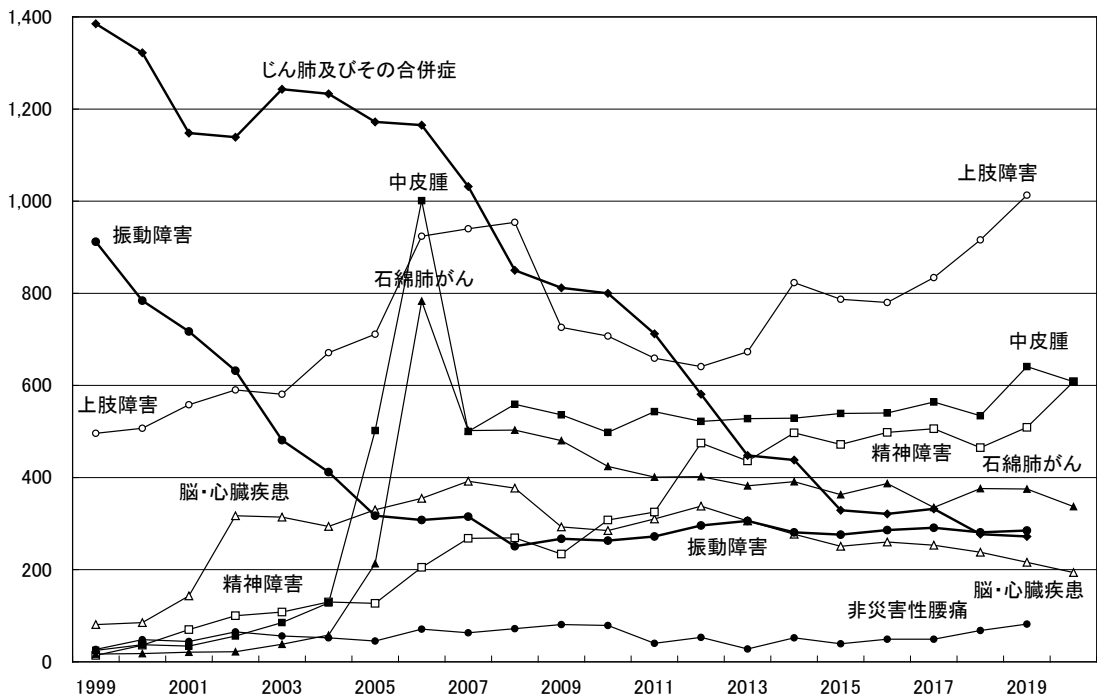
伝統的な職業病の双壁のひとつ－「じん肺及びその合併症」の認定件数は、2003年度から原発性肺がんが合併症に追加されたにもかかわらず減少が続いた後、2015～2017年度横ばい、2018年度は277件と初めて300件を下回り、2019年度も272件だった。もうひとつの伝統的な職業病の双壁－「振動障害」の方は、2005年度まで減少し続けた後は、ほとんど横ばいか微増のようにみえる。2018年度は281件、2019年度は285件だった。

「上肢障害」は、1997年の労災認定基準改正以降増加傾向を示し、2008年度に「じん肺及びその合併症」を上回り、2009年度以降いったん減少に転じたものの、2013年度以降反転して、再び増加傾向にあるようにみえる。2019年度は1,013件で初めて千件を超え、図中の疾病のなかで最大である。

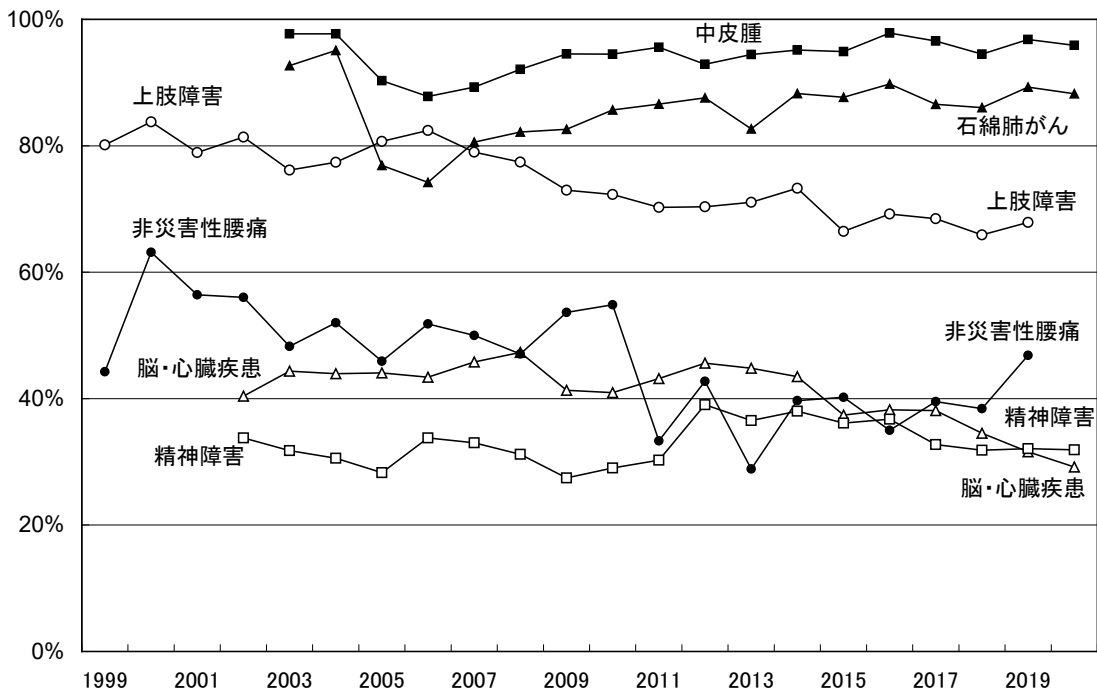
「中皮腫」と「石綿肺がん」は、2005年夏のクボタショックで認定件数が激増。中皮腫による死亡者が増加し続けていることに示されているように、被害は増えているはずなのに、中皮腫で横ばい、石綿肺がんが漸減傾向にあるようにみえることが気にかかる。2019年度は各々641件と375件、合計すると1,016件で上肢障害と並ぶ。2020年度の速報値では608件と337件の合計945件である。

「脳・心臓疾患」は、2001年の労災認定基準改正で増加したものの、2008年度以降減少に転じ、2011・12年度は増加したが、2013年度以降再び減

主な職業病の認定件数の推移



主な職業病の認定率の推移



労働安全衛生をめぐる状況

業 種	事業場数	労働者数	新規受給者数	死亡者数	重大災害件数	死傷者数	業務上疾病数
	2019年度末	2019年度	2019年度	2019年(暦年)			
製造業	12.4%	14.6%	19.9%	17.0%		19.6%	18.9%
建設業	23.1%	8.8%	8.8%	32.2%		11.4%	7.3%
運輸業	2.7%	4.9%	6.9%	12.8%		14.4%	14.1%
鉱 業	0.1%	0.0%	0.1%	1.0%		0.2%	0.5%
農林水産業	3.0%	0.8%	2.4%	9.0%		3.4%	2.1%
その他	58.7%	70.8%	62.0%	28.1%		51.1%	57.2%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%
実 数	2,858,309	60,433,277	687,455	802		131,156	8,310

少傾向にあるようにみえる。2019年度は216件で、2020年度は194件と、200件を割ってしまっている。

「精神障害」は、1999年の判断指針策定以来増加し続け、2010年度にはついに「脳・心臓疾患」を上回った。2011年末に判断指針が認定基準に改訂されて2012年度はさらに増加し、「石綿肺がん」も上回ったが、2014年度以降は横ばい、2018年度は465件でやや減少、2019年度509件、2020年度は608件と2年連続増加という状況である。

前頁下図は、「認定率」を分析したものである。また、表5(32頁)に、請求件数、不支給決定件数が判明している職業病に係るデータのすべてを示してあるので参照していただきたい。表5の最下欄には、認定率①=認定件数/請求件数(いずれも当該年度)、認定率②=認定件数/(認定件数+不支給決定件数)の二つの指標を示してあるが、前頁下図に示したのは、認定率②の方である。

認定率②は、「中皮腫」がもっとも高く90%超、次いで「石綿肺がん」で90%に迫りつつあったが、2018年度は86.0%、2019年度は89.3%、2020年度は88.2%だった。その次が「上肢障害」で70%前後で推移しているが、長期的に減少傾向にないか、気にかかる。2019年度は67.9%で前年度65.9%からやや持ち直した。

これらと比較すると、「脳・心臓疾患」、「精神障害等」は著しく低い。「脳・心臓疾患」の認定率は減少傾向にあり、2020年度は29.2%で過去最低を更新。2012年度に「精神障害」の認定率が上昇したのは、2011年末の認定基準策定の影響と考えられるが、一時は40%超えが期待されたものの、その後停滞・減少して、2020年度は29.2%と初めて

30%を割ってしまった。

「非災害性腰痛」の認定率は、2000年度に60%を超えた後、50%前後で推移してきたが、2011年度に大きく減少した後、40%以下で動揺してきた。2019年度は46.9%と持ち直している。

公表件数と補償件数を比較すると(表2-1から表2-4参照)、「災害性(負傷による)腰痛(一-1)」は公表件数のほうが1千件以上多く、2017年度以降は2千件以上の差になっている。「異常温度条件による疾病(二-4)」、「その他の物理的因子による疾病(二-6)」、「その他の身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病(三-5)」、「その他業務に起因することの明らかな疾病(十一)」でも系統的に、「化学物質による疾病(四-2)」や「細菌、ウイルス等の病原体による疾病(六)」では部分的に、公表件数が補償件数を上回っている。これは、使用者が職業病と判断して死傷病報告を届け出たにも関わらず、労災補償請求手続がなされていないか、請求手続がなされたにもかかわらず認定されていないことを意味すると考えられ、問題である。

反対に、「腰痛以外の負傷による疾病(一-2)」、「騒音による耳の疾病(二-5)」、「重激業務(三-1)」、「非災害性腰痛(三-2)」、「振動障害(三-3)」、「職業がん(七)」、「脳・心臓疾患等(八)」、「精神障害等(九)」では、系統的に補償件数が公表件数を(大きく)上回っている。退職後に発病したものは後者に含まれないとしても、それだけでは説明できないと思われる乖離がある。

参考として、各種統計の業種別内訳を、別掲一覧表にして示した。

なお、2018年(度)は、猛暑による熱中症の増加

が著しいことがきわだった特徴だったが、やや減ったというものの、高いレベルが続いている。

● 労働者の健康状況等

労働者の健康状況全般については、定期健康診断受診者のうちの有所見率が、1990年の23.6%から2020年の58.5%へと経年的に増加し続けている（表3-1）。項目別の有所見率では、血圧、貧血、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査で経年的な増加傾向が認められる（表3-2）。ただし、2016～2018年の数値は「精査中」とされたまま、新しいデータが公表されていない。

警察庁によれば、自殺者が2011年まで14年連続で3万人を超えた後、2012年27,858人から2019年20,169人まで減少。しかし、2020年は21,081人と増加してしまった。そのうち「被雇用者・勤め人」が2019年6,202人（30.8%）から2020年6,742人（32.0%）へと増加した一方、「勤務問題」が原因・動機のひとつとなっているものが1,949人（9.7%）から1,918人（9.1%）と減少している。2021年も悪化が懸念されている。

「労働安全衛生に関する調査」が厚生労働省のホームページに掲載されている（<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50.html>）。

ここでは、「労働者健康調査」、「労働災害防止対策等重点調査」、「労働安全衛生基本調査」、「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」が「廃止した調査」とされていることがわかる。例えば、5年ごとに実施されていた「労働者健康調査」では、自分の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」とする労働者の割合が、1992年57.3%→1997年62.8%→2002年61.5%→2007年58.0%→2012年60.9%と推移してきていた。

「労働安全衛生調査（実態調査）」（2013・15・16・17・18年、19年はなく、20年は2021年7月21日に公表）と「労働安全衛生調査（労働環境調査）」（1996・2001・06・14・19年）が継続されている。

「労働安全衛生調査（実態調査）」の個人（労働者）調査では、現在の仕事や職業生活に関して「強い不安、悩み、ストレスがある」労働者の割合

－2013年52.3%。以後質問が若干変わり、「強いストレスとなっていると感じる事柄がある」－2015年55.7%＜2016年59.5%＞2017年58.3%＞2018年58.0%＞2020年54.2%。

「職場で受動喫煙がある」労働者の割合（「ほとんど毎日」と「ときどきある」の合計）－2013年47.7%＞2015年32.8%＜2016年34.7%＜2017年37.3%＜2018年28.9%＞2020年20.1%。

「労働安全衛生調査（実態調査）」の事業所調査は、内容がかなり変わってしまっていて、いまま継続的に追えるのは、以下を実施または取り組んでいる事業所の割合くらいで、以下のとおりである。

- ・メンタルヘルス対策－2013年60.7%＞2015年59.7%＞2016年56.6%＜2017年58.4%＜2018年59.2%＜2020年61.4%
- ・ストレスチェック－2013年26.0%＞2015年22.4%＜2016年62.3%＜2017年64.3%＞2018年62.9%＞2020年62.7%（ストレスチェックの活用状況も調査）
- ・屋外を含め敷地内全体の全面禁煙－2013年14.9%＜2015年15.2%＞2016年14.0%＞2017年13.6%＜2018年13.7%＜2020年30.0%
- ・化学物質を取り扱う際のリスクアセスメントをすべて実施：安衛法第57条該当化学物質－2017年52.8%＞2018年29.2%＜2020年67.2%（製造・譲渡・提供時のGHSラベル表示・SDS交付、また安衛法第57条非該当化学物質についても調査）

メンタルヘルス不調により1か月以上休業または退職した労働者がいる事業所の割合は2013年以降、長時間労働をして医師による面接指導の申し出があった労働者がいる事業所及びその実施状況についても、継続して調査している一方で、2020年調査では、特殊検診・じん肺健診の実施状況等と傷病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような取組がなくなり、高年齢労働者・外国人労働者に対する労働災害防止対策が追加されている。全面禁煙にしていない事業所における受動喫煙防止の取組の調査事項も、2020年に変わった。

「労働安全衛生調査（労働環境調査）」のほうはやや系統的であり、事業所調査－①有害業務、②作業環境測定、③化学物質、労働者調査（2019

年は「個人調査」)－①有害業務、②有機溶剤、③化学物質、ずい道・地下鉄工事現場調査－①粉じん抑制対策、②作業環境測定、について継続的に追えるが、それでも2014・19年調査はそれ以前とけっこう違ってしまっている。

なお、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」のページができて、現在2017・18・20年の分のデータが提供されている (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01674.html)。

また、平成28年版以降毎年、「過労死等防止対策白書」が公表されるほか、「過労死等防止対策に関する調査研究」の成果も公表されるようになっている (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000053725.html>)。

2. 労働安全衛生対策

● 労働災害防止計画

2018年2月28日に、2018～2022年度を対象期間とする第13次労働災害防止計画が策定され、以下の「全体目標」が掲げられた－〔〕内は、2021年4月30日に公表された2020年の労働災害発生状況に基づく達成状況である。

- ① 死亡災害については、2017年と比較して、2022年までに労働災害による死亡者数を15%以上減少させる〔18.0%の減少〕
- ② 死傷災害(休業4日以上)については、2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる〔8.9%の増加、新型コロナウイルス感染症を除いても3.9%の増加〕

また、死亡災害減少の重点業種別目標として、建設業、製造業、林業について15%以上減少〔各々20.1%減少、15.0%減少、10.0%減少〕、死傷災害減少の重点業種別目標として、陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店について5%以上減少が掲げられた(「業種間の労働推移を考慮して千人率で設定」することとされた)〔各々6.4%増加、9.3%増加、42.4%増加5.1%増加〕。

新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響を注意深く監視する必要がある。

● ウイズ・ポストコロナ時代

「令和3年度地方労働行政運営方針」は、「ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保」と「ウィズ・ポストコロナ時代に対応した労働環境の整備、生産性向上の推進」が具体的内容を包括する見出しとなり、後者では以下が取り上げられている。

- ① 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備
- ② ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり
 - (1) 職場における感染防止対策等の推進
 - (2) 働き方改革の実現に向けた取組について
 - (3) 労働条件の確保・改善対策
 - (4) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
 - (5) 迅速かつ公正な労災保険の給付
- ③ 最低賃金、賃金引上げに向けた生産性向上等の推進、同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- ④ 総合的なハラスメント対策の推進
- ⑤ 治療と仕事の両立支援

しかし、厚生労働省ホームページの「労働者向けQ&A」の「安全衛生」で取り上げられているのは「職場で実施する健康診断を受診しなければならないでしょうか」のみ。「企業向けQ&A」でも4項目だけで、能動的な対策にも、事業者の責任にもふれられてはない。別途、経済団体等に対する度重なる要請でも「感染予防と健康管理の強化」がうたわれ、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」が示されたりはしているものの、端的に言って、「職場における感染防止対策」に関しては、タイムリーに有効な対策を示せているとは言い難い。

● テレワークガイドライン

「『新たな日常』の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備」等との関連で、いくつかのガイドラインについてふれられている。まず、2021年3月25日に、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(2018年2

月)を改定した、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」が示された。特設ページも開設している (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/guideline.html)。

● 副業・兼業促進ガイドライン

次は、2020年9月1日に改訂された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(2018年1月策定)である。これは、「働き方改革実行計画」(2017年3月)を踏まえたものと位置づけられ、同日に改正労災保険法も施行された。「副業・兼業」に関する特設ページも開設している (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000192188.html>)。

● フリーランスガイドライン

もうひとつは、2021年3月26日に策定された「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」だが、これは、従来の労働者性の有無の判断基準を変更するものでもなく、また、前出の2つとは異なり、労働時間や安全衛生/健康管理をそれなりに重視したものにもなっていない。

● エイジフレンドリーガイドライン

なお、2020年1月17日に「人生100年時代に向けた高齢労働者の安全と健康に関する有識者会議報告書」が公表され、これを踏まえて同年3月16日に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン)が公表され、「高齢労働者の安全衛生対策について」のページがつくられている (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html)。「令和3年度地方労働行政運営方針」は、エイジフレンドリー補助金を、高齢労働者の感染防止対策等推進に活用することにもふれている。

● 労働者の健康保持増進指針

「業場における労働者の健康保持増進のための指針(1988年策定)」が、2020年3月31日と2021年2月8日の二度にわたり改訂されている。前者は、

①従来の労働者「個人」から「集団」への視点を強化、②健康保持増進措置の内容を規定するものから取組方法を規定する指針への見直し等、後者では、事業者と医療保険者などが連携した健康保持増進対策がより推進されるようコラボヘルスの推進が求められていることを追加した、とされている。

● 働き方改革推進法等

2018年6月29日に成立した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、以下を含めた労働基準法による労働時間制度の見直しのほか、労働安全衛生法等が改正された。

- ① 時間外労働の上限規制の導入
- ② 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率(50%以上)の中小企業への猶予措置の廃止
- ③ 一定日数の年次有給休暇の確実な取得
- ④ 労働時間の状況の把握の実効性確保
- ⑤ フレックスタイム制の清算期間の上限延長
- ⑥ 高度プロフェッショナル制度の創設

労働安全衛生法改正の内容は以下のとおり。

- ① 労働時間の状況の把握義務の新設
- ② 医師による面接指導の拡大
- ③ 産業医・産業保健機能の強化
- ④ 労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱い

上記の労基法・安衛法改正はすべて、2019年4月1日に施行されており、厚生労働省は「『働き方改革』の実現に向けて」の特設ページをつくっている (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>)。テレワークガイドラインや副業・兼業促進ガイドラインの促進等を含め「新しい働き方」と「働き方改革の実現」を結び付けてキャンペーンすることも意図されている模様である。

なお、法案審議過程で撤回された裁量労働制対象業務の拡大について、2018年9月20日から裁量労働制実態調査に関する専門検討会が開催されていたが、2021年6月25日に「裁量労働制実態調査」の結果が公表され、7月26日に「これからの労働時間制度に関する検討会」がはじまった。

● しわ寄せ防止総合対策の策定

働き方改革関連法による大企業・親企業による長時間労働削減等が下請等中小事業者に「しわ寄せ」を生じさせている場合があるという認識から、厚生労働省は2019年6月26日に、中小企業庁、公正取引委員会とともに、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）を策定。11月を「しわ寄せ防止キャンペーン月間」として、特設ページも開設している（2020年8月28日にURL変更：<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>）。

● ハラスメント防止対策

労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等も改正する女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が、2019年6月5日に公布された。

改正労働施策総合推進法により、「職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの」と定義されたパワーハラスメント「によりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じ」ることが事業主の義務とされた。

2020年1月15日に「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（労働省告示第5号）が策定され、2020年6月1日から施行された。中小企業については当面努力義務とされたが、2022年4月1日から義務化される。

男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法においても、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に係る規定が一部改正され、いままでの職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化等が定められた。施行期日は上記と同じである。

「令和3年度地方労働行政運営方針」は、「新型コロナウイルス感染症を理由とするいじめ・嫌がらせや、顧客からの悪質なクレーム等の著しい迷

惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応も求められている」としている。

厚生労働省は「職場におけるハラスメントの防止のために（セクシュアルハラスメント/妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント/パワーハラスメント）」のページをつくっている（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html）。

国際労働機関（ILO）は、2019年6月の第108回総会において「労働の世界における暴力及びハラスメントに関する条約（第190号）・勧告（第206号）及び決議」を採択、ILO駐日事務所は同条約・勧告の日本語訳文を提供している（<https://www.ilo.org/tokyo/standards/lang-ja/index.htm>）。

● 事務所衛生基準規則の見直し

2021年3月24日に「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」の報告書が公表された。主として、トイレ設備、休憩等のための設備や、作業環境測定の種類、照度等に関する基準が検討されたが、この報告を踏まえて、事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の改正について、労働政策審議会において審議を行う予定とされている。

3. 化学物質管理対策等

● 特別規制・指针对象物質の追加

発がん物質等は特定化学物質等障害予防規則等による特別規制の対象とされているが、この対象の追加について、①有害物曝露作業報告を活用して、②国が曝露評価と有害性評価をもとにリスク評価（初期リスク評価及び詳細リスク評価）を行い、③リスクが高い作業等については特別規則による規制等の対象に追加するという仕組みがつけられている。厚生労働省は「職場における化学物質のリスク評価」のページを開設（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000113892.html>）、また、「職場のあんぜんサイト」に「リスク評価実施物質」のページもある（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc09.htm>）。

2020年2月10日に公表された「2019年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会報告書」を踏まえて、溶接ヒュームと塩基性酸化マンガンが特定化学物質（管理第2類物質）に追加されて、作業環境測定（溶接ヒュームに係る屋内作業場は除く）、健康診断等の規制対象となり、2021年4月1日から施行されている（作業主任者の選任については2022年4月1日施行）。

「令和2年度化学物質のリスク評価検討会」は2回（初期リスク評価）、「令和2年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」は1回（2020年3月12日に公表された2019年度リスク評価検討会報告書が検討を求めた塩化アリルとアセトニトリル）を検討会を開催しているが、本稿執筆時点でいずれも報告書は公表されていない。

特別規則の対象以外であっても、厚生労働大臣は、がんその他の重度の健康障害を労働者に生ずるおそれのある化学物質を製造・取り扱う事業者が当該化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針（がん原性指針）を公表するものとされ（法第28条第3項）、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「がん原性に係る指針対象物質」のページがつけられている（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc05.htm>）。

また、2020年12月7日付け基発1207第2号によって、事業者からの届出のあった新規化学物質835物質のうち27物質、既存化学物質物質のうち5物質が追加された。これらによって、同指針の対象となる化学物質の数は、届出物質1,037、既存化学物質242、合計1,279となっている。厚生労働省「職場のあんぜんサイト」に「強い変異原性が認められた物質」のページがある（<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc02.htm>）。

● 化学物質特殊検診項目の見直し

労働安全衛生法に基づく特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等が制定されてから40年以上が経過するなかで、労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会での検討を踏まえ、化学物質取扱業務従事者に係る特殊健康診断の健診項目を見直す労働安全衛生

規則等の一部改正が行われ、2020年7月1日から施行されている。

● 個人サンプラーによる作業環境測定の導入

作業環境測定に個人サンプリング法を導入するための作業環境測定法施行規則の一部改正が行われ、2020年1月27日に公布、同年2月17日には「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」も策定され、2021年4月1日に施行されている。2018年11月6日に公表された「個人サンプラーを活用した作業環境管理のための専門家検討会報告書」を受けたものである。

● 化学物質管理のあり方検討会報告

2021年1月18日に「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会中間とりまとめ」が公表され、7月19日には最終報告が公表された。

これは、「自律的管理を基軸とする規制への移行」へと化学物質規制体系の大きな見直しを提言したものである。危険有害性分類とその更新の系統的促進と合わせて、情報伝達（ラベル表示・SDS交付）及び情報に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく優先順位を基本とした措置の実施義務付けを基本とする方向性は国際的動向とも合致している一方で、実態として、作業環境測定を拡大するだけで、優先順位の低い個人曝露対策がかえって容認される結果にならないようにするためには、自律的管理を下差さえする様々な対策が必要であると考えられる。

また、中間とりまとめの段階では、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規制について、「これらの規定に基づく管理を引き続き適用する」としたうえで、対象物質の追加を基本的にしない可能性が議論されていたのに対して、最終報告では、「自律的な管理に残すべき規定を除き、5年後に廃止することを想定し…5年後に改めて評価を行うこと」が提起されている。個別規制は自律的管理を基軸とする規制とまったく矛盾するものではなく、このような方向性は改悪である。

● がんの集団発生時の報告の仕組み

前述の職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会最終報告は、「がんの集団発生時の報告の仕組み」として、「化学物質を取り扱う同一事業場において、複数の労働者が同種のがんに罹患し外部機関の医師または事業場の産業医が必要と認めた場合は、業務との関連性を解明する必要があるため、所轄労働局に報告することを義務付け、労働局は、労働衛生指導医、労働安全衛生総合研究所等の専門家の協力も得て、当該事業場その他同様の業務を行っている事業場に対し、必要な調査等を行う」としている。

● 石綿障害予防規則の改正等

2020年4月14日の「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策検討会最終報告書」を受けて、①事前調査の方法の明確化と実施者の要件の新設、②分析調査実施者の要件の新設、③事前調査・分析調査結果の記録の保存(3年間)、④計画届の対象拡大、⑤事前調査結果等の届出制度の新設、⑥作業に係る措置の強化(要負圧作業、ケイ酸カルシウム板・仕上塗材、その他)、⑦事前調査結果・作業実施記録の概要の40年間保存、作業実施状況の写真等による記録等の3年間保存、⑧発注者による配慮等を定めた石綿障害予防規則の改正が行われ、2020年10月1日以降(大部分は2021年4月1日)施行されている。これに合わせて、「石綿総合情報ポータルサイト」が開設されている(<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>)。

並行して、①すべての石綿含有建材を規制対象、②事前調査の方法の明確化と元請業者に石綿含有建材の有無にかかわらず事前調査結果の都道府県知事への報告、記録の作成・保存義務づけ、③隔離等の飛散防止措置を講じずに吹付け石綿等を除去した者等に対する直接罰の導入、④元請業者に作業結果の発注者への報告や作業記録の作成・保存義務づけ等を内容とした、大気汚染防止法の改正も行われている。

さらに、これまで厚生労働省は「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」、環境省は「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を別々に作成・更新してきたが、各マニュアルを統合

して、370頁の「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)」が示されている。

● アスベスト含有製品の違法流通・輸入

2020年11月27日に厚生労働省は、大阪府貝塚市のふるさと納税品等として流通していた珪藻土バスマットに石綿が含有されていることが判明したこと及びメーカー等による回収について公表。関係団体等に点検・周知を依頼したところ、カインズ、ニトリ、ヤマダ電機、ダイレックス、グッディ、イズミ、三喜、ハンズマン、ルームプラス、しまむら等で販売されている珪藻土製品にも石綿が含有されていることが次々と発覚し、前代未聞の規模のリコール事件に発展した。

厚生労働省は、石綿をその重量の1%を超えて含有するおそれのある製品で厚生労働大臣が定めるもの(※)を輸入しようとする者は、当該製品の輸入の際に、一定の資格を有する者が作成した石綿の検出の有無等を記載した書面を取得し、石綿が含有しないことを確認しなければならないこと等とする石綿障害予防規則の改正を行い、2021年12月1日に施行される予定である(※=「珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品」)。

● トンネル建設工事の粉じん測定方法等

2020年1月30日に「トンネル建設工事の切羽付近における作業環境等の改善のための技術的事項に関する検討会報告書」が公表され、これを受けて粉じん濃度測定方法を改正し、その結果に基づく換気装置の風量の増加等の措置や、有効な電動ファン付き呼吸用保護具を労働者に使用させること等を事業者に義務づける粉じん障害防止規則等の改正が行われ、2021年4月1日に施行されている。

4. 労災補償対策

● 新型コロナウイルス感染症の労災認定

厚生労働省は2020年2月3日に基補発0203第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償業務

の留意点について」を示していたが、4月28日になって基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償における取扱いについて」を発し、労災請求件数の公表・更新もするようになった(当初はほぼ毎日、現在は毎週)。ホームページの「労働者向けQ&A」の「労災補償」には、上記認定基準とその解説、労災請求件数等に、労災認定事例(現在21事例)、「職場で新型コロナウイルスに感染した方向けリーフレット」の日本語版と13か国語版、医療従事者等がワクチン接種を受けたことで健康被害が生じた場合や針刺し事故が原因で疾病を発症した場合の取り扱いも追加された(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html#Q5-9)。

情報開示請求を通じて、「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付請求に係る調査等に当たっての留意点(調査要領を含む)」、「『新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて』に関するQ&A」、「新型コロナウイルス感染症疑い(PCR検査陰性)事案の当面の取扱いについて」、「質疑応答集」(90頁)等が示されていることも判明した。また、請求勧奨に関する指示も数次にわたり、「とくに集団感染が発生した事業場等を把握した場合には、適切な時期に請求勧奨に係る要請を確実に行うこと」としている(令和3年度「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項」)。

また、新型コロナウイルス感染症発症後に診断された精神障害が業務上と認定された事例がある一方で、精神科を受診したこと等により休業補償給付の支給が差し止められた事例もある。目下の最大の職業病であり、引き続き監視していく必要がある。

● 労災保険特別加入制度の拡大

2021年4月1日から、①芸能関係作業従事者、②アニメーション制作作業従事者、③柔道整復師、④創業支援等措置に基づき事業を行う高年齢者が労災保険特別加入制度の対象に追加された。特設ページも設置している(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r34.1.html)。

続いて、⑤自転車を使用して行う貨物の運送の

事業、⑥情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業を行う労働者以外の者についても労災保険特別加入制度の対象に追加することになり、2021年9月1日に施行される予定である。

● 複数事業労働者に係る労災保険法改正

労働政策審議会労働条件分科会の2019年12月23日に建議「複数就業者に係る労災保険給付等について」を受けて、雇用保険法等の一部を改正する法律が2020年3月31日に成立、同年9月1日に施行された。労災保険法の改正内容は、複数事業に使用される労働者の複数の事業の業務を要因とする傷病等に関する保険給付を新設するもので、複数事業の賃金を合算した額を基礎とした給付が受けられるとともに、脳・心臓疾患、精神障害等については複数事業における業務上の負荷を総合評価して労災認定されることになった。特設ページも開設している(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihukugyou.html)。

複数業務要因災害における労災認定基準について、2020年8月21日に「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準」及び「心理的負荷による精神障害の認定基準」が改正され、改正後の認定基準が示されている(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/gyomu.htmlk)。

● 二次健康診断等給付の検診費用の額等

厚生労働省は2020年5月29日に「労働者災害補償保険法における二次健康診断等給付の健診費用の額等のあり方に関する検討会報告書」を公表した。厚生労働省では、同年6月30日付けで「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正を行い、同年8月の二次健康診断実施分より適用されている。特設ページも設置している(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05927.html)。

● 建設アスベスト給付金制度の創設

2021年5月16日の建設アスベスト訴訟(東京一

陣・神奈川一陣・京都一陣・大阪一陣)が、一人親方等も含めた国の責任を明確に認めたことを踏まえて、国-首相・厚生労働大臣が公式に謝罪し、統一基準による全訴訟の和解と、未提訴の被害者に対する補償制度の法案化に国が積極的に協力することを内容とした「基本合意」の締結へと進んだ。6月2日の衆議院厚生労働委員会で「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律案」が起草・可決され、翌3日に衆議院本会議で可決、6月8日に参議院厚生労働委員会、翌9日に参議院本会議でもすべて全会一致で可決され、成立した。同法は、6月16日に法律第74号として公布され、一部の規定を除き、公布日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行されることとされている。特設ページが開設されている (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/kensetsu_kyufukin.html)。

● 石綿健康被害救済法による時効救済

しかし、石綿健康被害救済法による労災時効救済(特別遺族給付金)については、2016年3月26日以前に死亡した者が対象(請求期限は2022年3月27日まで)で、2016年3月27日以降に死亡した者については、労災保険の時効-5年が経過すると(すなわち2021年3月27日以降)、労災保険(遺族補償給付)も労災時効救済(特別遺族給付金)も請求できなくなる。「新たな隙間」の発生であり、すでにそのような事例が生じている。対象者の請求期限切れも2022年3月27日に迫っている。

● 化学物質MOCAによる膀胱がん等

化学物質MOCA(3,3'-ジクロロ4,4'-ジアミノジフェニルメタン)による膀胱がんについては、多発事業所が確認されているにもかかわらず労災請求がなされていないが、ようやく請求があり、2020年3月24日から「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」による検討がはじまった。そして、「MOCAを取り扱う作業に従事していた労働者の皆様へ」という特設ページがつけられ(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/>

[bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaimoca_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaimoca_00001.html))、2021年1月に4件が労災認定事例があったこと、また、時効は「『芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会』の報告書の公表日(2020年12月22日)までは進行せず、同年12月23日から進行」する取り扱いになったことが明らかになった。「オルト-トルイジンを取り扱う業務により発症した膀胱がん及びアクリル酸系ポリマーを取り扱う業務により発症した呼吸器疾患についても、同様に各報告書の公表日までは労災請求の時効は進行していません」と注記もしている。「印刷事業場で発生した胆管がん」と同じ取り扱いが適用されたことになる。

● 化学物質による疾病リストの見直し

2018年11月30日の「労働基準法施行規則第35条専門検討会報告書」を受けて、労働基準法施行規則別表第1の2第4号の1の物質等の検討を行う同検討会「化学物質による疾病に関する分科会」の作業が2019年7月19日から始まり、当初は2020年度中に取りまとめの予定だったが遅れ、2022年1月頃の見込みとされている。

● 脳・心臓疾患労災認定基準の見直し

「脳・心臓疾患労災認定の基準に関する専門検討会報告書」は、「複数業務要因災害における脳・心臓疾患の認定について」の検討に続けて、2020年度に認定基準全般の検討を行っており、2021年7月16日に報告書が公表された。「速やかに脳・心臓疾患の労災認定基準を改正」とされている。

● 精神障害労災認定基準の見直し

「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」も、パワーハラスメント防止対策法制化に合わせ「パワーハラスメント」の出来事を「心理的負荷評価表」に追加し、「複数業務要因災害における精神障害の認定について」検討した次に、「最新の医学的知見を収集した上で、有識者検討会において、認定基準全般の検討を行う予定」で、2020年度には「ストレス評価に関する調査研究(ライフイベント調査)等の収集予定」とされていた。

● 「労働時間の的確な把握」

脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定に当たっては、労災認定のための労働時間は労働基準法第32条で定める労働時間と同義であること、監督担当部署との連携を指示しながら、「労働時間の的確な把握」が強調されるようになってきており、2021年3月30日付けで200頁をこす基補発0330第1号「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集の活用について」が示されている。

● 請求書等への押印等の見直し

労災保険関係の請求書等について、押印又は署名がなくても受付する取扱いとする見直しが行われた。これにより、請求書等の書類について、請求人の記名欄や事業主等の証明欄に氏名や住所の記載があれば押印がないものであっても受け付けられる。2021年1月7日付け基管発0107号等「労災保険における請求書等に係る押印等の見直しの留意点について」が示されている (<https://www.mhlw.go.jp/content/000716582.pdf>)。

5. 労働災害・職業病の統計データ

● 労働災害の総件数

労働災害の総発生件数として公表されているデータは、今のところ存在していない。

労働者死傷病報告書は、「労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は4日以上休業したとき」に、「遅滞なく」、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。また、「休業3日以内」のものは、3か月分をまとめて提出しなければならない（労働安全衛生法施行規則第97条）。しかし、これに基づく「休業3日以内」のデータは公表されていない。

2007年8月7日に公表された総務省行政評価局の「労働安全衛生等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が、「休業4日未満の労働災害に関する労働者死傷病報告について、当該データの集

計・分析や公表を行うなど、その利用を促進すること」という所見を示し、厚生労働省が2008-09年度に委託した「行政支援研究：休業4日以上と4日未満の死傷災害の比較」研究報告書が、労働者死傷病報告書の様式改善の提案も示して、「休業4日未満労働災害データは、今後の労働災害防止対策の検討に有用である」と結論付けているにもかかわらず、具体的な対応はなされていない。

同報告書の対象には、労災非適用事業に係るものも含む一方で、労災保険の対象となる通勤災害や退職後に発症した職業病、労働者ではない労災保険特別加入者に係る死傷病等は含まれない。

本誌では、労働災害の総件数に代わる数字として、「労災保険事業年報」による労災保険新規受給者数を紹介している(表1(20頁)参照)。

「労災保険事業年報」は、2005年度分以降、厚生労働省ホームページ(統計情報・白書>各種統計調査>厚生労働統計一覧>労働者災害補償保険事業年報、<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/138-1b.html>)に掲載されている(当初は概況等のみで、2015年度分以降は全文を掲載。翌年7月頃にまず、前年度の「労災保険事業の保険給付等支払状況」が公表され、その後「労災保険事業年報」が掲載されるというかたちになっている)。

また、毎年7月第1週の全国安全週間に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『安全の指標』が1999年度版から、労災保険新規受給者数のデータを掲載するようになったが、そこで紹介されているのは業務災害分だけで、本誌では、業務災害と通勤災害の合計数を紹介している。「労災保険事業年報」に業務災害と通勤災害の内訳が示されるようになったのは、2000年度版以降のことで、1999年12月21日に旧総務庁行政管理局が旧労働省に対して行った「労災保険業務に関する行政監察結果に基づく勧告・通知」のなかで、「労災保険財政に係る情報開示について…国民にわかりやすい形で公表すること」とされたのを受けて、「労災保険事業年報」の厚さが以前の2倍以上になってからのことである。

● 死亡災害・重大災害

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	年度別労災補償状況									
大	小	CODE	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
		負傷(負傷を伴わない事故を含む。)	114,135	114,443	114,719	111,422	114,171	112,539	112,816	123,162	119,574	128,670
	01	骨折	58,223	59,032	59,843	58,916	60,997	59,676	60,414	61,557	64,462	64,096
	02	切断	3,918	3,886	3,720	3,578	3,496	3,420	3,344	3,150	3,188	3,031
	03	関節の障害(捻挫、亜脱臼及び転位を含む。)	16,802	17,062	17,290	16,862	16,867	17,427	17,356	17,892	18,865	19,153
	04	打撲傷(皮膚の剥離、擦過傷、挫傷及び血腫を含む。)	17,070	16,585	16,762	15,117	16,429	15,937	16,165	16,465	17,185	17,271
	05	創傷(切作、裂創、刺創及び挫減創を含む。)	13,794	13,842	13,245	13,112	12,730	12,432	11,752	11,630	12,060	11,870
	06	外傷性の脊椎損傷	665	655	630	665	652	646	608	650	622	604
	07	頭頸部外傷症候群(いわゆる「むちうち症」)	361	390	429	405	371	398	376	372	368	451
	08	火傷(高熱物体を取り扱う業務による火傷を除く。)	2,441	2,558	2,526	2,513	2,477	2,441	2,416	2,450	2,427	2,499
	12	01から08までに掲げるものの以外の負傷又は負傷を伴わない事故(感電、溺水、窒息等)	861	433	274	254	152	162	385	352	397	336
		疾病「補償件数」(表4参照)	9,457	9,176	9,143	8,872	9,141	8,574	8512	8,644	9,170	9,359
		負傷+疾病合計「補償件数」	123,592	123,619	123,862	120,294	123,312	121,113	121,328	131,806	137,914	138,029

「死亡災害発生状況」については、2012年までは5月頃に「前年における死亡災害・重大災害の発生状況」として公表されていたが、2014年からは「前年の労働災害発生状況」として死亡災害、死傷災害、重大災害を合わせて公表するようになった(なぜか2017年から重大災害がなくなり、死亡災害と死傷災害だけになってしまっている)。2021年は4月30日に公表されている。

厚生労働省ホームページでは、分野別の政策>雇用・労働>労働基準>安全・衛生>労働災害発生状況・災害事例・安全衛生関係統計>労働災害発生状況で、2007年分からの「労働災害発生状況」統計が入手できるが、2015年分までは死亡災害、死傷災害、重大災害のデータが含まれているものの、2016年以降分には重大災害データが含まれていない(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei11/rousai-hassei/>)。

「死亡災害発生状況」は、『安全の指標』等でも紹介されており、出所は「死亡災害報告より作成」または「安全課調べ」と記載されている。

また、死亡災害に関係する資料としては、労災保険統計の葬祭料・葬祭給付の支給件数を参照することもできる(発生時点ではなく、支給決定時点で

の集計で、請求の時効が5年であることに留意)。

なお、「重大災害発生状況」は、「重大災害報告より作成」したものとされ、「重大災害」とは、「一時に3人以上の労働者が業務上死傷又はり病した災害事故」のことをいう。

● 死傷災害

前述のとおり、2014年から「前年の労働災害発生状況」の一部として公表されるようになっている。

以前は「死傷災害(死亡災害及び休業4日以上の死傷災害)」の出所は、「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)より作成」とされてきたが、2012年分以降は、「労働者死傷病報告より作成」に代えられている。「労働者死傷病報告データの方が事故の型別分類等がなされていて、今後の対策に生かせるということで変更した。労働災害防止計画の数値目標等も労働者死傷病報告データによる」とのことである。前出の厚生労働省ホームページの「労働災害発生状況」統計に掲載されているデータも、同様に、2012年分から労働者死傷病報告データに代えられている。

他方、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)の「労働災害

休業4日以上の死傷者数			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	労災保険給付データ及 び労働者死傷病報告 (労災非適) による	傷病性質コード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
1988	223,470	226,318	
1989	216,118	217,964	
1990	207,581	210,108	
1991	196,803	200,633	
1992	186,532	189,589	
1993	180,575	181,900	
1994	173,517	176,047	
1995	164,998	167,316	
1996	160,712	162,862	
1997	154,489	156,726	
1998	144,838	148,248	
1999	141,055	137,316	
2000	139,974	133,948	
2001	140,149	133,598	
2002	132,339	125,918	142,688
2003	132,936	125,750	142,207
2004	132,248	122,804	139,024
2005	133,050	120,354	138,444
2006	134,298	121,378	140,308
2007	131,478	121,356	140,622
2008	129,026	119,291	134,751
2009	114,152	105,718	120,528
2010	116,733	107,759	123,592
2011	117,958	111,349	123,619
2012	119,576		123,862
2013	118,157		120,294
2014	119,535		123,312
2015	116,311		121,113
2016	117,910		121,328
2017	120,460		131,806
2018	127,329		137,914
2019	125,611		138,029

注：2011年の届出・公表件数は東日本大震災を直接の原因とするもの（届出1,664人、公表2,827人）を除く。

統計」の各年の「死傷災害発生状況」のなかの、1988～1998年分の「死傷災害発生状況」のうち起因物別・事故の型別データは、明記はされていないものの「労働者死傷病報告」によるデータであろうと思われる。1999年分以降は「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況」とされている。

もうひとつ、情報公開法が施行されて、「職業病統計に関する一切」を開示請求するようになって

から全国安全センターが毎年開示させている「傷病性質コード別労災補償状況」の2002年度分以降に、「負傷（負傷を伴わない事故を含む）」データも掲載されるようになった。内容は、前頁表のとおりである（2009年度以前分は省略）。

この「負傷」合計件数に、その後に続く疾病件数（表4（29頁）参照）を合わせた「負傷+疾病」の合計件数が、9休業4日以上の死傷災害の「補償件数」であろうと考えられる。

「労働者死傷病報告」によるデータは、素直に考えれば、事業主が届け出た報告の件数をそのまま集計したものであろう（「届出件数」と呼ぶことにする）。それと、2011年以前に公表されてきた「労災保険給付データ及び労働者死傷病報告（労災非適）」による数字（「公表件数」と呼ぶ）、さらに「補償件数」を並べてみると、別掲表のようになる。

補償件数には、労働者死傷病報告書を届け出する必要のない、通勤災害、労災保険特別加入者や退職後の発症・死亡等も含まれる。理屈で考えれば、それらを除いた業務災害分だけの補償件数に労災非適用事業に係る労働者死傷病報告件数を加えたものが公表件数ということになりそうな気がするが、そのような説明がなされたことはない。また、公表件数は、（負傷に限定したとしても）補償件数よりもかなり少なく、そのような事情だけでは説明できそうにない。なお、1999年以降、届出件数が公表件数を上回り（網掛け部分）、実際に届け出られた件数よりも少ない件数しか公表されていない状況が続いていたことになる。

どのような理由で、どのように算定されたのかかわからない数字が、長年、死傷災害の公表件数とされ、労働災害防止計画等の数値目標としても用いられてきたということ自体が、実に不可解ではある。

● 業務上疾病

厚生労働省ホームページの、分野別の政策＞雇用・労働＞労働基準＞安全・衛生＞労働災害発生状況・災害事例・安全衛生関係統計に、2004年分以降の「業務上疾病発生状況等調査」へのリンクが設定されるようになった（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09976.html）。報道発表資料

のところには掲載がなく、労働基準分野のトピックス一覧の記載から掲載日が確認できていたのだが、2018年以降分については掲載がみあたらない。

ここにある「業務上疾病発生状況（業種別・疾病別）」は、「暦年中に発生した疾病で翌年3月末までに把握した休業4日以上のもので、出所は「業務上疾病調」と記載されており、全国労働衛生週間（10月1～7日）に向けて中央労働災害防止協会から発行されている『労働衛生のしおり』掲載のものと同じものである。後掲の表2（22頁）及び次頁表では、これを「公表件数」として示している。

どちらも、2014年分以降、「死亡」の内数が示されるようになってともに、熱中症、脳・心臓疾患等、精神障害、その他の内訳も示されるようになった。

この公表件数がどのように算定されているかも、闇の中であった。以前、情報公開法に基づく開示請求も行って厚生労働省に説明を求めたところ、「公表件数」は、労働者死傷病報告をそのまま集計しているのではなく、例えば、「非災害性」（第3号）として届け出られた「腰痛」を、事情を確認したうえで「災害性」＝「負傷による腰痛」（第1号）に振り替え、また、「じん肺及びその合併症」については、届出件数ではなく労災保険給付データを使っている等との説明がなされた。しかし、処理方法を示した文書は存在していないという回答であった。

他方、前出の「職場のあんぜんサイト」には、2004～2009年分について、「労働者死傷病報告」によると明記された「業種別・年別業務上疾病発生状況」データも示されている。2010～2013年分については、「『労働者死傷病報告』による死傷災害発生状況（確定値）」でダウンロードできるエクセル・ファイルのなかに、死亡・休業別内訳も示された「業種別・傷病分類別業務上疾病発生状況」のシートが含まれていたのだが、いつの間にか消されてしまい、2014年分以降も同じである。かつて得られたものも含めて、「労働者死傷病報告」によるデータを「届出件数」と呼ぶことにする。

「補償件数」については、驚くべきことに厚生労働省ホームページには一切掲載されてこなかった。いつできたのか不明だが、厚生労働省ホームページの、分野別の政策＞雇用・労働＞労働基準＞労災

補償＞業務上疾病の認定＞業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）のページがつくれ、最初は2017年度分、次いで2018年度分、現在は2019年度分のみが掲載されている。各年度分の継続的公表を望みたい（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyoumu_00531.html）。

この調査結果には、第一～十一（2009年分以前は一～九）号別の新規支給決定件数、及び、振動障害、じん肺症等、非災害性腰痛、上肢障害、職業がん、脳血管疾患及び虚血性心疾患、精神障害に係る都道府県別データなどが収録されている。この元となる調査については、毎年度、補償課長から指示が出されており、調査内容は微妙に変化している。2019年度は基発0719第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」で指示され、12月19日付け補償課職業病認定対策室長補佐事務連絡「平成30年度『業務上疾病の労災補償状況調査結果（全国計）』について」で調査結果が通知されていたが、2020年度については、後者に当たるものは1月14日付けの職業病認定対策室長補佐事務連絡だが、前者に当たるものは基補発0730第1号補償課長通達のようなものである。

全国安全センターは、情報公開法を使って、1999年度分以降毎年度、「業務上疾病の労災補償に係る統計の一切」の開示請求を行っている。実際に開示されるのは、①「業務上疾病の労災補償状況調査（全国計）」、②「傷病性質コード別労災補償状況」（16頁の表（負傷（負傷を伴わない事故を含む））と表4（29頁－業務上疾病）を合わせた内容）、③「都道府県別請求・決定状況確認表」（表5（32頁）の内容、②と同じ「傷病性質コード」によっている）、④「〇年度新規支給決定件数」とだけ題された表6（33頁）の内容、⑤「疾病別都道府県別件数表」（表9（40頁）の内容）である。

「それらが何らかの文書・冊子の一部をなしている場合には、当該文書・冊子等のすべて」を開示請求しているが、毎年開示されている②～⑤は表紙すらない集計表だけである（①は表紙と目次がついている）。

これらのデータは、本誌以外で紹介されることは

業務上疾病			
年/ 年度	労働者 死傷病報告 による	「業務上疾病調」 によるとされる	傷病性質コード別労災補 償状況による
	「届出件数」	「公表件数」	「補償件数」
2002		7,502	9,045
2003		8,055	8,806
2004	7,159	7,609	8,858
2005	7,413	8,226	9,271
2006	7,635	8,369	11,171
2007	8,099	8,684	10,456
2008	8,341	8,874	10,148
2009	6,968	7,491	8,862
2010	8,111	8,111	9,457
2011	7,779	7,779	9,176
2012	7,743	7,743	9,143
2013	7,310	7,310	8,872

ほとんどないと言ってよい。

別掲表に、「届出件数」「公表件数」「補償件数」を並べてみた。2010～2013年分の届出件数と公表件数は同じ数字である（2014年分以降の「届出件数」は得られていない。「公表件数」と「補償件数」については表2-1から表2-4参照）。疾病分類別のデータで比較してみると、2010年は452件、2011年は487件、2012年は373件、業務上の負傷に起因する疾病から非災害性腰痛に振り替えていることが確認できる（2010年分は化学物質等による疾病からその他業務に起因する疾病にも5件振り替え）。2013年分は、「届出件数」として公表される段階ですでに操作が行われているのかもしれない。

なお、厚生労働省は、毎年6月頃に前年度分の「過労死等（以前は「脳・心臓疾患と精神障害」）の労災補償状況」及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況（速報値）」、12月頃に後者の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場」を公表している。これらは、他と区別して特別の「処理経過簿」の作成を指示して、集計・公表されている職業病である。

なお、厚生労働省ホームページ「安全衛生関係統計・災害事例」には、全般など「労働災害発生状況」、「業務上疾病発生状況調査」、「労働安全衛生特別調査」、「労働災害動向調査」のほか、個別分野「熱中症による死亡災害発生状況」、「酸

素欠乏症・硫化水素中毒による労働災害発生状況」、「石綿の除去作業等に係る計画届及び監督指導等の件数」、「化学物質による労働災害発生状況」、「技能講習の登録機関及び修了者数」、「心理的な負担の程度を把握するための検査実施状況」も掲載されるようになっている。

● 労災保険事業年報

前述のとおり、厚生労働省ホームページ（厚生労働統計一覧）に「労災保険事業月報」及び「労働者災害補償保険事業年報」が掲載されるようになった。これも基本的な統計データであり、全国安全センターでは労災保険法施行以来の事業年報（古いものはコピー）を備え付けている。ホームページ上では、2005～14年度分について「労働者災害補償保険事業の概況」、2015年度分以降については年報の全文がPDFで、また、2009年度分以降について「保険給付等支払状況」がエクセルファイルで入手できるようになっている。

表1（年別全国）及び表8（都道府県別）に示した基本情報は、これらによって確認できる。詳しくは、以下のとおりである。

労災保険適用事業場数、労災保険適用労働者数は、年報の第1-2表（適用状況〔合計〕（都道府県別））。労災保険新規受給者数、障害（補償）給付一時金新規受給者数、遺族（補償）給付一時金新規受給者数、葬祭料（葬祭給付）受給者数は、「都道府県別、保険給付支払状況（業務災害＋通勤災害＋二次健康診断等給付）」エクセルファイル。死亡災害発生状況と死傷災害発生状況は、既出の情報源（前述のような公表データの変更があったために、表1の2012年以降の数字及び表8では、労働者死傷病報告による死傷災害発生状況の数字を示してある）。障害（補償）年金、傷病（補償）年金、遺族（補償）年金の新規受給者及び年度末受給者数は、各々、年報第7-10表（障害補償年金受給者数（都道府県別、等級別））、年報第7-15表（傷病補償年金受給者数（都道府県別、等級別））、第7-13表（遺族補償年金受給者数（都道府県別、新規受給者数は年金新規と前払一時金新規を合算））によっている。 [71頁に続く]

労働安全衛生をめぐる状況

表1 死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数の推移

年度 /年*	労災保険適用 事業場数	労災保険適用 労働者数	死亡災害 発生状況*	死傷災害発生 状況(休業 4(8)日以上)*	労災保険新 規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償) 年金新規 受給者数	障害・傷病 新規受給者 数合計
						新規受 給者数	一時金	年金		
1947	115,901				85,759	2,276	2,276			2,276
1950	316,260	7,195,752			628,693	49,074	49,074			49,074
1955	559,171	10,244,310	5,050	335,442	554,255	63,838	63,838			63,838
1960	807,822	16,186,190	6,095	468,139	873,547	75,533	75,416	117	883	76,416
1965	856,475	20,141,121	6,046	408,331	1,340,702	73,300	73,028	272	1,051	74,351
1970	1,202,447	26,530,326	6,048	364,444	1,650,164	79,132	74,270	4,862	1,106	80,238
1975	1,535,276	29,075,154	3,725	322,322	1,099,056	57,600	53,387	4,213	1,482	59,082
1980	1,839,673	31,839,595	3,009	335,706	1,098,527	56,350	52,465	3,885	2,619	58,969
1985	2,067,091	36,215,432	2,572	257,240	901,855	50,410	46,648	3,762	1,674	52,084
1986	2,110,305	36,696,975	2,318	246,891	859,220	50,022	46,170	3,852	1,336	51,358
1987	2,176,827	38,799,735	2,342	232,953	846,508	47,978	44,256	3,722	1,218	49,196
1988	2,270,487	39,724,637	2,549	226,318	832,335	46,966	43,181	3,785	1,135	48,101
1989	2,342,024	41,249,304	2,419	217,964	818,007	44,265	40,759	3,506	891	45,156
1990	2,421,318	43,222,324	2,550	210,108	797,980	42,043	38,716	3,327	814	42,857
1991	2,491,801	44,469,300	2,489	200,633	764,692	40,221	37,108	3,113	804	41,025
1992	2,541,761	45,831,524	2,354	189,589	725,637	38,222	35,215	3,007	791	39,013
1993	2,576,794	46,633,380	2,245	181,900	695,967	37,166	34,132	3,034	752	37,918
1994	2,604,094	47,017,275	2,301	176,047	674,526	35,637	32,564	3,073	697	36,334
1995	2,643,828	47,246,440	2,414	167,316	665,043	34,543	31,433	3,110	815	35,358
1996	2,584,588	47,896,500	2,363	162,862	654,855	33,190	30,087	3,103	814	34,004
1997	2,698,597	48,435,492	2,078	156,726	649,404	33,126	30,202	2,924	778	33,904
1998	2,699,013	48,823,930	1,844	148,248	625,427	32,030	29,039	2,991	739	32,769
1999	2,687,662	48,492,908	1,992	137,316	602,853	30,750	27,855	2,895	722	31,472
2000	2,700,055	48,546,453	1,889	133,948	603,101	29,297	26,558	2,739	637	29,934
2001	2,692,395	48,578,841	1,790	133,598	600,210	28,954	26,414	2,540	606	29,560
2002	2,646,286	48,194,705	1,658	125,918	578,229	27,928	25,237	2,691	604	28,532
2003	2,632,411	47,922,373	1,628	125,750	593,992	27,314	24,543	2,771	880	28,194
2004	2,627,510	48,552,436	1,620	122,804	603,484	26,352	23,776	2,576	818	27,170
2005	2,630,805	49,184,518	1,514	120,354	608,030	25,904	23,387	2,517	599	26,503
2006	2,642,570	50,707,376	1,472	121,378	606,645	25,188	22,787	2,401	551	25,739
2007	2,642,607	51,313,223	1,357	121,356	607,348	25,236	22,811	2,425	635	25,871
2008	2,632,696	52,418,376	1,268	119,291	604,139	24,702	22,404	2,298	782	25,484
2009	2,621,343	52,788,681	1,075	105,718	534,623	24,127	21,813	2,314	578	24,705
2010	2,622,356	52,487,983	1,195	107,759	574,958	22,663	20,487	2,176	651	23,314
2011	2,627,669	52,741,870	1,024	111,349	614,914	22,075	19,967	2,108	547	22,622
2012	2,645,473	53,236,873	1,093	119,576	606,886	22,408	20,377	2,031	547	22,955
2013	2,676,910	54,294,921	1,030	118,157	602,927	22,326	20,265	2,061	429	22,755
2014	2,707,702	55,408,173	1,057	119,535	619,599	22,381	20,381	2,000	471	22,852
2015	2,746,576	56,293,670	972	116,311	618,149	21,885	19,980	1,905	469	22,354
2016	2,787,965	57,484,440	928	117,910	626,526	21,014	19,102	1,912	410	21,424
2017	2,828,062	58,361,548	978	120,460	650,534	20,557	18,730	1,827	356	20,913
2018	2,851,699	59,567,292	909	127,329	686,513	20,670	18,888	1,782	386	21,056
2019	2,858,309	60,433,277	845	125,611	687,455	20,953	19,235	1,718	317	21,270
2020			802	131,156	653,355		45,674			

注) 「死亡災害発生状況」及び「死傷災害発生状況」は暦年。それ以外は年度で、業務災害及び通勤災害を含む。

「死傷災害発生状況」は、1973年以降は休業4日以上、1972年以前は休業8日以上のものである。

「死傷災害発生状況」は、2011年以前は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、2012年以降は労働者死傷病報告による。

1995年の「死亡災害発生状況」には、阪神・淡路大震災を直接の原因とする64人、地下鉄サリン事件による2人を含んでいない。

2011年の「死亡災害発生状況」「死傷災害発生状況」には、東日本大震災による1,314人、2,827人を含んでいない。

2020年の「死傷災害発生状況」には、新型コロナウイルス感染症による6,041人を含んでいる。

年度	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
1947	1,248	1,245	1,245									
1950	4,412	4,585	4,585									
1955	5,010	5,107	5,107									
1960	6,039	6,161	6,161		1,000	3,496	3,379	2,372	965	42	117	
1965	5,880	6,548	6,548		1,323	8,185	6,970	4,469	2,128	373	1,215	
1970	5,898	7,854	1,507	6,347	12,315	54,865	9,331	5,275	3,064	992	20,390	25,144
1975	4,563	6,362	1,310	5,052	10,747	102,451	12,383	6,786	3,533	2,064	41,150	48,918
1980	4,238	5,150	753	4,397	10,901	146,754	21,607	12,487	4,696	4,424	57,276	67,871
1985	3,903	4,540	735	3,805	9,241	177,933	23,927	16,006	4,380	3,541	71,609	82,397
1986	3,609	4,475	699	3,776	8,964	182,545	23,494	15,927	4,255	3,312	74,344	84,707
1987	3,570	4,369	704	3,665	8,605	186,558	22,910	15,734	4,110	3,066	76,785	86,863
1988	3,789	4,410	773	3,637	8,557	190,528	22,343	15,499	3,988	2,856	79,284	88,901
1989	3,894	4,502	768	3,734	8,131	193,726	21,496	14,967	3,854	2,675	81,390	90,840
1990	3,846	4,675	819	3,856	7,997	196,763	20,653	14,355	3,743	2,555	83,310	92,800
1991	4,015	4,687	894	3,793	7,710	199,504	19,854	13,769	3,643	2,442	84,978	94,672
1992	3,753	4,657	866	3,791	7,589	202,133	19,021	13,194	3,486	2,341	86,513	96,599
1993	3,767	4,541	867	3,674	7,460	204,699	18,174	12,591	3,325	2,258	88,075	98,450
1994	3,775	4,507	838	3,669	7,439	207,211	17,373	12,030	3,179	2,164	89,588	100,250
1995	4,022	5,128	1,046	4,082	8,007	209,778	16,533	11,390	3,070	2,073	90,918	102,327
1996	3,803	4,933	815	4,118	8,035	212,465	15,915	10,932	2,978	2,005	92,069	104,481
1997	3,666	4,563	899	3,664	7,366	214,489	15,350	10,494	2,893	1,963	93,067	106,072
1998	3,330	3,812	833	2,979	6,709	216,007	14,646	9,940	2,825	1,881	94,096	107,265
1999	3,349	4,165	761	3,404	7,021	217,386	14,029	9,439	2,741	1,849	94,891	108,466
2000	3,231	4,096	807	3,289	6,665	218,386	13,392	8,926	2,653	1,813	95,489	109,505
2001	3,244	4,015	817	3,198	6,344	218,957	12,790	8,415	2,603	1,772	95,785	110,382
2002	3,239	3,894	790	3,104	6,399	219,720	12,202	7,924	2,532	1,746	96,310	111,208
2003	3,399	4,169	757	3,412	7,063	220,953	11,900	7,711	2,458	1,731	96,862	112,191
2004	3,322	3,984	770	3,214	6,608	221,574	11,617	7,490	2,405	1,722	96,979	112,978
2005	3,444	4,138	759	3,379	6,495	221,684	11,099	7,038	2,356	1,705	96,846	113,739
2006	4,017	5,973	1,091	4,882	7,834	223,240	10,581	6,564	2,301	1,716	96,733	115,926
2007	3,865	4,837	940	3,897	6,957	223,735	10,103	6,140	2,263	1,700	96,512	117,120
2008	3,703	4,222	926	3,556	6,376	223,592	9,785	5,890	2,199	1,696	95,989	117,818
2009	3,591	4,124	941	3,444	6,075	223,139	9,316	5,415	2,173	1,728	95,610	118,213
2010	3,621	4,262	895	3,367	6,194	222,280	8,929	5,097	2,119	1,713	94,914	118,437
2011	5,509	6,057	1,348	4,709	7,364	222,192	8,412	4,688	2,050	1,674	94,094	119,686
2012	3,552	4,519	980	3,539	6,117	220,592	7,897	4,261	1,994	1,642	93,072	119,623
2013	3,317	4,020	923	3,097	5,587	218,434	7,399	3,879	1,943	1,577	92,003	119,032
2014	3,462	3,965	960	3,005	5,476	216,226	6,942	3,473	1,883	1,586	90,926	118,358
2015	3,046	3,722	852	2,870	5,244	213,822	6,524	3,144	1,841	1,539	89,787	117,511
2016	2,993	3,653	893	2,760	5,082	210,810	6,079	2,773	1,772	1,534	88,460	116,271
2017	2,919	3,416	880	2,536	2,632	207,601	5,647	2,411	1,739	1,497	87,121	114,833
2018	2,909	3,472	914	2,558	4,726	202,332	5,242	2,125	1,655	1,462	85,770	111,320
2019	2,671	3,185	833	2,352	4,387	200,745	4,855	1,853	1,582	1,420	84,336	111,554
2020	6,868		1,764									

注) 遺族(補償)年金新規受給者数は、1982年度以降は年金と前払一時金、1968年度以降は年金と附則第42条の新規受給者数の合計
 障害(補償)年金は、1965年度以前は1～3級、1966年度以降は1～7級になっている。
 傷病(補償)年金は、1976年度以前は長期傷病補償給付の件数。1959年度の数字は、1960年度当初、長期傷病者補償へ移行した者の件数。
 2019年度以降の労災保険給付件数データには、毎月勤労統計調査での不適切調査による追加給付の件数が含まれている(とくに2020年度に集中。
 葬祭料・葬祭給付、障害(補償)給付、遺族(補償)給付、傷病(補償)年金の当該年度新規受給者数については注意が必要である)。
 厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-1 業務上疾病の発生状況

号	一			二			三			四			五		
分類	業務上の負傷に起因する疾病			物理的因子による疾病 (がんを除く)―有害 光線、電離放射線、異常 気圧、異常温度、騒音、 超音波等			身体に過度の負担のかか る作業態様に起因する 疾病―腰痛、振動障害、 頸肩腕障害等			化学物質等による疾病 (がんを除く)―労働大 臣が指定する化学物質 等による疾病を含む。			粉じんの吸入による 疾病―じん肺及び その合併症		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	13,807	11,415	2,392	1,711	1,344	367	1,665	2,782	-1,117	713	398	315	2,491	2,150	341
1980	13,630	11,985	1,645	1,128	1,212	-84	789	2,674	-1,885	621	400	221	2,365	2,108	257
1981	13,269	11,792	1,477	1,646	1,197	449	711	2,451	-1,740	475	458	17	2,249	2,034	215
1982	12,235	11,131	1,104	1,128	1,011	117	447	2,187	-1,740	505	335	170	2,282	2,114	168
1983	11,651	9,731	1,920	821	888	-67	363	1,683	-1,320	426	413	13	2,163	1,899	264
1984	11,242	9,395	1,847	1,293	846	447	372	1,687	-1,315	608	348	260	1,561	1,339	222
1985	11,022	8,834	2,188	1,237	846	391	413	1,617	-1,204	456	309	147	1,387	1,353	34
1986	10,763	8,296	2,467	1,292	1,238	54	532	1,652	-1,120	368	298	70	1,472	1,272	200
1987	9,170	8,035	1,135	730	1,627	-897	733	1,382	-649	399	303	96	1,401	1,327	74
1988	9,598	7,831	1,767	566	1,217	-651	612	1,375	-763	364	279	85	1,308	1,254	54
1989	9,485	8,046	1,439	728	690	38	680	1,221	-541	316	277	39	1,201	1,238	-37
1990	8,759	7,791	968	501	592	-91	543	1,012	-469	331	216	115	1,185	1,144	41
1991	9,146	7,016	2,130	860	523	337	370	1,000	-630	370	260	110	1,103	1,140	-37
1992	8,323	6,683	1,640	729	489	240	240	1,131	-891	343	196	147	1,140	1,060	80
1993	7,306	5,823	1,483	524	411	113	290	1,035	-745	400	225	175	1,025	983	42
1994	7,183	5,406	1,777	733	579	154	235	953	-718	407	239	168	1,259	1,245	14
1995	6,451	5,000	1,451	726	646	80	290	1,097	-807	334	248	86	1,326	1,395	-69
1996	6,521	4,806	1,715	513	602	-89	293	1,163	-870	344	195	149	1,477	1,502	-25
1997	6,034	4,743	1,291	321	656	-335	287	1,330	-1,043	411	258	153	1,415	1,480	-65
1998	6,002	4,693	1,309	567	612	-45	320	1,522	-1,202	330	202	128	1,201	1,424	-223
1999	5,388	4,658	730	395	684	-289	357	1,727	-1,370	238	200	38	1,276	1,385	-109
2000	5,405	4,344	1,061	461	718	-257	438	1,595	-1,157	323	227	96	1,180	1,322	-142
2001	5,652	4,600	1,052	517	824	-307	381	1,514	-1,133	269	153	116	982	1,148	-166
2002	5,277	4,650	627	443	754	-311	346	1,448	-1,102	297	203	94	956	1,139	-183
2003	5,861	4,647	1,214	447	730	-283	393	1,281	-888	316	196	120	856	1,243	-387
2004	5,370	4,530	840	513	766	-253	368	1,283	-915	295	218	77	814	1,233	-419
2005	5,829	4,660	1,169	459	649	-190	425	1,223	-798	315	209	106	767	1,172	-405
2006	5,962	5,051	911	487	619	-132	432	1,449	-1,017	332	298	34	765	1,165	-400
2007	6,252	5,094	1,158	552	747	-195	518	1,494	-976	270	204	66	640	1,032	-392
2008	6,625	5,075	1,550	502	609	-107	490	1,465	-975	231	215	16	587	850	-263
2009	5,721	4,457	1,264	328	479	-151	388	1,223	-835	200	195	5	531	812	-281
2010	5,819	4,620	1,199	865	932	-67	394	1,233	-839	232	219	13	516	800	-284
2011	5,654	4,516	1,138	651	774	-123	381	1,149	-768	267	244	23	439	712	-273
2012	5,688	4,412	1,276	684	797	-113	372	1,193	-821	216	237	-21	361	581	-220
2013	5,253	4,261	992	785	879	-94	346	1,221	-875	221	218	3	334	448	-114
2014	5,445	4,511	934	665	708	-43	420	1,406	-986	205	228	-23	263	438	-175
2015	5,339	4,204	1,135	695	692	3	419	1,323	-904	256	192	64	251	329	-78
2016	5,574	4,127	1,447	703	731	-28	311	1,308	-997	228	191	37	210	321	-111
2017	5,963	4,221	1,742	773	756	17	378	1,322	-944	227	213	14	191	333	-142
2018	5,937	4,263	1,674	1,437	1,264	173	457	1,391	-934	270	210	60	165	277	-112
2019	6,015	4,460	1,555	1,118	1,019	99	457	1,519	-1,062	225	210	15	164	272	-108
合計	311,626	253,813	57,813	31,234	33,357	-2,123	18,656	59,721	-41,065	13,954	10,337	3,617	43,259	46,473	-3,214
2020	6,533			1,214			462			253			127		

注) 各号の左欄の数字は、厚生労働省「業務上疾病発生状況」から、疾病分類を労働基準法施行規則別表第1の2に各号別に組み替えたもの。休業4日以上のもの、当該年(暦年)中に発生した疾病で翌年3月末日までに把握したもの、と説明されている。中欄の数字は、「年度別業務上疾病の労災保険新規支給決定件数」(被災労働者等から労災保険の給付請求がなされ、その年度(暦年ではない)中に支給決定がなされたもの。厚生労働省労働

号	六			七			八・九・十・十一			二～十一			一～十一		
分類	細菌、ウイルス等の 病原体による疾病			がん原性物質若しくは がん原性因子又はがん 原性工程における業務 による疾病			その他業務に起因する ことの明らかな疾病等			職業性疾病 (二号から十一号 までの小計)			計		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
1979	101	85	16	6	47	-41	50	226	-176	6,737	7,032	-295	20,544	18,447	2,097
1980	48	123	-75	3	41	-38	60	470	-410	5,014	7,028	-2,014	18,644	19,013	-369
1981	48	164	-116	6	49	-43	45	622	-577	5,180	6,975	-1,795	18,449	18,767	-318
1982	51	206	-155	5	60	-55	52	634	-582	4,470	6,547	-2,077	16,705	17,678	-973
1983	41	166	-125	6	68	-62	9	541	-532	3,829	5,658	-1,829	15,480	15,389	91
1984	56	162	-106	4	49	-45	11	440	-429	3,905	4,871	-966	15,147	14,266	881
1985	60	138	-78	0	67	-67	13	256	-243	3,566	4,586	-1,020	14,588	13,420	1,168
1986	108	113	-5	6	64	-58	6	211	-205	3,784	4,848	-1,064	14,547	13,144	1,403
1987	69	140	-71	4	61	-57	4	106	-102	3,340	4,946	-1,606	12,510	12,981	-471
1988	55	141	-86	4	53	-49	16	187	-171	2,925	4,506	-1,581	12,523	12,337	186
1989	40	128	-88	2	67	-65	13	133	-120	2,980	3,754	-774	12,465	11,800	665
1990	87	120	-33	1	51	-50	8	120	-112	2,656	3,255	-599	11,415	11,046	369
1991	92	173	-81	5	80	-75	5	174	-169	2,805	3,350	-545	11,951	10,366	1,585
1992	64	424	-360	2	54	-52	1	125	-124	2,519	3,479	-960	10,842	10,162	680
1993	75	156	-81	6	73	-67	4	108	-104	2,324	2,991	-667	9,630	8,814	816
1994	74	161	-87	9	79	-70	15	121	-106	2,732	3,377	-645	9,915	8,783	1,132
1995	92	118	-26	3	69	-66	8	140	-132	2,779	3,713	-934	9,230	8,713	517
1996	94	143	-49	0	68	-68	8	145	-137	2,729	3,818	-1,089	9,250	8,624	626
1997	74	179	-105	0	38	-38	15	110	-95	2,523	4,051	-1,528	8,557	8,794	-237
1998	142	183	-41	0	57	-57	12	118	-106	2,572	4,118	-1,546	8,574	8,811	-237
1999	111	132	-21	1	61	-60	51	122	-71	2,429	4,311	-1,882	7,817	8,969	-1,152
2000	215	159	56	0	72	-72	61	146	-85	2,678	4,239	-1,561	8,083	8,583	-500
2001	105	157	-52	1	86	-85	77	259	-182	2,332	4,141	-1,809	7,984	8,741	-757
2002	120	224	-104	3	95	-92	60	533	-473	2,225	4,396	-2,171	7,502	9,046	-1,544
2003	132	136	-4	2	143	-141	48	434	-386	2,194	4,163	-1,969	8,055	8,810	-755
2004	165	190	-25	1	209	-208	83	429	-346	2,239	4,328	-2,089	7,609	8,858	-1,249
2005	248	158	90	5	732	-727	178	461	-283	2,397	4,604	-2,207	8,226	9,264	-1,038
2006	241	214	27	1	1,810	-1,809	149	565	-416	2,407	6,120	-3,713	8,369	11,171	-2,802
2007	257	200	57	9	1,021	-1,012	186	664	-478	2,432	5,362	-2,930	8,684	10,456	-1,772
2008	207	205	2	10	1,080	-1,070	222	649	-427	2,249	5,073	-2,824	8,874	10,148	-1,274
2009	137	133	4	10	1,033	-1,023	176	530	-354	1,770	4,405	-2,635	7,491	8,862	-1,371
2010	126	110	16	6	949	-943	153	594	-441	2,292	4,837	-2,545	8,111	9,457	-1,346
2011	160	189	-29	5	957	-952	222	635	-413	2,125	4,660	-2,535	7,779	9,176	-1,397
2012	186	155	31	4	954	-950	232	814	-582	2,055	4,731	-2,676	7,743	9,143	-1,400
2013	182	160	22	6	939	-933	183	746	-563	2,057	4,611	-2,554	7,310	8,872	-1,562
2014	202	142	60	6	933	-927	209	775	-566	1,970	4,630	-2,660	7,415	9,141	-1,726
2015	201	186	15	3	922	-919	204	726	-522	2,029	4,370	-2,341	7,368	8,574	-1,206
2016	125	129	-4	3	946	-943	186	759	-573	1,766	4,385	-2,619	7,340	8,512	-1,172
2017	105	115	-10	0	924	-924	207	761	-554	1,881	4,424	-2,543	7,844	8,645	-801
2018	171	133	38	1	929	-928	246	703	-457	2,747	4,907	-2,160	8,684	9,170	-486
2019	113	122	-9	2	1,029	-1,027	216	728	-512	2,295	4,899	-2,604	8,310	9,359	-1,049
合計	4,980	6,572	-1,592	151	17,019	-16,868	3,704	17,020	-13,316	115,938	190,499	-74,561	427,564	444,312	-16,748
2020	6,291			1			157			8,505			15,038		

基準局「業務上疾病の労災補償状況調査結果」等。右欄の数字は、左欄の数字から中欄の数字を差し引いたもの。

2020年の六の公表件数6,291件のうち6,041件は新型コロナウイルス感染症である。

厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表2-2 「身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病」の発生状況

分類	三 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病														
	三-1			三-2			三-3			三-4			三-5		
	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内蔵脱（重激業務）			重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（非災害性腰痛）			さく岩機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動機能障害（振動障害）			電話交換の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群（上肢障害）			1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病（その他）		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	158	241	-83	72	48	24	12	784	-772	134	507	-373	62	15	47
2001	104	179	-75	77	44	33	16	717	-701	144	558	-414	40	16	24
2002	75	147	-72	70	65	5	7	632	-625	150	590	-440	44	14	30
2003	115	149	-34	61	56	5	7	481	-474	149	581	-432	61	14	47
2004	89	138	-49	54	52	2	9	412	-403	154	671	-517	62	10	52
2005	105	133	-28	55	45	10	4	317	-313	180	711	-531	81	17	64
2006	92	126	-34	31	71	-40	6	308	-302	233	924	-691	70	20	50
2007	119	160	-41	57	63	-6	5	315	-310	245	940	-695	92	16	76
2008	89	137	-48	47	72	-25	3	251	-248	246	986	-740	105	19	86
2009	109	136	-27	54	81	-27	3	267	-264	163	726	-563	59	13	46
2010	117	174	-57	58	79	-21	5	263	-258	141	707	-566	73	10	63
2011	87	172	-85	56	40	16	4	272	-268	161	659	-498	73	6	67
2012	90	196	-106	43	53	-10	9	296	-287	139	641	-502	91	7	84
2013	86	206	-120	50	28	22	2	306	-304	140	673	-533	68	8	60
2014	124	244	-120	41	52	-11	3	281	-278	168	823	-655	84	6	78
2015	125	214	-89	29	39	-10	5	276	-271	182	787	-605	78	7	71
2016	75	189	-114	29	49	-20	2	286	-284	153	780	-627	52	4	48
2017	143	189	-46	27	49	-22	4	291	-287	159	834	-675	73	5	68
2018	119	121	-2	27	68	-41	5	281	-276	217	916	-699	89	5	84
2019	118	136	-18	33	82	-49	4	285	-281	210	1,013	-803	92	3	89
2020	143			34			2			200			83		

表2-4 「その他業務に起因することの明らかな疾病」等の発生状況

分類	八			九			十一			二-4					
	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等			強い心理的負担を伴う業務による精神障害			その他業務に起因することの明らかな疾病			異常温度条件による疾病					
										熱中症			熱中症以外の異常温度条件による疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2014	75	277	-202	39	497	-458	95	0	95	423	332	91	196	60	136
2015	73	251	-178	57	472	-415	74	1	73	464	323	141	178	43	135
2016	69	260	-191	46	496	-450	71	0	71	462	373	89	188	56	132
2017	81	253	-172	55	506	-451	71	0	71	544	414	130	175	56	119
2018	76	238	-162	48	465	-417	122	0	122	1,178	879	299	216	72	144
2019	51	216	-165	58	509	-451	107	2	105	829	631	198	210	388	-178
2020	37			62			58			959			200		

注) 表2-1の注に同じ。

表2-3 「業務上の負傷に起因する疾病」等の発生状況

分類	一 業務上の負傷に起因する疾病						二 物理的因子による疾病(がんを除く)								
	一-1			一-2			二-1			二-2			二-3		
	負傷による腰痛			一-1以外の「業務上の負傷に起因する疾病」			有害光線による疾病			電離放射線による疾病			異常気圧下における疾病		
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	4,622	2,749	1,873	783	1,595	-812	5	9	-4	3	3	0	7	14	-7
2001	4,793	3,106	1,687	859	1,494	-635	6	7	-1	1	0	1	5	11	-6
2002	4,334	3,170	1,164	943	1,480	-537	5	4	1	0	1	-1	3	16	-13
2003	4,765	3,280	1,485	1,096	1,367	-271	8	9	-1	0	3	-3	8	15	-7
2004	4,377	3,158	1,219	993	1,372	-379	7	6	1	0	2	-2	11	21	-10
2005	4,840	3,271	1,569	989	1,389	-400	7	10	-3	0	0	0	16	24	-8
2006	4,889	3,506	1,383	1,073	1,545	-472	6	3	3	0	0	0	20	25	-5
2007	5,230	3,727	1,503	1,022	1,367	-345	9	5	4	0	0	0	18	25	-7
2008	5,509	3,736	1,773	1,116	1,339	-223	7	11	-4	1	0	1	6	20	-14
2009	4,816	3,280	1,536	905	1,177	-272	9	11	-2	1	1	0	3	19	-16
2010	4,960	3,361	1,599	859	1,259	-400	8	9	-1	0	2	-2	10	19	-9
2011	4,766	3,190	1,576	888	1,326	-438	3	11	-8	0	2	-2	12	22	-10
2012	4,789	3,148	1,641	899	1,264	-365	6	20	-14	0	3	-3	11	31	-20
2013	4,388	3,008	1,380	865	1,253	-388	9	11	-2	0	0	0	21	16	5
2014	4,583	3,170	1,413	862	1,341	-479	3	5	-2	1	1	0	13	23	-10
2015	4,521	2,950	1,571	818	1,254	-436	5	10	-5	0	0	0	15	23	-8
2016	4,722	2,894	1,828	852	1,233	-381	9	10	-1	0	0	0	10	26	-16
2017	5,051	2,935	2,116	912	1,286	-374	5	6	-1	0	2	-2	19	21	-2
2018	5,016	2,935	2,081	921	1,328	-407	5	9	-4	0	1	-1	11	23	-12
2019	5,132	3,101	2,031	883	1,359	-476	13	8	5	0	0	0	22	23	-1
2020	5,582			951			9			0			6		

分類	二 物理的因子による疾病(がんを除く)									四 化学物質等による疾病(がんを除く)								
	二-4			二-5			二-6			四-1			四-2					
	異常温度条件による疾病			騒音による耳の疾病			二-1～二-5以外の「物理的因子による疾病」			酸素欠乏症			四-1以外の「化学物質等による疾病」					
年/年度	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差	公表	補償	格差
2000	419	176	243	13	515	-502	14	1	13	21	25	-4	302	202	100			
2001	478	272	206	9	532	-523	18	2	16	15	13	2	254	141	113			
2002	407	235	172	9	498	-489	19	0	19	10	17	-7	287	186	101			
2003	394	218	176	8	481	-473	29	4	25	5	8	-3	311	188	123			
2004	467	277	190	9	453	-444	19	7	12	11	19	-8	284	199	85			
2005	397	236	161	10	377	-367	29	2	27	9	27	-18	306	181	125			
2006	422	273	149	12	314	-302	27	4	23	12	38	-26	320	260	60			
2007	474	337	137	9	374	-365	42	6	36	12	13	-1	258	191	67			
2008	463	278	185	9	295	-286	16	5	11	11	11	0	220	194	26			
2009	288	169	119	10	276	-266	17	3	14	9	10	-1	191	185	6			
2010	816	584	232	9	315	-306	22	3	19	4	10	-6	228	209	19			
2011	606	441	165	8	297	-289	22	1	21	10	6	4	257	238	19			
2012	631	412	219	10	328	-318	26	3	23	12	11	1	204	226	-22			
2013	724	485	239	4	365	-361	27	2	25	16	4	12	206	214	-8			
2014	619	392	227	6	287	-281	23	0	23	4	12	-8	201	216	-15			
2015	642	366	276	7	291	-284	26	2	24	9	4	5	247	188	59			
2016	650	429	221	6	265	-259	28	1	27	13	14	-1	215	177	38			
2017	719	470	249	8	257	-249	22	0	22	5	8	-3	222	205	17			
2018	1,394	951	443	2	279	-277	25	1	24	7	8	-1	263	202	61			
2019	1,039	703	336	9	284	-275	35	1	34	5	8	-3	220	202	18			
2020	1,159			11			29			12			241					

労働安全衛生をめぐる状況

表3-1 定期健康診断・特殊健康診断・じん肺健康診断の実施状況

年度	定期健康診断				特殊健康診断				
	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率	対象業務数	実施 事業場数	受診 労働者数	有所見者数	有所見率
1965		9,370,497	574,578	6.1%	24	8,927	226,979	24,048	10.6%
1970		11,199,917	562,894	5.0%	30	14,865	304,793	30,735	10.1%
1975		10,901,527	733,029	6.7%	67	30,446	557,224	29,962	5.4%
1977		11,154,186	822,923	7.4%	67	40,028	715,842	30,241	4.2%
1978		11,132,487	895,605	8.0%	67	42,033	744,875	27,354	3.7%
1979		11,158,472	957,986	8.6%	67	66,285	1,146,421	30,930	2.7%
1980		11,306,990	990,149	8.8%	72	71,976	1,213,867	30,546	2.5%
1981		10,333,192	916,522	8.9%	72	74,710	1,256,283	31,710	2.5%
1982		10,408,511	953,393	9.2%	72	76,805	1,333,751	31,695	2.4%
1983		10,625,676	991,035	9.3%	72	78,031	1,342,082	27,498	2.0%
1984		10,618,339	970,752	9.1%	72	80,224	1,384,123	27,674	2.0%
1985		10,733,013	1,005,929	9.4%	72	81,689	1,436,463	24,429	1.7%
1986		10,900,258	1,065,354	9.8%	72	81,573	1,441,636	22,583	1.6%
1987		10,859,413	1,100,724	10.1%	72	81,245	1,425,720	21,447	1.5%
1988		10,586,406	1,123,126	10.6%	72	81,069	1,418,294	19,971	1.4%
1989	50,730	9,232,997	1,117,564	12.1%	72	80,242	1,415,940	25,015	1.8%
1990	55,178	10,009,681	2,367,251	23.6%	72	75,746	1,376,847	31,994	2.3%
1991	56,024	10,911,023	2,990,890	27.4%	72	73,617	1,385,573	41,844	3.0%
1992	54,916	10,825,454	3,483,525	32.2%	72	75,131	1,509,273	47,995	3.2%
1993	58,004	11,187,605	3,762,451	33.6%	72	76,986	1,553,650	52,353	3.4%
1994	59,555	11,317,518	3,920,311	34.6%	72	76,051	1,558,666	55,969	3.6%
1995	60,638	11,331,900	4,124,407	36.4%	72	76,021	1,536,772	78,198	5.1%
1996	61,305	11,284,849	4,288,473	38.0%	72	76,355	1,554,080	80,661	5.2%
1997	80,288	11,549,676	4,567,081	39.5%	72	77,503	1,585,063	84,125	5.3%
1998	83,458	11,158,358	4,595,662	41.2%	72	78,099	1,606,353	93,438	5.8%
1999	86,541	11,426,033	4,901,172	42.9%	72	79,421	1,608,603	94,686	5.9%
2000	87,797	11,451,050	5,097,590	44.5%	72	80,153	1,609,154	95,656	6.0%
2001	88,916	11,426,677	5,273,677	46.2%	72	79,628	1,596,593	92,718	5.8%
2002	93,416	11,886,644	5,552,412	46.7%	72	80,989	1,626,958	96,795	5.9%
2003	94,073	11,794,484	5,577,816	47.3%	72	79,055	1,637,878	97,328	5.9%
2004	95,795	11,933,703	5,683,544	47.6%	72	81,986	1,661,201	101,039	6.1%
2005	97,238	12,099,886	5,855,413	48.4%	72	85,938	1,739,513	107,777	6.2%
2006	101,294	12,547,368	6,162,931	49.1%	72	88,577	1,883,529	114,142	6.1%
2007	104,177	12,796,048	6,385,219	49.9%	72	88,556	1,955,230	123,809	6.3%
2008	112,180	14,005,978	7,181,567	51.3%	72	91,016	2,099,488	135,540	6.5%
2009	105,476	12,995,607	6,799,421	52.3%	72	86,879	1,985,552	122,841	6.2%
2010	116,780	14,539,258	7,629,997	52.5%	72	92,879	2,138,360	134,272	6.3%
2011	108,525	13,121,381	6,913,366	52.7%	72	90,217	2,093,544	129,499	6.2%
2012	110,104	13,096,696	6,900,380	52.7%	72	92,394	2,101,445	131,454	6.3%
2013	112,328	13,262,069	7,031,313	53.0%	72	101,452	2,229,617	134,434	6.0%
2014	114,982	13,492,886	7,183,780	53.2%	72	110,489	2,347,420	135,678	5.8%
2015	115,806	13,476,904	7,222,817	53.6%	72	129,812	2,575,063	144,842	5.6%
2016	118,031	13,650,292	7,338,890	53.8%	72	140,351	2,715,575	154,762	5.7%
2017	119,726	13,597,456	7,353,945	54.1%	72	145,751	2,803,099	163,247	5.8%
2018	120,914	13,617,710	7,559,845	55.5%	72	149,338	2,897,286	171,447	5.9%
2019	150,914	18,115,778	10,323,944	57.0%	72	162,029	3,196,111	197,928	6.2%
2020	116,717	12,480,197	7,301,931	58.5%	72	149,338	2,886,849	164,214	5.7%

注) 健康診断結果調、特殊健康診断結果調(じん肺健康診断を除く)、じん肺健康診断結果調による。網掛部分は「現在数値を精査中」とされている。
1989年10月より、定期健康診断の項目等が改正。特殊健康診断では、1989年10月より、有機溶剤及び鉛健康診断の項目等が改正。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

年度	じん肺健康診断							
	受診 労働者数	管理1 有所見者	管理2	管理3	管理4	有所見者合計	合併症 り患者数	有所見率
1965	162,467	8,996	3,973	850	415	14,234		8.8%
1970	173,331	10,010	3,639	736	257	14,642		8.4%
1975	203,709	12,716	5,055	1,080	318	19,169		9.4%
1977	225,964	13,786	4,923	1,233	368	20,310		9.0%
1978	216,915	7,108	9,921	2,792	286	20,107	66	9.3%
1979	246,829		27,808	7,571	198	35,577	209	14.4%
1980	259,899		34,133	8,132	122	42,387	172	16.3%
1981	271,775		36,872	7,787	148	44,807	177	16.5%
1982	265,720		38,099	8,010	126	46,235	147	17.4%
1983	260,565		37,183	7,120	137	44,440	133	17.1%
1984	262,024		34,958	6,231	81	41,270	102	15.8%
1985	260,629		33,391	5,905	80	39,376	87	15.1%
1986	251,822		34,232	5,614	75	39,921	140	15.9%
1987	237,310		29,111	4,645	93	33,849	104	14.3%
1988	228,425		27,164	4,209	64	31,437	60	13.8%
1989	219,624		25,364	3,864	66	29,294	63	13.3%
1990	216,420		22,184	3,557	74	25,815	93	11.9%
1991	229,139		22,799	3,475	50	26,324	47	11.5%
1992	220,988		18,782	3,249	52	22,083	63	10.0%
1993	219,607		19,888	3,138	36	23,062	27	10.5%
1994	215,174		19,107	2,969	43	22,119	54	10.3%
1995	212,586		16,304	2,761	110	19,175	71	9.0%
1996	209,520		15,958	2,520	42	18,520	32	8.8%
1997	214,819		14,626	2,087	30	16,743	40	7.8%
1998	206,138		13,514	1,993	23	15,530	20	7.5%
1999	191,432		13,143	1,677	12	14,832	58	7.7%
2000	187,323		10,610	1,421	22	12,053	24	6.4%
2001	191,707		9,880	1,375	21	11,276	14	5.9%
2002	190,946		8,170	1,120	20	9,310	9	4.9%
2003	183,961		6,380	912	12	7,304	8	4.0%
2004	202,885		6,279	827	7	7,113	8	3.5%
2005	196,841		5,245	713	14	5,972	7	3.0%
2006	225,183		5,167	729	12	5,908	10	2.6%
2007	224,651		4,637	620	7	5,264	7	2.3%
2008	244,993		4,146	592	14	4,752	4	1.9%
2009	213,784		3,951	494	10	4,455	4	2.1%
2010	243,636		3,445	459	11	3,915	9	1.6%
2011	234,477		2,843	378	14	3,235	6	1.4%
2012	235,923		2,633	324	8	2,965	7	1.3%
2013	243,740		2,186	295	12	2,493	5	1.0%
2014	251,730		1,967	246	12	2,225	1	0.9%
2015	249,759		1,691	229	15	1,935	3	0.8%
2016	269,763		1,573	221	13	1,807	2	0.7%
2017	262,056		1,456	219	9	1,684	4	0.6%
2018	279,405		1,161	195	10	1,366	3	0.5%
2019	318,984		1,011	187	13	1,211	4	0.4%
2020	271,502		945	159	12	1,116	2	0.4%

注) 1978年にじん肺管理区分が改正されている。じん肺管理区分の決定状況には、随時申請によるものは含まれていない。
厚生労働省資料により全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表3-2 定期健康診断実施結果(項目別の有所見率等)

(%)

年度	聴力 (1000Hz)	聴力 (4000Hz)	聴力 (その他)	胸部X 線検査	喀痰 検査	血圧	貧血 検査	肝機能 検査	血中脂 質検査	血糖 検査	尿検査 (糖)	尿検査 (蛋白)	心電図 検査	有所見 者率
1990	5.1	8.2	0.9	1.6	1.0	7.1	4.2	8.7	11.1		2.7	1.8	6.2	23.6
1991	5.2	9.3	1.1	2.6	0.9	7.7	4.9	10.1	13.6		3.1	2.1	6.8	27.4
1992	5.2	9.9	0.9	2.1	0.9	8.1	5.0	11.3	15.8		3.1	2.3	7.6	32.2
1993	5.0	10.0	0.9	2.1	0.7	8.4	5.2	11.8	17.2		3.3	2.4	7.8	33.6
1994	4.9	9.9	0.9	2.3	0.8	8.5	5.8	11.8	18.3		3.2	2.7	8.0	34.6
1995	4.7	9.9	0.7	2.4	0.7	8.8	5.8	12.7	20.0		3.5	2.7	8.1	36.4
1996	4.5	9.8	0.8	2.6	0.9	9.2	5.8	12.6	20.9		3.4	2.8	8.3	38.0
1997	4.4	9.7	0.8	2.7	1.1	9.3	6.0	13.1	22.0		3.4	3.0	8.3	39.5
1998	4.4	9.4	0.8	2.9	1.9	9.7	6.2	13.7	23.0		3.5	3.3	8.5	41.2
1999	4.2	9.3	0.8	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
2000	4.1	9.1	0.8	3.2	1.5	10.4	6.3	14.4	26.5	8.1	3.3	3.4	8.8	44.5
2002	3.9	8.7	0.7	3.3	1.4	11.5	6.6	15.5	28.4	8.3	3.2	3.5	8.8	46.7
2003	3.8	8.5	0.7	3.4	1.6	11.9	6.5	15.4	29.1	8.3	5.1	3.2	8.9	47.3
2004	3.7	8.4		3.6	1.5	12.0	6.5	15.3	28.7	8.3	3.1	3.5	8.9	47.6
2005	3.7	8.2		3.7	1.5	12.3	6.7	15.6	29.4	8.3	3.1	3.5	9.1	48.4
2006	3.6	8.2		3.9	1.8	12.5	6.9	15.1	30.1	8.4	2.9	3.7	9.1	49.1
2007	3.6	8.1		4.0	2.0	12.7	7.0	15.1	30.8	8.4	2.8	4.0	9.2	49.9
2008	3.6	7.9		4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
2009	3.6	7.9		4.2	1.8	14.2	7.6	15.5	32.6	10.0	2.7	4.2	9.7	52.3
2010	3.6	7.6		4.4	2.0	14.3	7.6	15.4	32.1	10.3	2.6	4.4	9.7	52.5
2011	3.6	7.7		4.3	1.7	14.5	7.6	15.6	32.2	10.4	2.7	4.2	9.7	52.7
2012	3.6	7.7		4.3	2.2	14.5	7.4	15.1	32.4	10.2	2.5	4.2	9.6	52.7
2013	3.6	7.6		4.2	1.9	14.7	7.5	14.8	32.6	10.2	2.5	4.2	9.7	53.0
2014	3.6	7.5		4.2	1.9	15.1	7.4	14.6	32.7	10.4	2.5	4.2	9.7	53.2
2015	3.5	7.4		4.2	1.8	15.2	7.6	14.7	32.6	10.9	2.5	4.3	9.8	53.6
2016	3.6	7.4		4.2	1.8	15.4	7.8	15.0	32.2	11.0	2.7	4.3	9.9	53.8
2017	3.6	7.3		4.2	1.9	15.7	7.8	15.2	32.0	11.4	2.8	4.4	9.9	54.1
2018	3.7	7.4		4.3	2.3	16.1	7.7	15.5	31.8	11.7	2.8	4.3	9.9	55.5
2019	3.5	6.9		4.6	1.6	16.2	7.7	15.9	32.0	11.9	2.9	4.4	10.0	57.0
2020	3.9	7.4		4.5	2.1	17.9	7.7	17.0	33.3	12.1	3.2	4.0	10.3	58.5

注) 「有所見者率」は労働安全衛生規則第44条及び第45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数を受診者数で割った値である。
網掛部分は「現在数値を精査中」とされている。

表4 業務上疾病の新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	年度				
大	小	CODE		2015	2016	2017	2018	2019
一			業務上の負傷に起因する疾病	4,204	4,127	4,221	4,263	4,460
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	485	459	515	574	532
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	59	49	45	42	65
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	148	178	187	143	156
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	2,950	2,894	2,935	2,935	3,101
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	64	68	58	63	86
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	123	154	146	155	163
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	307	271	285	304	302
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	34	36	23	29	39
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	34	18	27	18	16
二			物理的因子による次に掲げる疾病	692	731	756	1,264	1,019
			(有害光線による疾病)					
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	7	7	3	7	4
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	2	1			2
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	1	2	3	1	2
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患				1	
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害			2	1	
			(皮膚障害)					
			(白内障)					
			(急性放射線症)					
			(再生不良性貧血)					
			(造血器障害)					
			(異常気圧による疾病)					
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	8	10	10	8	7
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	15	16	11	15	16
			(異常温度条件による疾病)					
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	323	373	414	879	631
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	10	31	20	30	40
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	33	25	36	42	32
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	291	265	257	279	284
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死					
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	2	1		1	1
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	1,323	1,308	1,322	1,391	1,519
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く。)	214	189	143	121	136
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く。)	39	49	49	68	82
3	03		さく岩機、鉦打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害又は運動器障害	276	286	291	281	285
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	787	780	834	916	1,013
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	7	4	5	5	3

労働安全衛生をめぐる状況

分類 大 小 CODE	疾病分類項目	年度				
		2015	2016	2017	2018	2019
四	化学物質等による次に掲げる疾病	192	191	213	210	210
1	01 労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの（内訳は表6参照）	78	70	71	62	69
2	02 フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	1				
	03 塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	1		3	3	2
3	04 すず、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	16	17	11	14	15
4	05 蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	3	4	1	1	1
5	06 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	3	1	4	2	2
6	07 落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	6	11	3	5	6
7	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	67	55	88	87	77
	08 （良性石綿胸水）	(20)	(20)	(39)	(34)	(27)
	09 （びまん性胸膜肥厚）	(47)	(35)	(49)	(53)	(50)
8	10 空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	4	14	8	8	8
9	99 1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	13	19	24	28	30
五	56 粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	329	321	332	277	272
	01 （管理4）	(85)	(102)	(111)	(96)	(90)
	02 （肺結核）	(4)	(2)	(4)	(3)	(6)
	03 （結核性胸膜炎）					(3)
	04 （続発性気管支炎）	(179)	(149)	(149)	(120)	(117)
	05 （続発性気管支拡張症）	(2)	(3)	(2)	(3)	(1)
	06 （続発性気胸）	(15)	(17)	(25)	(15)	(19)
	07 （原発性肺がん）	(44)	(48)	(41)	(40)	(36)
六	細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	186	129	115	133	122
1	01-04 患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	127	101	74	94	88
	01 （患者の診療の業務）	(11)	(9)	(15)	(10)	(8)
	02 （患者の看護の業務）	(46)	(37)	(25)	(32)	(29)
	03 （介護の業務）	(65)	(51)	(31)	(49)	(49)
	04 （研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）	(5)	(4)	(3)	(3)	(2)
2	05 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	4	2	1	7	3
3	06 湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	4	2	1		1
4	07 屋外における業務による恙虫病	15	10	9	7	11
5	99 1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	36	14	30	25	19
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	922	946	924	929	1,029
1	01 ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	8	2	2	3	1
2	02 ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	5	4	3	1	1
3	03 4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4	04 4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
5	05 ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん					
7	06 ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
8	07-08 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	902	926	899	910	1,016
	07 （石綿に曝される業務による肺がん）	(363)	(386)	(335)	(376)	(375)

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	年度				
				2015	2016	2017	2018	2019
	8	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(539)	(540)	(564)	(534)	(641)
	9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病					
	10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん					
	14	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	1	2	2	2	1
		12	(白血病)	(1)	(1)	(1)		(1)
		13	(肺がん)				(1)	
		14	(皮膚がん)			(1)		
		15	(骨肉腫)					
		16	(甲状腺がん)		(1)		(1)	
		17	(多発性骨髄腫)					
		18	(非ホジキンリンパ腫)					
	15	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	16	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
	17	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	4	2	10	10	3
	18	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん			2		
	19	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
	20	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん					
	21	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん		1		1	
	6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	1				
	12	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	1	1	1		4
	13	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん					2
	11	28	オルトトリレンジンにさらされる業務による膀胱がん		1	1	1	1
	22	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病		7	4	1	
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	251	260	253	238	216
			(脳血管疾患)	(162)	(154)	(159)	(142)	(135)
			(虚血性心疾患等)	(89)	(106)	(94)	(96)	(81)
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	472	498	506	465	509
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	2	1	2	0	2
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患	(1)	(1)	(2)		(1)
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
		03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	(1)				(1)
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	1	0	0	0	1
			[じん肺症患者に発生した肺がん]2003年度以降第五号へ移行					
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行					
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行					
			[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行					
			合計	8,574	8,512	8,644	9,170	9,359
			A: 具体的列举規定に係る業務上疾病の合計	8,515	8,467	8,581	9,110	9,305
			B: 包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	59	45	63	60	54
			A/(A+B)	99.3%	99.5%	99.3%	99.3%	99.4%

注) 「分類」の「CODE」は「傷病性質コード」。(1) 同一労働災害で異なる性質の疾病を受けた場合又は同一の業務で異なる有害因子を二以上うけて複合的な疾病が発生した場合は、比較的重い傷病性質により分類すること。(2) その数種の傷病の重さが同程度である場合は、この表の上位のコード(小さな番号)に分類する。(3) 原疾患に付随して生じた疾病については、原疾患と同一コードに分類する。

労働安全衛生をめぐる状況

表5 業務上疾病の新規請求件数、支給・不支給決定件数(情報が開示されているもの)

分類	疾病分類項目(労基則別表第1の2)	2017(平成29)年度			2018(平成30)年度			2019(令和元)年度		
		請求	支給	不支給	請求	支給	不支給	請求	支給	不支給
三二	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛	140	49	75	187	68	109	192	82	93
三四	せん孔、印書、電話交換又は速記の業務、金銭登録機を使用する業務、引金付き工具を使用する業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による手指の痙攣、手指、前腕等の腱、腱鞘若しくは腱周囲の炎症又は頸肩腕症候群	1,326	834	384	1,542	916	474	1,634	1,013	479
七	がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	1,040	922	61	1,099	931	99	1,145	1,029	77
1	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	2	0	3	3	1	1	1	0
2	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	3	0	2	1	0	0	1	0
3	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	ペリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	1	0	0
7	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	石綿にさらされる業務による肺がん	571	564	12	649	534	31	677	641	21
9	石綿にさらされる業務中皮腫	443	335	44	417	376	61	443	375	45
9	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫							1	0	0
11	オルト-トリイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0	2	1	2
12	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	1	0	2	0	0	2	4	2
13	ジクロロメタンロパンにさらされる業務による胆管がん	4	1	1	3	1	2	3	2	1
14	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	2	0	4	1	2
15	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	7	10	1	9	10	0	5	3	0
18	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2	2	0	2	2	0	1	0	0
19	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	1	1	0	0	0	0
21	すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	8	4	3	11	1	4	5	0	4
十	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0	2	1	0
八	非災害性脳血管疾患	525	159	252	550	142	285	577	135	293
	非災害性虚血性心疾患等	315	94	159	327	96	166	359	81	175
九	精神障害等	1,732	506	1,039	1,820	465	996	2,060	509	1,077
		5,078	2,564	1,970	5,525	2,618	2,129	5,969	2,850	2,194
	請求・不支給件数が判明しているものの合計	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②	救済率①	救済率②			
		50.5%	56.6%	47.4%	55.2%	47.7%	56.5%			

表6 化学物質による業務上疾病(第四号1)の内訳別新規支給決定件数

分類			疾病分類項目	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	1996～ 合計
大	小	CODE												
四	1	枝番	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む)にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	72	79	74	69	82	79	70	71	62	69	2,103
		1	アンモニア		4	2	1	1	4	1	2	1		41
		2	塩酸(塩化水素を含む)	2		2	2	3	1	6	1		1	63
		3	硝酸			2		1			1	2	1	40
		4	水酸化カリウム	3	3	1	2	2			3	2	1	30
		5	水酸化ナトリウム	8	6	7	10	7	8	5	10	3	6	204
		6	水酸化リチウム											0
		7	弗化水素酸(弗化水素を含む。以下同じ)	2		1	1	3	3	3	2		3	69
		8	硫酸	1	1	2		1	1	1			7	40
		9	亜鉛等の金属ヒューム	2	2	2			1	1	1	2	1	43
		10	アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。以下同じ)											0
		11	アンチモン及びその化合物											0
		12	塩化亜鉛		1									9
		13	塩化白金酸及びその化合物											0
		14	カドミウム及びその化合物											0
		15	クロム及びその化合物	1	3		2	2	1					24
		16	コバルト及びその化合物					1					1	11
		17	四アルキル鉛化合物											0
		18	水銀及びその化合物(アルキル水銀化合物を含む)											12
		19	セレン及びその化合物(セレン化水素を除く)		1									2
		20	セレン化水素											1
		21	鉛及びその化合物(四アルキル鉛化合物を除く)	4	4	3		2	1			1	9	48
		22	ニッケルカルボニル	2										4
		23	バナジウム及びその化合物											1
		24	砒化水素											2
		25	砒素及びその化合物(砒化水素を除く)											4
		26	ブチル錫						1		1			14
		27	ベリリウム及びその化合物					1	2					6
		28	マンガン及びその化合物				1		1		6			14
		29	塩素	4	2	8	2	5	2	5		5	3	103
		30	臭素			1								9
		31	弗素及びその無機化合物(弗化水素酸を除く)	1		1					1	2		19
		32	沃素											0
		33	一酸化炭素	19	21	24	22	28	24	27	24	22	16	520
		34	黄りん								1			1
		35	カルシウムシアナミド											1
		36	シアン化水素、シアン化ナトリウム等のシアン化合物	1				1				1		9
		37*	二酸化硫黄				1						1	8
		38	二酸化窒素	1	1			1	2	1		1	1	28
		39	二酸化炭素		1									8
		40	ヒドラジン		1									6
		41	ホスゲン		1					1				6
		42	ホスフィン											1
		43	硫化水素	2	4	1	7	8	3	3	2	2	2	77
		44	塩化ビニル					1						1

労働安全衛生をめぐる状況

大	分類		疾病分類項目	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	1996～ 合計
	小	CODE												
		45	塩化メチル											0
		46	クロロブレン											1
		47*	クロロホルム											5
		48*	四塩化炭素											2
		49*	1・2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)											0
		50*	1・2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)											1
		51*	ジクロロメタン		2	1	1						2	24
		52	臭化エチル											1
		53	臭化メチル		1	2								19
		54*	1・1・2・2-テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)											0
		55*	テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン)											3
		56*	1・1・1-トリクロロエタン											5
		57*	1・1・2-トリクロロエタン											0
		58*	トリクロロエチレン		1	1	2	1	1			1		15
		59*	ノルマルヘキサン		1								1	12
		60	沃化メチル											1
		61	アクリル酸エチル	1										1
		62	アクリル酸ブチル									1		1
		63	アクロレイン											1
		64*	アセトン	1	2		2	1					1	22
		65*	イソアミルアルコール(別名イソペンチルアルコール)											2
		66*	エチルエーテル											1
		67	エチレンクロロヒドリン											0
		68*	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)											1
		69*	酢酸アミル											0
		70*	酢酸エチル	1			1				1	1		9
		71*	酢酸ブチル											3
		72*	酢酸プロピル											2
		73*	酢酸メチル											0
		74	2-シアノアクリル酸メチル											0
		75	ニトログリコール											2
		76	ニトログリセリン											0
		77	2-ヒドロキシエチルメタクリレート											2
		78	ホルムアルデヒド		1		1	2	1	1	2	1		21
		79	メタクリル酸メチル											1
		80*	メチルアルコール		1	1					1	1	1	18
		81	メチルブチルケトン											2
		82*	硫酸ジメチル											4
		83	アクリルアミド	1										2
		84	アクリルニトリル	1	1				1					4
		85	エチレンイミン											5
		86	エチレンジアミン											4
		87	エピクロロヒドリン											9
		88	酸化エチレン		1				1		1		1	14
		89	ジアゾメタン											0
		90	ジメチルアセトアミド			1								4
		91*	ジメチルホルムアミド			1	1		1					23
		92	ヘキサメチレンジイソシアネート				1	2						5

分類		疾病分類項目	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	1996～ 合計
大	小	CODE											
		93 無水マレイン酸											2
		94 イソホロンジイソシアネート											2
		95* シクロヘキサノール											1
		96* シクロヘキサン											2
		97 ジシクロヘキシルメタン-4,4'-ジイソシアネート											5
		98* キシレン	1	3	3	3		2		1	1	2	51
		99* スチレン						1					6
		100* トルエン	6	2	4	4	3	7	6	4	1	2	129
		101 パラ-tert-ブチルフェノール											0
		102 ベンゼン		1							1	1	5
		103 塩素化ナフタリン								1			1
		104 塩素化ビフェニル(別名PCB)											0
		105* ベンゼンの塩化物	2				1	1					6
		106 アニシジン											3
		107 アニリン		1				1					7
		108 クロルジニトロベンゼン											0
		109 4,4'-ジアミノジフェニルメタン											0
		110 ジニトロフェノール											1
		111 ジニトロベンゼン											0
		112 ジメチルアニリン											1
		113 トリニトロトルエン(別名TNT)										1	2
		114 2,4,6-トリニトロフェニルメチルニトロアミン(別名テトリル)											0
		115 トルイジン											0
		116 パラ-ニトロアニリン											4
		117 パラ-ニトロクロルベンゼン	1										3
		118 ニトロベンゼン				1							2
		119 パラ-フェニレンジアミン	1	1			2	3	1		4		25
		120 フェネチジン											0
		121* クレゾール											2
		122 クロルヘキシジン											0
		123 トリレンジイソシアネート(別名TDI)	1					1					14
		124 1,5-ナフチレンジイソシアネート							1				1
		125 ビスフェノールA型及びF型エポキシ樹脂	1				1	1		2			15
		126 フェニルフェノール											0
		127 フェノール(別名石炭酸)					1					1	10
		128 オルト-フタロジニトリル											0
		129 ベンゾトリクロライド							1				1
		130 無水トリメリット酸											0
		131 無水フタル酸											0
		132 メチレンビスフェニルイソシアネート(別名MDI)			1				2	1	1		15
		133 4-メトキシフェノール							1				1
		134 りん酸トリ-オルト-クレジル		1									2
		135 レゾルシン											3
		136* 1,4-ジオキサン											0
		137* テトラヒドロフラン											3
		138 ピリジン											1

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	1996～ 合計
大	小	CODE											
	139	有機りん化合物（ジチオリン酸O-エチル=S・S-ジフェニル（別名EDDP）、ジチオリン酸O・O-ジエチル=S・（2-エチルチオエル）（別名エチルチオメトン）、チオリン酸O・O-ジエチル=O-2-イソプロピル-4-メチル6-ピリミジニル（別名ダイアジノン）、チオリン酸O・O-ジメチル=O-4-ニトロ-メタトリル（別名MEP）、チオリン酸S-ベニル=O・O-ジイソプロピル（別名IBP）、フェニルホスホノチオン酸O-エチル=O-パラ-ニトロフェニル（別名EPN）、りん酸2・2-ジクロルピニル=ジメチル（別名DDVP）及びりん酸パラ-メチルチオフェニル=ジプロピル（別名プロパホス）	1	2	1			1	1		2		28
	140	カーバメート系化合物（メチルアルバミド酸オルト-セコンダリーブチルフェニル（別名BPMC）、メチルカルバミド酸メタ-トリル（別名MTMC）及びN-（メチルカルバモイルオキシ）チオアセトイミド酸S-メチル（別名メソミル）			1								3
	141	2・4-ジクロルフェニル=パラ-ニトロフェニル=エーテル（別名NIP）											0
	142	ジチオカーバメート系化合物（エチレンビス（ジチオカルバミド酸）亜鉛（別名ジネブ）及びエチレンビス（ジチオカルバミド酸）マンガ（別名マンネブ）							1		1		2
	143	N-（1・1・2・2-テトラクロルエチルチオ）-4-シクロヘキサ-1・2-ジカルボキシミド（別名ダイホルタン）											0
	144	トリクロロニトロメタン（別名クロルピクリン）							1				1
	145	二塩化1・1'-ジメチル-4・4'-ビピリジニウム（別名パラコート）		1									4
	146	パラ-ニトロフェニル=2・4・6-トリクロルフェニル=エーテル（別名CNP）											0
	147	ブラストサイジンS											0
	148	6・7・8・9・10・10-ヘキサクロル-5・5a・6・9・9a-ヘキサヒドロ-6・9-メタノ-2・4・3-ベンゾジオキサチエピン3-オキシド（別名ベンゾエピン）											0
	149	ペンタクロルフェノール（別名PCP）											0
	150	モノフルオル酢酸ナトリウム											0
	151	硫酸ニコチン											0
	152	アジ化ナトリウム				1						1	2
	153	インジウム及びその化合物										1	1
	154	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル											0
	155	過酸化水素						1			1		2
	156	グルタルアルデヒド											0
	157	タリウム及びその化合物								1			1
	158	テトラメチルチウラムジスルフィド											0
	159	N-（トリクロロメチルチオ）-1,2,3,6-テトラヒドロフタルイミド											0
	160	二亜硫酸ナトリウム											0
	161	ニッケル及びその化合物								1	1	1	3
	162	ヒドロキノン 皮膚障害											0
	163	1-プロモプロパン											0
	164	2-プロモプロパン											0
	165	ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン											0
	166	ペルオキシ二硫酸アンモニウム											0
	167	ペルオキシ二硫酸カリウム											0
	168	ロジウム及びその化合物											0

注）＊：有機溶剤中毒予防規則該当物質。合計には1996～2003年度分も含まれている。
厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-1 傷病別長期療養者推移状況(2019年度)

区分	療養開始後1年以上経過した者の推移						本年度末療養中の内訳			
傷病名	前年度末療養中	新規該当者 (再発を含む)	治癒又は 中断者	死亡	傷病(補償)年金 移行	本年度末療養中	1年以上 1年6か月 未満	1年6か月 以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
じん肺患者	6,044	255	40	572	55	5,632	81	92	177	5,282
せき髄損傷患者	394 (70)	391 (67)	358 (65)	10 (1)	47 (2)	370 (69)	147 (22)	73 (13)	68 (19)	82 (15)
外傷性の脳中枢 損傷患者	683 (227)	527 (209)	509 (175)	12 (3)	52 (18)	637 (240)	176 (67)	110 (51)	177 (67)	174 (55)
頭頸部外傷症 候群患者	473 (137)	469 (147)	440 (141)	2 (1)	7 (2)	493 (140)	144 (46)	85 (24)	105 (32)	159 (38)
頸肩腕症候群 患者	164	80	88	-	-	156	26	19	34	77
腰痛患者	671	682	688	-	-	665	208	125	137	195
一酸化炭素 中毒患者	7	5	4	-	-	8	3	1	2	2
振動障害 患者	5,171	296	308	67	-	5,092	173	116	268	4,535
その他の患者	26,360 (4,801)	31,055 (5,636)	30,657 (6,048)	373 (2)	84 (5)	26,301 (4,382)	9,406 (1,778)	5,069 (869)	5,013 (949)	6,813 (786)
骨折	13,559 (3,569)	18,733 (4,280)	19,302 (4,708)	27 (1)	20 (4)	12,943 (3,136)	5,752 (1,354)	2,771 (640)	2,538 (670)	1,882 (472)
切断	502 (14)	711 (12)	698 (16)	- (-)	1 (-)	514 (10)	208 (2)	125 (4)	94 (1)	87 (3)
関節の障害	3,982 (500)	4,856 (617)	4,635 (601)	6 (-)	- (-)	4,197 (516)	1,603 (197)	911 (101)	932 (132)	751 (86)
打撲傷	1,253 (248)	1,705 (311)	1,637 (317)	5 (1)	5 (-)	1,311 (241)	468 (88)	281 (38)	283 (67)	279 (48)
創傷	851 (84)	1,399 (125)	1,321 (108)	3 (-)	- (-)	926 (101)	397 (47)	214 (25)	130 (13)	185 (16)
その他	6,213 (386)	3,651 (291)	3,064 (298)	332 (-)	58 (1)	6,410 (378)	978 (90)	767 (61)	1,036 (66)	3,629 (161)
合計	39,967 (5,235)	33,760 (6,059)	33,092 (6,429)	1,036 (7)	245 (27)	39,354 (4,831)	10,364 (1,913)	5,690 (957)	5,981 (1,067)	17,319 (894)

注) ()は通勤災害に係る件数で内数である。

厚生労働省労働基準局「労災保険事業年報」により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

表7-2 年度別・傷病別長期(1年以上)療養者数

年度	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者	骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他	合計
2009	9,498	367	716	506	158	672	5	6,723	16,915	8,459	457	1,971	1,180	719	4,129	35,560
2010	9,152	359	649	492	150	685	9	6,451	16,881	8,272	453	2,011	1,097	725	4,323	34,828
2011	9,122	362	645	492	150	694	9	6,449	16,949	8,301	454	2,001	1,104	728	4,361	34,872
2012	8,556	411	785	531	157	650	4	5,960	19,895	9,915	508	2,565	1,189	803	4,915	36,949
2013	8,182	373	792	513	153	615	5	5,750	21,025	10,506	498	2,767	1,231	808	5,215	37,408
2014	7,754	431	760	490	148	613	5	5,639	21,723	10,880	513	2,889	1,187	802	5,452	37,563
2015	7,321	400	734	459	163	626	4	5,518	22,693	11,570	487	2,915	1,203	785	5,733	37,918
2016	6,874	380	674	446	161	677	5	5,393	22,748	11,451	510	2,969	1,205	804	5,809	37,358
2017	6,477	383	702	478	154	625	5	5,240	23,871	11,874	509	3,411	1,181	876	6,020	37,935
2018	6,045	396	684	471	165	671	7	5,168	26,376	13,563	505	3,983	1,260	855	6,210	39,983
2019	5,632	370	637	493	156	665	8	5,092	26,301	12,943	514	4,197	1,311	926	6,410	39,354

労働安全衛生をめぐる状況

表8 都道府県別の死亡災害・死傷災害発生状況、労災保険適用状況及び給付種類別受給者数(2019年度/年*)

都道府県	労災保険適用事業場数	労災保険適用労働者数	死亡災害発生状況*	死傷災害発生状況(休業4日以上)*	労災保険新規受給者数	障害(補償)給付			傷病(補償)年金新規受給者数	障害・傷病新規受給者数合計
						新規受給者数	一時金	年金		
北海道	137,948	2,099,758	62	6,743	35,754	1,077	955	122	38	1,115
青森	29,573	436,177	16	1,270	5,107	150	139	11	3	153
岩手	28,274	451,251	8	1,377	7,066	148	123	25	4	152
宮城	49,646	906,427	17	2,432	12,184	310	283	27	5	315
秋田	23,707	352,369	5	1,088	4,865	99	88	11	6	105
山形	26,200	391,420	8	1,132	6,548	133	116	17	6	139
福島	45,782	762,308	20	1,927	9,565	233	206	27	4	237
茨城	55,931	1,047,508	24	2,966	12,426	438	386	52	6	444
栃木	39,300	798,390	16	1,931	8,895	199	175	24	9	208
群馬	43,233	815,757	12	2,401	11,944	405	374	31	3	408
埼玉	109,207	2,291,058	33	6,236	37,254	773	695	78	7	780
千葉	93,727	1,908,292	36	5,705	29,360	672	601	71	7	679
東京	421,326	15,133,938	47	10,570	94,640	1,686	1,532	154	25	1,711
神奈川	144,171	3,160,747	24	7,095	42,988	1,131	1,046	85	7	1,138
新潟	54,787	935,230	19	2,489	13,745	344	318	26	6	350
富山	26,710	470,199	13	1,103	5,424	159	148	11	9	168
石川	28,096	488,424	8	1,155	6,452	160	149	11	5	165
福井	22,277	355,444	12	899	4,222	171	155	16	3	174
山梨	18,818	297,628	3	801	3,957	97	88	9	1	98
長野	50,520	856,204	15	2,163	11,474	226	199	27	2	228
岐阜	46,250	815,198	10	2,071	10,689	331	299	32	2	333
静岡	86,376	1,540,387	17	4,454	22,767	625	581	44	6	631
愛知	151,842	3,951,194	45	6,986	39,729	1,280	1,174	106	11	1,291
三重	39,238	676,375	14	2,243	9,848	421	399	22		421
滋賀	27,478	519,168	10	1,376	7,752	338	312	26		338
京都	59,794	1,103,921	48	2,389	12,894	569	528	41	3	572
大阪	224,793	5,065,796	53	8,806	51,399	2,122	1,974	148	24	2,146
兵庫	106,666	1,980,344	31	4,926	25,896	1,218	1,121	97	10	1,228
奈良	25,506	344,212	6	1,350	6,143	317	302	15	4	321
和歌山	26,796	330,088	8	1,117	4,803	237	220	17	2	239
鳥取	13,899	196,907	4	509	2,760	85	78	7	3	88
島根	18,091	254,253	6	708	3,646	85	73	12	2	87
岡山	44,952	810,381	15	2,121	10,762	463	431	32	15	478
広島	66,662	1,328,659	23	3,164	16,792	585	541	44	5	590
山口	32,096	554,267	11	1,322	6,422	220	200	20	6	226
徳島	18,017	262,055	7	794	3,390	227	222	5	8	235
香川	23,283	408,540	6	1,233	5,216	198	177	21	2	200
愛媛	35,216	526,642	16	1,490	6,657	286	264	22	1	287
高知	18,401	248,660	13	946	4,339	217	204	13	2	219
福岡	120,108	2,266,604	23	5,381	26,193	1,075	1,012	63	19	1,094
佐賀	17,991	299,697	3	1,182	4,714	124	114	10	5	129
長崎	32,177	449,091	9	1,580	6,195	229	218	11	6	235
熊本	42,936	634,528	15	1,972	8,480	281	261	20	10	291
大分	28,045	432,501	16	1,270	5,050	202	192	10	2	204
宮崎	27,851	368,949	12	1,482	6,673	232	219	13	6	238
鹿児島	38,663	563,242	15	2,010	8,702	222	202	20	5	227
沖縄	35,949	543,089	11	1,246	5,674	153	141	12	2	155
合計	2,858,309	60,433,277	845	125,611	687,455	20,953	19,235	1,718	317	21,270

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

都道府県	葬祭料・ 葬祭給付 受給者数	遺族(補償)給付			新規年金 受給者数 合計	合計	各年度末年金受給者数					
		新規受 給者数	一時金	年金			傷病(補償)年金				障害(補 償)年金	遺族(補 償)年金
							計	じん肺	せき損	その他		
北海道	240	304	99	205	365	13,853	391	272	51	68	5,104	8,358
青 森	22	28	6	22	36	1,821	54	4	31	19	693	1,074
岩 手	21	29	6	23	52	2,547	92	4	68	20	808	1,647
宮 城	33	41	14	27	59	4,068	136	10	92	34	1,112	2,820
秋 田	13	18	4	14	31	1,850	43	4	23	16	693	1,114
山 形	25	32	4	28	51	1,778	68	28	27	13	667	1,043
福 島	36	43	15	28	59	3,472	77	6	44	27	1,234	2,161
茨 城	68	67	24	43	101	3,925	74	20	19	35	1,771	2,080
栃 木	40	48	15	33	66	2,961	95	24	37	34	1,171	1,695
群 馬	28	34	12	22	56	3,154	114	38	41	35	1,426	1,614
埼 玉	92	110	25	85	170	6,446	76	4	28	44	3,290	3,080
千 葉	70	89	22	67	145	6,137	90	3	39	48	2,983	3,064
東 京	237	280	83	197	376	15,442	240	84	65	91	6,900	8,302
神奈川	132	156	42	114	206	9,053	138	25	61	52	4,166	4,749
新 潟	55	64	9	55	87	4,282	135	32	68	35	1,589	2,558
富 山	41	47	10	37	57	2,403	63	21	22	20	884	1,456
石 川	18	24	6	18	34	1,769	23	10	4	9	657	1,089
福 井	20	19	0	19	38	1,631	32	4	12	16	597	1,002
山 梨	9	9	0	9	19	1,255	28	5	17	6	464	763
長 野	49	59	22	37	66	3,366	83	32	23	28	1,273	2,010
岐 阜	38	47	7	40	74	4,066	111	63	30	18	1,722	2,233
静 岡	67	73	14	59	109	6,543	60	30	12	18	3,320	3,163
愛 知	117	139	31	108	225	11,067	151	63	43	45	5,562	5,354
三 重	39	49	9	40	62	3,650	155	131	7	17	1,545	1,950
滋 賀	26	32	6	26	52	2,217	67	15	30	22	977	1,173
京 都	67	72	31	41	85	3,920	49	25	11	13	1,902	1,969
大 阪	198	225	55	170	342	16,050	255	106	52	97	7,906	7,889
兵 庫	134	175	51	124	231	9,756	132	30	40	62	4,019	5,605
奈 良	25	32	6	26	45	1,867	33	5	21	7	798	1,036
和歌山	33	41	14	27	46	2,106	44	24	5	15	863	1,199
鳥 取	9	12	3	9	19	973	22	1	12	9	400	551
鳥 根	13	17	4	13	27	1,397	29	13	6	10	529	839
岡 山	81	106	33	73	120	4,569	186	138	23	25	1,535	2,848
広 島	103	114	23	91	140	6,264	115	17	38	60	2,641	3,508
山 口	45	56	10	46	72	3,033	57	12	21	24	1,096	1,880
徳 島	17	26	4	22	35	1,609	27	2	14	11	672	910
香 川	28	33	8	25	48	2,148	67	5	40	22	884	1,197
愛 媛	33	43	7	36	59	2,985	84	11	36	37	1,098	1,803
高 知	21	26	4	22	37	1,814	40	4	19	17	786	988
福 岡	99	112	28	84	166	8,232	211	74	68	69	3,338	4,683
佐 賀	20	24	6	18	33	1,436	75	15	44	16	499	862
長 崎	64	70	22	48	65	3,003	275	224	32	19	772	1,956
熊 本	47	55	12	43	73	2,997	245	143	48	54	973	1,779
大 分	27	32	10	22	34	2,394	88	31	35	22	820	1,486
宮 崎	19	20	5	15	34	1,983	105	28	55	22	780	1,098
鹿児島	33	33	6	27	52	2,461	68	6	40	22	971	1,422
沖 縄	19	20	6	14	28	992	52	7	28	17	446	494
合 計	2,671	3,185	833	2,352	4,387	200,745	4,855	1,853	1,582	1,420	84,336	111,554

注) 表1注参照(死傷災害は労働者死傷病報告による)。厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働安全衛生をめぐる状況

表9 都道府県別の業務上疾病の新規支給決定件数(2019年度)

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
一			業務上の負傷に起因する疾病	300	29	49	88	46	59
	01	頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患		40	5	1	5	5	13
	02	脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患		4	0	1	0	1	0
	03	胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア（横隔膜ヘルニア、腹膜癒痕ヘルニア等）等の胸腹部臓器の疾患		16	2	1	2	0	2
	04	負傷（急激な力の作用による内部組織の負傷を含む）による腰痛		214	19	42	67	31	37
	05	脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症（負傷による腰痛を除く）		4	0	3	1	0	2
	06	皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症		6	1	0	4	3	3
	07	業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患		10	2	1	7	5	2
	08	爆発その他事故的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患		4	0	0	1	1	0
	99	CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病		2	0	0	1	0	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	69	2	8	13	1	8
			（有害光線による疾病）						
1	01	紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患		2	0	0	0	0	0
2	02	赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患		0	0	0	0	0	0
3	03	レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患		0	0	0	0	0	0
4	04	マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患		0	0	0	0	0	0
5	05	電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害		0	0	0	0	0	0
		（皮膚障害）							
		（白内障）							
		（急性放射線症）							
		（再生不良性貧血）							
		（造血器障害）							
			（異常気圧による疾病）						
6	06	高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病		1	0	0	0	0	0
7	07	気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症		0	0	0	0	0	0
			（異常温度条件による疾病）						
8	08	暑熱な場所における業務による熱中症		13	0	3	8	1	6
9	09	高熱物体を取り扱う業務による熱傷		0	0	0	1	0	0
10	10	寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷		8	1	1	2	0	0
11	11	著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患		45	1	4	2	0	2
12	12	超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死		0	0	0	0	0	0
13	99	1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	162	5	9	28	2	10
1	01	重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱（腰痛を除く）		4	0	0	1	0	1
2	02	重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛（負傷に起因する腰痛を除く）		1	0	0	0	0	0
3	03	さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害		95	1	5	6	0	1
4	04-09	電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害		62	4	4	21	2	7
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病		0	0	0	0	0	1

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
66	123	45	67	446	251	232	182	66	21	35	33	7	97	60	81	143	76
11	12	5	8	42	20	52	24	7	3	2	3	2	8	14	14	20	11
0	1	0	5	8	6	2	3	0	1	0	1	0	1	3	0	5	0
1	8	1	4	15	12	14	22	0	1	0	0	0	3	0	3	4	1
40	88	33	42	327	163	126	99	49	9	31	23	4	80	34	39	89	55
0	2	0	0	19	7	6	6	0	1	0	1	0	0	4	0	0	1
2	3	2	4	10	14	14	11	5	1	1	1	0	2	2	6	4	2
12	9	4	3	24	24	14	15	3	4	1	2	1	3	3	17	18	6
0	0	0	1	1	5	2	2	0	1	0	2	0	0	0	2	1	0
0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0
15	20	7	10	52	58	65	61	27	6	8	24	5	11	16	14	39	19
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
13	18	5	8	44	41	47	40	21	6	6	5	3	8	11	9	28	12
1	0	0	1	4	16	2	4	0	0	0	2	0	1	0	2	1	0
0	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	3	4	0
1	1	1	0	0	1	2	15	5	0	2	17	2	1	5	0	4	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	45	1	24	171	96	117	117	47	5	8	19	6	30	15	53	53	5
1	6	0	1	17	16	9	10	6	0	0	0	0	5	4	4	4	3
0	0	0	0	23	14	6	2	1	0	0	0	1	0	0	5	1	0
4	2	1	0	1	1	6	1	2	0	1	13	2	1	2	1	4	1
14	37	0	23	130	65	96	104	38	5	7	6	3	24	9	43	44	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小	CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
一			業務上の負傷に起因する疾病	59	108	368	161	41	32
	01		頭部又は顔面部の負傷による慢性硬膜下血腫、外傷性遅発性脳卒中、外傷性てんかん等の頭蓋内疾患	7	7	37	20	9	5
	02		脳、脊髄及び末梢神経等神経系の負傷による皮膚、筋肉、骨及び胸腹部臓器の疾患	3	2	2	1	0	0
	03		胸部又は腹部の負傷による胸膜炎、心膜炎、ヘルニア(横隔膜ヘルニア、腹膜癒着ヘルニア等)等の胸腹部臓器の疾患	1	6	7	4	0	0
	04		負傷(急激な力の作用による内部組織の負傷を含む)による腰痛	37	83	270	118	27	24
	05		脊柱又は四肢の負傷による破傷風等の細菌感染症(負傷による腰痛を除く)	3	2	5	2	0	0
	06		皮膚等の負傷による破傷風等の細菌感染症	4	3	20	6	2	2
	07		業務上の負傷又は異物の侵入、残留による眼疾患その他の臓器の疾患	3	5	24	9	1	1
	08		爆発その他事後的な事由による風圧、音響等に起因する業務性難聴等の耳の疾患	1	0	2	1	0	0
	99		CODE01から08までに掲げるもの以外の業務上の負傷に起因する疾病	0	0	1	0	2	0
二			物理的因子による次に掲げる疾病	12	19	42	49	7	5
			(有害光線による疾病)						
1	01		紫外線にさらされる業務による前眼部疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
2	02		赤外線にさらされる業務による網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	1	0	0
3	03		レーザー光線にさらされる業務による網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患	0	0	0	0	0	0
4	04		マイクロ波にさらされる業務による白内障等の眼疾患	0	0	0	0	0	0
5	05		電離放射線にさらされる業務による急性放射線症、皮膚潰瘍等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨壊死その他の放射線障害	0	0	0	0	0	0
			(皮膚障害)						
			(白内障)						
			(急性放射線症)						
			(再生不良性貧血)						
			(造血器障害)						
			(異常気圧による疾病)						
6	06		高圧室内作業又は潜水作業に係る業務による潜函病又は潜水病	0	0	0	0	0	0
7	07		気圧の低い場所における業務による高山病又は航空減圧症	0	1	1	1	0	0
			(異常温度条件による疾病)						
8	08		暑熱な場所における業務による熱中症	12	16	37	23	7	3
9	09		高熱物体を取り扱う業務による熱傷	0	0	1	2	0	0
10	10		寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務による凍傷	0	0	1	0	0	0
11	11		著しい騒音を発する場所における業務による難聴等の耳の疾患	0	2	2	22	0	2
12	12		超音波にさらされる業務による手指等の組織壊死	0	0	0	0	0	0
13	99		1から12までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他物理的因子にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
三			身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する次に掲げる疾病	49	48	74	26	14	2
1	01		重激な業務による筋肉、腱、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱(腰痛を除く)	3	4	9	1	0	0
2	02		重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務による腰痛(負傷に起因する腰痛を除く)	8	12	4	0	0	0
3	03		さく岩機、鉋打ち機、チェーンソー等の機械器具の使用により身体に振動を与える業務による手指、前腕等の抹梢循環障害、抹梢神経障害又は運動器障害	1	8	3	6	1	1
4	04-09		電子計算機への入力を反復して行う業務その他上肢に過度の負担のかかる業務による後頭部、頸部、肩甲帯、上腕、前腕又は手指の運動器障害	37	24	57	19	13	1
5	99		1から4までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に起因することの明らかな疾病	0	0	1	0	0	0

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	合計
鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	
16	23	55	96	41	50	39	54	47	297	27	60	73	49	50	49	63	4,460
2	1	3	12	4	4	3	9	4	29	3	11	3	10	8	6	8	532
1	0	2	0	2	1	0	0	1	4	0	0	3	0	0	0	1	65
2	1	0	3	0	0	0	1	2	8	2	2	0	1	0	2	2	156
8	17	40	70	29	41	34	38	32	228	19	41	56	29	36	36	47	3,101
0	0	1	3	1	1	0	1	1	3	0	0	4	1	0	1	0	86
0	1	2	1	2	0	0	0	2	5	2	0	2	2	2	0	4	163
2	1	6	6	3	3	2	5	5	16	1	4	3	4	4	3	1	302
1	0	1	1	0	0	0	0	0	4	0	1	2	1	0	1	0	39
0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	16
3	5	13	40	21	12	14	31	10	36	12	24	23	21	27	24	11	1,019
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	7
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
1	4	11	26	17	4	9	9	6	30	10	10	7	1	10	14	8	631
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	40
0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	32
1	1	0	12	4	7	5	22	4	3	2	13	16	20	17	9	2	284
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2	5	7	17	6	8	5	14	13	34	21	17	10	28	36	18	18	1,519
0	1	1	3	3	2	0	0	3	4	3	1	0	2	0	3	1	136
1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	82
0	1	1	7	2	4	4	12	5	3	0	11	7	11	33	12	1	285
1	3	4	7	1	2	1	2	5	26	16	5	3	15	3	3	16	1,013
0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

労働安全衛生をめぐる状況

分類			疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
大	小	CODE		北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
四			化学物質等による次に掲げる疾病	19	2	5	3	1	3
2	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの		4	0	3	1	1	1
	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患		0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患		1	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患		0	0	2	0	0	1
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患		0	0	0	1	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患		0	0	0	0	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚		9	2	0	1	0	0
	08	（良性石綿胸水）		(1)	(2)		(1)		
	09	（びまん性胸膜肥厚）		(8)					
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症		2	0	0	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		3	0	0	0	0	1
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病		44	2	3	3	3	3
	01	（管理4）		(17)	(1)		(1)		(2)
	02	（肺結核）							
	03	（結核性胸膜炎）							
	04	（続発性気管支炎）		(14)	(1)	(2)	(2)	(3)	(1)
	05	（続発性気管支拡張症）							
	06	（続発性気胸）		(7)					
	07	（原発性肺がん）		(6)		(1)			
六			細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	5	1	0	2	1	0
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患		3	0	0	2	1	0
	01	（患者の診療の業務）							
	02	（患者の看護の業務）							
	03	（介護の業務）							
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）							
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はほろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患		1	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症		0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病		1	1	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病		0	0	0	0	0	0
七			がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	88	4	4	14	1	3
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	0	0	0	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍		0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん		0	0	0	0	0	0
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん		0	0	0	0	0	0
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫		88	4	4	14	1	3
	07	（石綿に曝される業務による肺がん）		(23)		(2)	(6)		(2)



7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
4	1	1	3	6	10	18	11	7	4	1	2	1	5	0	11	8	1
0	0	0	2	5	5	1	1	5	1	1	1	0	2	0	4	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	1	1	0
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0
2	0	0	0	1	3	11	7	0	3	0	0	0	2	0	1	4	0
				(1)	(1)	(5)	(2)		(2)				(1)			(1)	
(2)					(2)	(6)	(5)		(1)				(1)		(1)	(3)	
0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	4	1	1
6	6	4	1	5	2	23	6	2	3	0	2	1	2	16	1	13	2
(1)	(2)	(2)		(3)	(1)	(6)	(4)	(1)	(2)				(1)	(3)		(4)	
		(1)												(1)			
(4)	(2)		(1)	(1)	(1)	(12)	(2)				(2)	(1)		(8)	(1)	(2)	(2)
				(1)													
	(1)												(1)	(1)		(4)	
(1)	(1)	(1)				(5)		(1)	(1)					(3)		(3)	
0	3	1	1	8	4	21	16	2	1	0	0	0	0	1	4	6	0
0	3	0	1	6	3	12	15	2	1	0	0	0	0	1	2	5	0
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	1	0	2	0	7	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0
5	9	10	4	34	29	144	75	13	11	4	5	1	14	9	18	58	13
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	9	10	4	34	29	142	74	13	11	4	4	1	14	9	18	55	13
(1)	(1)	(3)	(2)	(19)	(13)	(67)	(31)	(3)	(2)	(3)	(1)		(7)	(4)	(4)	(14)	(7)

労働安全衛生をめぐる状況

分類		疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
大	小		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
四		化学物質等による次に掲げる疾病	0	1	18	8	2	0
1	01	労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む）にさらされる業務による疾病であって、労働大臣が定めるもの	0	0	3	1	0	0
2	02	フッ素樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による悪寒、発熱等の症状を伴う呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
	03	塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務による眼粘膜及び気道粘膜の炎症等の疾患	0	0	0	0	0	0
3	04	すす、鉱物油、うるし、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患	0	0	1	0	0	0
4	05	蛋白分解酵素にさらされる業務による皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
5	06	木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場合における業務又は抗生物質等にさらされる業務によるアレルギー性の鼻炎、気管支喘息等の呼吸器疾患	0	0	0	0	0	0
6	07	落綿等の粉じんを飛散する場所における業務による呼吸器疾患	0	1	0	0	0	0
7	08-09	石綿にさらされる業務による良性石綿胸水又はびまん性胸膜肥厚	0	0	6	4	2	0
	08	（良性石綿胸水）			(3)	(2)	(1)	
	09	（びまん性胸膜肥厚）			(3)	(2)	(1)	
8	10	空気中の酸素濃度の低い場所における業務による酸素欠乏症	0	0	1	0	0	0
9	99	1から8までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他化学物質等にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	7	3	0	0
五	56	粉じんを飛散する場合における業務によるじん肺症又はじん肺法（昭和35年法律第30号）に規定するじん肺と合併したじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第1条各号に掲げる疾病	1	1	13	10	0	2
	01	（管理4）			(6)	(2)		(1)
	02	（肺結核）				(1)		
	03	（結核性胸膜炎）			(1)			
	04	（続発性気管支炎）		(1)	(5)	(3)		(1)
	05	（続発性気管支拡張症）						
	06	（続発性気胸）			(1)			
	07	（原発性肺がん）	(1)			(4)		
六		細菌、ウイルス等の病原体による次に掲げる疾病	0	7	11	4	0	1
1	01-04	患者の診療若しくは看護の業務、介護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患	0	4	7	4	0	1
	01	（患者の診療の業務）						
	02	（患者の看護の業務）						
	03	（介護の業務）						
	04	（研究その他の目的で病原体を取り扱う業務）						
2	05	動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務によるブルセラ症、炭疽病等の伝染性疾患	0	0	0	0	0	0
3	06	湿潤地における業務によるワイル病等のレプトスピラ症	0	0	0	0	0	0
4	07	屋外における業務による恙虫病	0	3	0	0	0	0
5	99	1から4までに掲げるもののほか、これらの疾患に付随する疾患その他細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に起因することの明らかな疾病	0	0	4	0	0	0
七		がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による次に掲げる疾病	10	17	85	70	9	5
1	01	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
2	02	ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	1	0
3	03	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
4	04	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
5	05	ビス（クロロメチル）エーテルにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
7	06	ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
8	07-08	石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	10	15	85	69	8	5
	07	（石綿に曝される業務による肺がん）	(2)	(8)	(27)	(20)	(4)	(1)

31 鳥取	32 島根	33 岡山	34 広島	35 山口	36 徳島	37 香川	38 愛媛	39 高知	40 福岡	41 佐賀	42 長崎	43 熊本	44 大分	45 宮崎	46 鹿児島	47 沖縄	合計
1	0	8	15	4	2	2	1	0	6	4	2	4	0	1	3	1	210
0	0	2	11	2	2	1	0	0	3	0	1	3	0	0	2	0	69
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
0	0	6	4	1	0	1	0	0	3	1	1	0	0	1	0	1	77
			(1)			(1)			(1)		(1)						(27)
		(6)	(3)	(1)					(2)	(1)				(1)		(1)	(50)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	8
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	30
4	2	13	5	4	0	5	8	1	18	2	15	2	4	6	3	0	272
	(1)	(6)	(2)	(4)					(12)	(1)	(2)		(1)		(1)		(90)
		(1)								(1)			(1)				(6)
		(1)									(1)						(3)
(3)		(2)	(2)			(4)	(7)	(1)	(4)		(11)	(2)	(1)	(6)	(2)		(117)
																	(1)
(1)	(1)	(2)															(19)
		(1)	(1)			(1)	(1)		(2)		(1)		(1)				(36)
0	1	0	3	1	0	0	0	0	3	3	2	1	0	1	1	6	122
0	0	0	2	1	0	0	0	0	2	2	2	0	0	1	0	5	88
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	11
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	19
3	5	27	40	19	2	17	14	4	56	5	34	14	7	7	4	5	1,029
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	5	27	40	19	2	17	14	4	54	5	34	14	7	7	4	5	1,016
	(4)	(12)	(17)	(6)		(9)	(2)	(1)	(20)	(2)	(11)	(4)	(5)	(2)	(1)	(2)	(375)

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類 CODE	疾病分類項目	1	2	3	4	5	6
				北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形
	8	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(65)	(4)	(2)	(8)	(1)	(1)
	9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
	14	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	0	0	0	0	0
		12	(白血病)						
		13	(肺がん)						
		14	(皮膚がん)						
		15	(骨肉腫)						
		16	(甲状腺がん)						
		17	(多発性骨髄腫)						
		18	(非ホジキンリンパ腫)						
	15	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	16	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	17	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	18	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	19	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	20	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	21	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	12	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	13	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	11	29	オルトトリイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
	21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	13	1	0	1	2	3
			(脳血管疾患)	(4)	(1)				(3)
			(虚血性心疾患等)	(9)			(1)	(2)	
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	24	4	4	3	3	9
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
			合計	724	50	82	155	60	98
			A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	721	50	82	155	60	96
			B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	3	0	0	0	0	2
			A/(A+B)	99.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	98.0%



7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	愛知	三重
(4)	(8)	(7)	(2)	(15)	(16)	(75)	(43)	(10)	(9)	(1)	(3)	(1)	(7)	(5)	(14)	(41)	(6)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	8	4	2	10	10	20	13	4	3	2	2	1	5	3	5	20	6
(4)	(4)	(2)	(2)	(7)	(7)	(18)	(7)	(1)		(1)			(4)	(3)	(3)	(13)	(5)
(2)	(4)	(2)		(3)	(3)	(2)	(6)	(3)	(3)	(1)	(2)	(1)	(1)		(2)	(7)	(1)
13	7	1	10	19	12	84	29	8	8	9	8	8	13	8	19	21	4
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
							1										
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
134	222	74	122	751	472	724	511	176	62	67	95	30	177	128	206	361	126
132	222	73	122	748	472	716	510	174	62	67	95	30	177	128	200	359	125
2	0	1	0	3	0	8	1	2	0	0	0	0	0	0	6	2	1
98.5%	100.0%	98.6%	100.0%	99.6%	100.0%	98.9%	99.8%	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	97.1%	99.4%	99.2%

労働安全衛生をめぐる状況

大	小	分類	疾病分類項目	25	26	27	28	29	30
		CODE		滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	8	08	(石綿に曝される業務による中皮腫)	(8)	(7)	(58)	(49)	(4)	(4)
	9	09	ベンゼンにさらされる業務による白血病	0	0	0	0	0	0
	10	10-11	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん	0	0	0	0	0	0
	14	12-18	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	0	1	0	0	0	0
		12	(白血病)						
		13	(肺がん)						
		14	(皮膚がん)						
		15	(骨肉腫)						
		16	(甲状腺がん)						
		17	(多発性骨髄腫)						
		18	(非ホジキンリンパ腫)						
	15	19	オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	16	20	マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍	0	0	0	0	0	0
	17	21	コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	0	0	0	1	0	0
	18	22	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	19	23	ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	0	0	0	0	0	0
	20	24	砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	21	25	すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	0	0	0	0	0	0
	6	26	ベリリウムにさらされる業務による肺がん	0	0	0	0	0	0
	12	27	1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	0	1	0	0	0	0
	13	28	ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	0	0	0	0	0	0
	11	29	オルトトリイジンにさらされる業務による膀胱がん	0	0	0	0	0	0
	21	99	1から17までに掲げるもののほか、これらの疾病に付随する疾病その他がん原性物質若しくはがん原性因子にさらされる業務又はがん原性工程における業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
八	01		長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止(心臓性突然死を含む。)若しくは解離性大動脈瘤又はこれらの疾病に付随する疾病	1	4	17	7	0	0
			(脳血管疾患)	(1)	(4)	(10)	(6)		
			(虚血性心疾患等)			(7)	(1)		
九	01		人の生命に関わる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神及び行動の障害又はこれに付随する疾病	9	23	29	32	2	3
十			前各号に掲げるもののほか、中央労働基準審議会の議を経て労働大臣の指定する疾病	0	0	0	0	0	0
		01	超硬合金の粉じんを飛散する場所における業務による気管支肺疾患						
		02	亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん						
		03	ジアニジンにさらされる業務による尿路系腫瘍						
十一	01		その他業務に起因することの明らかな疾病	0	0	0	0	0	0
			[じん肺症患者に発生した肺がん] 2003年度以降第五号へ移行						
			[非災害性脳血管疾患] 2010年度以降第八号へ移行						
			[非災害性虚血性心疾患等] 2010年度以降第八号へ移行						
			[精神障害等] 2010年度以降第九号へ移行						
			合計	141	228	657	367	75	50
			A:具体的列挙規定に係る業務上疾病の合計	141	228	645	364	75	50
			B:包括的救済規定に係る業務上疾病の合計	0	0	12	3	0	0
			A/(A+B)	100.0%	100.0%	98.2%	99.2%	100.0%	100.0%



31 鳥取 (3)	32 島根 (1)	33 岡山 (15)	34 広島 (23)	35 山口 (13)	36 徳島 (2)	37 香川 (8)	38 愛媛 (12)	39 高知 (3)	40 福岡 (34)	41 佐賀 (3)	42 長崎 (23)	43 熊本 (10)	44 大分 (2)	45 宮崎 (5)	46 鹿児島 (3)	47 沖縄 (3)	合計 (641)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	1	3	6	0	1	1	4	0	7	1	3	6	3	2	0	5	216
		(1)	(4)		(1)	(1)	(3)		(5)		(2)	(5)				(3)	(135)
	(1)	(2)	(2)				(1)		(2)	(1)	(1)	(1)	(3)	(2)		(2)	(81)
2	1	6	9	5	0	3	2	1	15	7	7	6	6	2	2	9	509
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
																	1
																	0
					1												1
0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
																	0
																	0
																	0
																	0
31	43	132	231	101	77	86	128	76	472	82	164	139	118	132	104	118	9,359
30	43	131	231	101	76	86	128	76	472	79	164	138	118	132	103	118	9,305
1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	1	0	0	1	0	54
96.8%	100.0%	99.2%	100.0%	100.0%	98.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.3%	100.0%	99.3%	100.0%	100.0%	99.0%	100.0%	99.4%

労働安全衛生をめぐる状況

表10 都道府県別・傷病別長期(1年以上)療養者数(2019年度末)

	じん肺 患者	せき髄 損傷 患者	外傷性の 脳中枢 損傷患者	頭頸部外 傷症候群 患者	頸肩腕 症候群 患者	腰痛 患者	一酸化 炭素中 毒患者	振動障 害患者	その他 の患者								合計
										骨折	切断	関節の 障害	打撲傷	創傷	その他		
北海道	865	35	32	52	12	46	1	1,005	1,536	658	25	343	50	40	420	3,584	
青 森	37	6	8	6		1		27	246	137	1	43	20	3	42	331	
岩 手	40	6	11	5		7		32	320	167	9	45	11	13	75	421	
宮 城	177	7	4	4		4		66	517	242	11	82	33	16	133	779	
秋 田	32	8	8			7		7	169	83		16	2	2	66	231	
山 形	85	4	5			4		30	206	100	4	28	4	5	65	334	
福 島	141	6	5	2		2		37	238	135	7	16	11	4	65	431	
茨 城	85	13	11	8	2	14		9	387	211	14	43	9	3	107	529	
栃 木	35	3	7	4		14		15	340	181	9	70	14	9	57	418	
群 馬	62	1	2		1	2	1	21	412	192	5	96	38	30	51	502	
埼 玉	50	16	28	33	21	87		26	1,386	706	31	213	102	83	251	1,647	
千 葉	28	17	49	78	12	82	3	16	1,851	933	30	414	99	73	302	2,136	
東 京	226	32	111	72	53	46	1	73	2,459	1,060	36	324	57	88	894	3,073	
神奈川	111	28	36	46	9	68	1	49	1,612	701	26	309	93	57	426	1,960	
新 潟	202	7	5	9		7		84	380	180	21	59	11	13	96	694	
富 山	66	1	5	1		1		28	164	65	3	9	1	2	84	266	
石 川	34	2	2	1		4		19	136	65	4	18	10	7	32	198	
福 井	69	6	8	1		4		81	221	99	3	42	3	6	68	390	
山 梨	29	3	7	2				28	118	56	5	26	4	7	20	187	
長 野	81	2	19	6		17		82	469	223	8	76	37	24	101	676	
岐 阜	201	5	3	3	1	4		70	460	253	5	63	24	11	104	747	
静 岡	110	18	22	16	1	26		61	856	429	20	156	38	42	171	1,110	
愛 知	116	14	15	5			1	53	1,467	775	21	145	145	55	326	1,671	
三 重	43	1	3	2		2		75	151	80	6	23	4	3	35	277	
滋 賀	40	3	4	9	14	11		44	242	122	3	26	19	6	66	367	
京 都	73	8	2	2	2	22		146	391	196	3	82	16	8	86	646	
大 阪	124	16	56	20	11	49		88	2,659	1,394	69	436	213	125	422	3,023	
兵 庫	252	20	27	12	4	45		113	1,127	517	20	134	36	27	393	1,600	
奈 良	48	3	8	2		1		35	184	103	6	26	3	2	44	281	
和歌山	48	3	6	1		1		61	254	138	6	35	15	6	54	374	
鳥 取	22	1			1			14	37	15	2	2			18	75	
鳥 根	49	2	4	2	2	1		54	78	33	3	20		2	20	192	
岡 山	331	6	5	7				26	425	228	6	62	8	10	111	800	
広 島	211	11	38	29		37		148	1,148	585	15	213	39	13	283	1,622	
山 口	105	4	7			1		37	340	172	9	38	15	17	89	494	
徳 島	39	2	1	1	1			127	99	52	5	11	6	2	23	270	
香 川	42	2	11	1		2		31	194	90	5	24	1	6	68	283	
愛 媛	213	9	18	15		4		350	387	201	11	56	12	21	86	996	
高 知	76	8	5	4	1	10		428	217	116	1	39	9	9	43	749	
福 岡	182	6	8	4	3	5		48	865	431	17	155	29	18	215	1,121	
佐 賀	34		1					21	115	58	2	12	2	2	39	171	
長 崎	422	6	7	2	2	3		57	269	123	3	28	2	4	109	768	
熊 本	40	6	6	2		4		198	270	159	3	34	18	11	45	526	
大 分	189	2	8	4	2	11		325	267	135	5	37	17	14	59	808	
宮 崎	59	3	2					538	134	73	4	10	9	8	30	736	
鹿児島	89	7	3	15		6		183	359	187	11	35	14	11	101	662	
沖 縄	19	1	4	5	1	3		26	139	84	1	23	8	8	15	198	
合 計	5,632	370	637	493	156	665	8	5,092	26,301	12,943	514	4,197	1,311	926	6,410	39,354	

注) 厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

労働基準行政関係通達等

2020年度

2020. 4. 1 基発0401第11号「「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」の一部改正について」※○
2020. 4. 1 基発0401第15号等「令和2年度地方労働行政運営方針について」※
2020. 4. 1 基発0401第27号「労働基準法の一部を改正する法律及び労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について」※
2020. 4. 1 基政発0401第1号/基監発0401第1号/基安労発0401第2号/雇均職発0401第1号「「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2020. 4. 1 基安発0401第1号「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(要請)」
2020. 4. 2 基発0402第1号「「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等に規定する届出等の様式について」の改正について」※
2020. 4. 3 労働衛生課事務連絡「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン「心疾患に関する留意事項」、「糖尿病に関する留意事項」
2020. 4. 6 基発0406第1号「労働安全衛生法第57条の4第1項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件の適用について」※
2020. 4. 6 基安発0406第1号「新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養を実施する宿泊施設等における労働者の安全衛生を確保する観点からの留意事項について」
2020. 4. 6 基安計発0406第1号「令和2年度補助事業「陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害等防止対策推進事業」の実施について」
2020. 4. 6 基安化発0406第1号「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法について」※○
2020. 4. 6 基安化発0406第2号「微生物を用いる変異原性試験の具体的手法及び試験結果の評価方法」※☆
2020. 4. 6 基安化発0406第3号「バイオテクノロジー応用医薬品に係る有害性調査について」※○
2020. 4. 6 基安化発0406第5号「「新規化学物質の有害性の調査の具体的な方法等に関するQ&A」について」※○
2020. 4. 6 補償課事務連絡「「令和元年度振動障害者復帰援護金等の支給状況」及び「令和元年度社会復帰促進等事業処理状況」の把握について(依頼)」
2020. 4. 7 基安発0407第1号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応等について」
2020. 4. 7 労働衛生課/安全課/化学物質対策課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応等について」
2020. 4. 7 安全課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言を踏まえた感染予防対策について(要請)」
2020. 4. 7 化学物質対策課事務連絡「作業環境測定機関に対する新型コロナウイルス感染症対策の周知について」
2020. 4. 8 基安計発0408第1号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施に係る周知等について」
2020. 4. 9 基発0409第5号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な

- 労務管理に関する啓発指導等の実施について」
2020. 4. 9 基法発0409第1号「令和2年度「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」の実施について」
2020. 4. 10 基発0410第1号/年管発0410第1号「社会保険労務士及び社会保険労務士法人に対する懲戒処分に関する運用基準について」★
2020. 4. 10 基監発0410第2号/基法発0410第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業に対する適切な労務管理に関する啓発指導等の実施に当たって留意すべき事項について」
2020. 4. 13 基発0413第3号「抗インフルエンザ薬「アピガン」及びその原料の生産設備に設置されたボイラー及び第一種圧力容器の性能検査の取扱いについて」
2020. 4. 13 安全課事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた出勤者7割削減を実現するための在宅勤務等の推進について」
2020. 4. 13 補償課事務連絡「令和元年度における石綿関連疾患に係る処理経過簿の入力及び「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況」に係る精査作業について」
2020. 4. 14 安全課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る雇用維持等に対する配慮に関する要請について」
2020. 4. 15 基発0415第2号「新型コロナウイルス感染症の影響による倒産に伴う未払賃金の立替払事業の運営について」★
2020. 4. 17 基発0417第1号「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化についての協力依頼」☆
2020. 4. 17 基発0417第2号「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業で働く方々等の感染予防、健康管理の強化について」☆
2020. 4. 17 基政発0417第1号「令和2年度医療労務管理支援事業における新型コロナウイルス感染症防止等のための対応について」
2020. 4. 17 地発0417第1・2号/基政発0417第2・3号/基安労発0417第7・8号/職企発0417第1・2号/雇均雇発0417第1・2号/雇均職発0417第1・2号/雇均在発0417第1・2号「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた妊娠中の女性労働者等への配慮に向けた取組の実施について」☆
2020. 4. 17 基安安発0417第1～3号/基安労発0417第1～3号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた全国安全週間の対応について」
2020. 4. 20 基発0420第4号「労災レセプト電算処理システム機械処理事務手引の一部改訂について」
2020. 4. 20 基発0420第2・3号「ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部を改正する省令の施行について」
2020. 4. 20 基監発0420第1・2号「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた業務の実施について」「令和2年度全国地方労働基準監察監督官会議の開催について」
2020. 4. 21 基発0421第2号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について」
2020. 4. 21 労働衛生課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」
2020. 4. 21 安全課事務連絡「技術上の指針に係る罰則の適用について(回答)」
2020. 4. 22 基発0422第4号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」※○
2020. 4. 23 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に関する相談又は問い合わせがあった場合の適切な対応について」★
2020. 4. 24 基発0424第1号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び労災はり・きゅう施術特別援護措置に係る事務処理について」
2020. 4. 24 労災発0424第1号「電離放射線に係る疾病の業務上外の認定について(回答)」
2020. 4. 24 地発0424第4号/基総発0424第1号/職総発0424第1号/雇均総発0424第1号/開総発0424第1号「新型コロナウイルス感染症防止等のための対応について」★
2020. 4. 27 基監発0427第1号/雇均総発0427第1号「ダイヤモンド・プリンセス号の乗船者等に係る新型コロナウイルス感染症に関連する労働相談への対応について」★

2020. 4. 27 基監発0427第2号「社会保険労務士の報酬基準の明示等について」★

2020. 4. 27 基監発0427第3号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及及び促進について（労働基準法等関係）」

2020. 4. 27 基補発0427第1号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた二次健康診断等給付の特例的な取扱いについて」

2020. 4. 28 基安計発0428第1号「産業標準の制定及び改正について（公示）」

2020. 4. 28 基補発0428第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」※

2020. 4. 28 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る労災補償Q&Aについて」★

2020. 4. 28 補償課事務連絡「Web会議の開催について」★

2020. 4. 30 基発0430第3号「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律等の施行に伴う労働保険料等の猶予制度の特例について」※

2020. 4. 30 基監発0430第3号「新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及及び促進について（ご依頼）」

2020. 4. 30 基補発0430第1～7号「第三者行為災害事務取扱手引の改正に伴う事務処理について」

2020. 5. 1 基発0501第5号「令和2年度の地方労働基準監察について」

2020. 5. 1 基政発0501第1号/雇均在発0501第2号「働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）及び（テレワークコース）の周知等について」★

2020. 5. 1 基補発0501第1号「労災診療費等審査点検業務における疑義付箋添付件数等の報告について」

2020. 5. 1 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付請求に係る調査等に当たっての留意点について」★

2020. 5. 7 基発0507第1～5号「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関

する指針」の一部改正について（通知）」※

2020. 5. 1 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付請求に係る調査等に当たっての留意点について」★

2020. 5. 7 基発0507第1・5号/雇均発0507第14・15号「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」の一部改正について（通知）」※

2020. 5. 7 基発0507第7～11号「つり足場用のつりチェーン及びつりわくの規格第3条第2項に規定するフック掛けジグ及びリンク掛けジグ、同規格第8条第2項に規定する加力梁について」

2020. 5. 7 基政発0507第1号「令和2年度医療労務管理支援事業における新型コロナウイルス感染症防止等のための対応について」

2020. 5. 8 基発0508第1号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び労災はり・きゅう施術特別援護措置に係る事務処理について」の期間の変更について」

2020. 5. 11 基発0511第1号「振動障害に係る保険給付の適正化について」の一部改正について」

2020. 5. 11 基発0511第2号「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた振動障害診断所見書の特例的な取扱いについて」

2020. 5. 11 基補発0511第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて」※

2020. 5. 13 基発0513第1号「受動喫煙防止対策助成金の支給の実施について」の改正について」

2020. 5. 13 補償課事務連絡「令和2年度労災補償訟務専門研修の実施について」

2020. 5. 13 補償課事務連絡「労災補償保険審査専門研修の実施について」

2020. 5. 14 基発0514第2～6号「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係る協力要請について」★

2020. 5. 14 基発0514第9・10号「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」※

2020. 5. 14 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災保険給付に係る協力要請につ

2020年度 労働基準行政関係通達

- いて」★
2020. 5. 15 基安計発0515第5号「高齢労働者の労働災害防止対策に係る令和22年度事業の実施等について」
2020. 5. 18 労働衛生課/安全課/化学物質対策課事務連絡「「新型コロナウイルス感染症防止等のための当面の対応について」に係る安全衛生部署における対応について」の一部解除に伴う対応について」
2020. 5. 19 基発05619第1号「令和2年度における地方労災補償監察について」★
2020. 5. 19 基発0519第6号「令和2年度中央労働基準監察の実施方針について」
2020. 5. 19 補償課事務連絡「集団感染が発生した医療機関等における労働者の感染が疑われる事案を把握した場合の労災請求勧奨等の対応について」★
2020. 5. 20 基発0520第15号「試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領の一部改正について」※
2020. 5. 20 基発0520第17・18号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法GLP適合確認について」
2020. 5. 21 基補発0521第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災保険給付の請求又は相談があった場合の報告について」★
2020. 5. 22 基補発0522第1号「新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱いについて」
2020. 5. 22 補償課「「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いについて」に関するQ&A」★
2020. 5. 26 基発0526第7号「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」
2020. 5. 26 基発0526第12号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う労働安全衛生法関係通達の整備について」※
○
2020. 5. 27 基発0527第2号「「職場における熱中症の予防について」の一部改正について」
2020. 5. 27 基安発0527第1～4号「2019年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について」
2020. 5. 27 基発0527第4号「令和2年度の労働保険の年度更新期間延長に伴う特別加入者の給付基礎日額の変更に係る特例的な取扱いについて」
2020. 5. 27 労働衛生課事務連絡「「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」
2020. 5. 29 基発0529第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準の改正について」※
2020. 5. 29 基補発0529第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準の改正に係る運用上の留意点について」※
2020. 5. 29 基管発0529第1号/基保発0529第1号「新型コロナウイルス感染症に係る非常事態宣言が行われたことに伴う、労働者災害補償保険法に基づく年金たる保険給付及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく特別遺族年金の定期報告の取扱いについて」★
2020. 5. 29 労災管理課事務連絡「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」※
2020. 6. 1 基発0601第1～3号「労災診療費算定基準の一部改定について」★
2020. 6. 1 基補発0601第1号/基補発0601第2号/基補発0601第3号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」★
2020. 6. 1 基補発0601第4号「労災診療費算定マニュアル（令和2年6月版）」☆
2020. 6. 2 労働衛生課/安全課/化学物質対策課事務連絡「「『新型コロナウイルス感染症防止等のための当面の対応について』に係る安全衛生部署における対応について」の一部解除に伴う対応について（その2）」
2020. 6. 4 基発0604第4号「「適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着」事業の実施について」★
2020. 6. 4 基法発0604第1号「「適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着」事業の実施に当たっての周知広報活動について」★
2020. 6. 4 基安計発0604第1号「産業標準の改正について（公示）」
2020. 6. 4 基補発0604第3号「法務局における死亡診断書の保存に関する協力依頼について」★

2020. 6. 5 基安安発0605第1・2号/基安労発0605第1・2号「「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を踏まえた全国安全週間の対応について」の一部改正について」

2020. 6. 5 基安計発0605第3号「産業標準の制定について(公示)」

2020. 6. 5 補償課事務連絡「心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正に関する周知の協力依頼について」

2020. 6. 8 基政発0608第1号「令和2年度医療労務管理支援事業における新型コロナウイルス感染症防止等のための対応について」

2020. 6. 8 基補発0608第1号/基安計発0608第1号「労災疾病臨床研究事業費補助金(指定型)による過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究における労災認定事案の調査復命書の取扱いについて」

2020. 6. 9 基発0609第1号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正について」※

2020. 6. 11 基補発0611第1号「精神障害の労災認定実務要領の一部改正について」★

2020. 6. 12 基安化発0612第1号「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について」※○

2020. 6. 15 基発0615第6号「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」※○

2020. 6. 15 基補発0615第1・2号「義肢等補装具費支給要綱の一部改正に伴う周知について」

2020. 6. 15 労働衛生課事務連絡「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場に対する調査結果について」

2020. 6. 16 基補発0616第1号「労働基準監督署から収集された資料の閲覧について(依頼)」

2020. 6. 19 労働衛生課事務連絡「新型コロナウイルス感染症予防対策に係る動画教材の公開について」

2020. 6. 22 基安発0622第1号「令和2年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要項の改正について」

2020. 6. 23 労災管理課事務連絡「休業給付基礎日額の算定に用いる通算スライド率見込表の送付について」★

2020. 6. 26 基監発0626第2号年管企発0626第4号「社会保険労務士の不適切な情報発信の防止について」★

2020. 6. 26 労災管理課事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について」★

2020. 6. 29 基発0629第1号「令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた監督指導業務の運営について」

2020. 6. 29 基監発0629第1号「令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた監督指導業務の運営に当たっての留意事項について」

2020. 6. 29 基安計発0629第5～8号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務に従事する労働者に対する特別教育の実施について」

2020. 6. 29 基安労発0629第1号/基安労発0629第1号「エイジフレンドリー補助金の周知について」

2020. 6. 30k 基発0630第1号「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について」※

2020. 6. 30 基補発0630第1号/基補発0630第2号/基補発0630第3号「二次健康診断等給付に係る運用上の留意事項について」

2020. 6. 30 補償課事務連絡「労働者が業務により新型コロナウイルスに感染した場合の労災請求勧奨について」★

2020. 7. 1 基発0701第3号「労働基準行政システムに係る機械処理手引(労災)の一部改定について」

2020. 7. 1 基発0701第4号「労働基準行政システムの機械処理手引(共通・基準)の改定について」

2020. 7. 1 基発0701第5号「令和2年度における地方労災補償監察について」★

2020. 7. 1 基発0701第6号「令和2年度中央労災補償業務監察及び令和2年度中央労働保険適用徴収業務監察について(変更)」★

2020. 7. 1 基発0701第10号「「岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について」※

2020. 7. 1 基発0701第11号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について」※○

2020. 7. 1 労働衛生課事務連絡「特定緊急作業従事者等被ばく線量等記録手帳の交付について」

2020年度 労働基準行政関係通達

- 2020. 7. 1 労災管理課事務連絡「特別監察の実施に係る留意事項について」★
- 2020. 7. 3 基政発0703第1号/雇均職発第1号「新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護を行う必要がある労働者からの相談等を端緒とした企業への有給の休暇制度導入の働きかけについて」
- 2020. 7. 6 労災管理課事務連絡「令和2年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施に係る留意事項について」★
- 2020. 7. 7 基安計発0707第1号「外国人労働者向け技能講習補助教材の作成に係るご協力依頼について」
- 2020. 7. 7 基安化発0707第1号「労働安全衛生法施行令の改正に伴う特定化学物質作業主任者技能講習の円滑な実施等について」
- 2020. 7. 7 基補発0707第2号「新型コロナウイルス感染症の労災補償のための保健所における情報提供等の協力依頼について」
- 2020. 7. 7 安全課事務連絡「令和2年7月豪雨に係る災害復旧工事における労働災害等の把握について(依頼)」
- 2020. 7. 8 基安安発0708第1・2号/基安労発0708第1・2号/基安化発0708第1・2号「令和2年7月豪雨による災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」
- 2020. 7. 8 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災補償のための保健所における情報提供等の協力依頼について」★
- 2020. 7. 9 基安計発0709第1号「外国人在留支援センターにおける外国人特別相談・支援室(安全衛生班)の業務開始について」
- 2020. 7. 10 基発0710第1～3号「令和2年度全国労働衛生週間の実施について」
- 2020. 7. 10 基監発0710第1号「令和2年10月から適用される社内預金の下限利率について」※
- 2020. 7. 15 安全課事務連絡「労働安全衛生規則に関する疑義について(回答)」
- 2020. 7. 16 基発0716第5号「労働保険事務組合事務処理規約例の一部改正について」★
- 2020. 7. 20 基発0720第1号「粉じん作業を行う坑内作業場に係る粉じん濃度の測定及び評価の方法等の施行について」※○
- 2020. 7. 20 基発0720第2号「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの改正について」※○
- 2020. 7. 22 基安安発0722第2・3号「令和2年7月豪雨に伴う特定機械等の検査証等の有効期間の延長措置について」
- 2020. 7. 27 補償課事務連絡「令和元年度石綿ばく露作業による労災認定等事業場の公表に関する作業について」
- 2020. 7. 28 基安発0728第1号「社会福祉施設における労働災害防止に向けたより一層の取組について」※○
- 2020. 7. 28 基安計発0728第1号「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施に係る周知について」
- 2020. 7. 28 基安安発0728第1号「技能講習の実施における外国語補助教材の使用上の留意事項について」※○
- 2020. 7. 28 労災管理課事務連絡「令和2年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施に係る留意事項について」★
- 2020. 7. 28 労災管理課事務連絡「特別監察の実施に係る留意事項について(変更)」★
- 2020. 7. 29 基政発0729第1号/雇均有発第1号「中小企業等に対する雇用形態に関わらない公正な待遇の確保の円滑な適用に向けた支援の実施に係る留意事項について」
- 2020. 7. 30 基発0730第6号「令和2年7月豪雨に伴う監督指導等の当面の運営について」
- 2020. 7. 30 基補発0730第1号「業務上疾病の労災補償状況調査について」
- 2020. 7. 30 労働衛生課事務連絡「『『過労死等ゼロ』緊急対策』に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」
- 2020. 7. 30 補償課事務連絡「厚生労働大臣の指定する単体たる化学物質及び化合物による疾病並びに「その他に包括される疾病」に係る統計調査について」
- 2020. 7. 31 基発0731第5号「『熊本県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件』の制定等について」※
- 2020. 7. 31 基発0731第11号「金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等の施行について」※○
- 2020. 7. 31 基補発0731第1号「労災保険の追加給付における未支給の保険給付に係る請求

権者の特定及び「未支給請求書」の送付業務について」

2020. 7. 31 補償課事務連絡「中皮腫の診療のための通院費の本省への連絡について」

2020. 8. 3 基監発0803第1号「「労働時間管理適正化指導員の活用について」の一部改正について」☆

2020. 8. 3 基安発0803第2号「陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について（トラック荷台からの転落防止等荷役災害対策の推進）」※○

2020. 8. 3 補償課「令和元年度「過労死等の労災補償状況」の訂正について」※

2020. 8. 4 基発0804第1号「労働基準行政システム（労災サブシステム）に係る機械処理事務手引の一部改訂について」

2020. 8. 4 基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」※○

2020. 8. 4 安全課事務連絡「研削盤等構造規格第31条に基づく適用除外申請について（回答）」

2020. 8. 5 基発0805第1号「作業環境測定記録のモデル様式の改正について」※○

2020. 8. 5 労災管理課事務連絡「長期家族介護者援護金の支給に係る留意事項等について」

2020. 8. 7 基発0807第2・3号「職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について」※

2020. 8. 7 基補発0807第1号「新型コロナウイルス感染症に係る集団感染が発生した事業場に対する感染拡大防止の要請等について」★

2020. 8. 11 基発0811第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応について」☆

2020. 8. 11 基総発0811第1号「令和3年度における労働基準監督署の署長等及び監督課長等の要員不足調べについて」★

2020. 8. 11 基監発0811第1号「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を受給した労働者等に係る労働基準法第26条違反に係る措置について」

2020. 8. 11 基監発0811第2号/基法発0811第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏ま

えた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応に当たっての留意事項について」

2020. 8. 17 基安化発0817第2号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」※○

2020. 8. 21 基発0821第1号「雇用保険法等の一部を改正する法律等の施行について（労働者災害補償保険法関係部分）」※

2020. 8. 21 基発0821第2号「複数事業労働者に係る給付基礎日額の算定について（通知）」※

2020. 8. 21 基発0821第3号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準の改正について」※

2020. 8. 21 基発0821第4号「心理的負荷による精神障害の認定基準の改正について」※

2020. 8. 21 基発0821第5号「「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について」

2020. 8. 21 基発0821第6号「複数事業労働者における労災保険給付に係る事務処理要領について」

2020. 8. 21 基安発0821第1～5号「「職場の健康診断実施強化月間」の実施について」

2020. 8. 24 基安化発0824第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」

2020. 8. 25 労災管理課事務連絡「令和2年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施に係る留意事項について」★

2020. 8. 26 基発0826第1号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」※

2020. 8. 26 基補発0826第1・2号「労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について」

2020. 8. 27 基発0827第1号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」※○

2020. 8. 27 補償課事務連絡「複数業務要因災害（脳・心臓疾患及び精神障害等）の労災認定実務要領について」

2020. 8. 27 補償課事務連絡「令和2年度判決分析説明会の開催について」

2020. 8. 28 基発0828第1号「「じん肺法施行規則等

2020年度 労働基準行政関係通達

- の一部を改正する省令の施行について」について」※○
2020. 8. 28 補償課事務連絡「「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿」等の入力及び報告について」
2020. 8. 31 基発0831第2号「「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について」の一部改正について」☆
2020. 8. 31 基発0831第3号「労災診療費等の審査点検等事務取扱手引の一部改正について」
2020. 8. 31 基発0831第4号「判決の言い渡しについて(回報)」★
2020. 8. 31 基発0831第5号「労働基準行政システムに係る機械処理手引(労災)の一部改定について」
2020. 8. 31 基管発0831第1号「厚生労働省行政文書管理規則第24条第3項の規定に基づく監査責任者による監査の結果に対する改善報告について」★
2020. 9. 1 基発0901第2号「労災保険給付個人番号利用事務処理手引の改定について」
2020. 9. 1 基発0901第3号「副業・兼業の場合における労働時間管理に係る労働基準法第38条第1項の解釈等について」※
2020. 9. 1 基発9001第4号「「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の改定について」
2020. 9. 1 基発0901第8号「新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの各種手続における押印及び署名の取扱い等について」
2020. 9. 1 基発0901第9号「がん治療薬「リユープリン」の生産設備に設置された第一種圧力容器の性能検査の取扱いについて」
2020. 9. 1 基発0901第10・11号「石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき労働大臣が定める者に係る具体的事項について」※
2020. 9. 1 基法発0901第1号「「適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着」事業の実施に当たっての周知広報活動について(令和2年10月～12月開催分)」★
2020. 9. 1 基安発0901第1号「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について」※
2020. 9. 7 基発0907第1号「判決の言い渡しについて(回報)」★
2020. 9. 8 基政発0908第1号/基政発0908第2号「工期に関する基準の実施について」
2020. 9. 8 基管発0908第1号/基補発0908第1号「新型コロナウイルス感染症の労災補償に関する相談対応等について」★
2020. 9. 9 基安安発0909第1号「農林水産省への労働者死傷病報告等の提供にかかる「労働者死傷病報告等の提供に係る確認書」について」
2020. 9. 11 基発0911第1号「令和2年度過労死防止啓発月間における過労死等防止対策推進シンポジウム等の実施及び過重労働解消キャンペーンの実施について」☆
2020. 9. 11 基監発0911第1・2号「令和2年度過重労働解消キャンペーンにおける全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」の実施について」☆
2020. 9. 11 基監発0911第2号「令和2年度過重労働解消キャンペーンにおける労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施に当たって留意すべき事項について」☆
2020. 9. 14 基発0914第1号「特別監察の実施結果について」★
2020. 9. 14 基発0914第2号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律等に基づく請求・届出等の受付等に係る当面の対応について」
2020. 9. 14 基安安発0914第1号「産業廃棄物処理業における労働災害防止計画の推進への協力について」
2020. 9. 14 安全課事務連絡「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画の策定推進等について」(同名事務連絡2本)
2020. 9. 15 基発0915第1号「令和2年度中央労災補償業務監察及び令和2年度中央労働保険適用徴収業務監察について(変更)」★
2020. 9. 15 基安化発0915第1号「平成28年度厚生労働省委託事業「中期発がん性試験の実施事業(その1)」における試験結果の公表について」
2020. 9. 15 基安化発0915第2号「平成28年度厚生労働省委託事業「中期発がん性試験の実施事業(その2)」における試験結果の公表について」
2020. 9. 15 基安化発0915第3号「平成29年度「中期発がん性試験の実施事業」における試験結果の公表について」
2020. 9. 15 基安化発0915第4号「平成30年度「中期

発がん性試験の実施事業（その15）」における試験結果の公表について」

2020. 9. 15 基安化発0915第5号「令和元年度「中期発がん性試験の実施事業（n-ヘプタン酸、2-エチルヘキサナール）」における試験結果の公表について」

2020. 9. 16 基発0916第5号「「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について（内申）」★

2020. 9. 16 基安化発0916第1号「安衛法GLP適合確認に係る査察報告書の送付及び指導事項の通知について」

2020. 9. 17 基発0917第1号「「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律等に基づく請求・届出等の受付等に係る当面の対応について」の一部修正について」

2020. 9. 18 基安安発0918第4号/基安労発0918第1号「令和2年度補助事業「中小規模事業場安全衛生サポート事業」の活用による社会福祉施設における労働災害防止に向けた取組の推進について」

2020. 9. 18 労働衛生課事務連絡「騒音作業場に係る調査研究（騒音性難聴に係る労災認定事案の分析）への協力依頼について」

2020. 9. 23 基安安発0923第1号「日本産業規格の確認について（公示）」

2020. 9. 23 労災管理課事務連絡「休業給付基礎日額の算定に用いる通算スライド率早見表の送付について」★

2020. 9. 24 基安計発0924第1・2号「令和2年度厚生労働省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進について」

2020. 9. 25 基発0925第3号/地発0915第4号「石綿障害防止総合相談員の配置について」

2020. 9. 25 基発0925第4号「石綿届出等点検指導員の配置について」

2020. 9. 28 基発0925第5号「「農作業従事者の特別加入に係る指定農業機械の範囲の拡大について」の一部改正について（通知）」☆

2020. 9. 28 基安化発0928第1号「化学物質による労働災害に係る労働者死傷病報告の記載方法について」

2020. 9. 28 安全課事務連絡「令和2年度厚生労働

省補助事業「伐木作業時における労働災害防止のための特別活動」に基づく林業における労働災害防止対策の推進に係る留意事項について」

2020. 9. 28 労災管理課事務連絡「令和2年度中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施に係る留意事項について」★

2020. 9. 29 基発0929第9号「労働基準関係情報管理ツール利用手引の一部改定について」

2020. 9. 30 基発0930第30号「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組の強化について」※

2020. 9. 30 基監発0930第1号「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施等について」

2020. 9. 30 労働衛生課事務連絡「「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」

2020. 9. 30 労災管理課事務連絡「労働者災害補償保険法の規定による告示の制定について」★

2020. 10. 1 基総発1001第1・2号「過労死等防止に係る取組について」

2020. 10. 1 基監発1001第1号「「働き方改革の推進に向けた建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との通報制度等の運用について」の一部改正について」

2020. 10. 2 労働衛生課事務連絡「「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の訂正連絡について等」

2020. 10. 5 基発1005第1～3号「令和2年度労働保険適用促進強化期間の実施について」

2020. 10. 5 基安安発1005第1・2号「労働安全衛生規則第570条及び第571条におけるくさび緊結式足場の取扱いについて（回答）」

2020. 10. 5 補償課事務連絡「石綿ばく露作業に係る労災認定者の死亡年統計に関する作業について」

2020. 10. 6 基発1006第2号「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にはく露するお

2020年度 労働基準行政関係通達

- それがある建築物等 における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について」☆
2020. 10. 6 基政発1006第1号/雇均職発1006第1号「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金に関する労働者等からの相談を端緒とする有給の特別休暇制度導入の企業への働きかけに関するフォローアップについて」
2020. 10. 6 補償課事務連絡「令和2年度労働保険適用促進強化期間における労災保険特別加入制度の周知等 について」
2020. 10. 15 基発1015第1号「令和2年度過重労働解消キャンペーンにおける使用者団体等への過重労働解消に向けた取組の要請について」☆
2020. 10. 15 基安安発1015第1号/基安労発1015第1号/基安化発1015第1号「災害調査復命書の送付方法について」
2020. 10. 16 基監発1016第1号/基政発第1号「「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2020. 10. 16 基監発1016第2号/基政発第2号「令和2年度「しわ寄せ」防止キャンペーン月間の実施について」
2020. 10. 18 基安計発1018第1・2号「陸上貨物の荷役作業における労働災害防止に向けた荷主等の取組について」
2020. 10. 19 基安化発1019第1号/基安化発1021第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
2020. 10. 20 基安化発1020第1号「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に基づく登録審査等事務要領について」
2020. 10. 20 労災管理課事務連絡「中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2020. 10. 20 補償課「新型コロナウイルス感染症疑い（PCR検査陰性）事案の当面の取扱いについて」★
2020. 10. 21 基監発1021第1号「「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2020. 10. 21 基安化発1021第1号「剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について」
2020. 10. 23 補償課事務連絡「無人航空機による農薬散布等作業従事者の特別加入に係る事務処理上の留意点について」
2020. 10. 26 基安安発1026第2号「自転車及び原動機付自転車を用いた飲食物のデリバリーにおける交通事故防止について」※○
2020. 10. 26 基安計発1026第4号「「外国人に対する技能講習の実施に関するガイドライン」の周知について」
2020. 10. 27 基発1027第1号「労働基準法の一部を改正する法律等の施行に係る周知啓発等への御協力について（依頼）」★
2020. 10. 27 基発1027第4号「「電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について」の文書の差替えについて」※○
2020. 10. 28 基発1028第1号「石綿障害予防規則の解説について」☆
2020. 10. 28 基安化発1028第1号/基安安発1028第2号「労働安全衛生法第88条第1項の規定に基づく足場の設置等に係る計画の届出の審査における剥離剤を使用した塗料の剥離作業に係る指導等について」
2020. 10. 29 基発1029第1号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした営業自粛等による休業期間を含む給付基礎日額の算定について（通知）」
2020. 10. 29 基補発1029第2号「令和2年度冬季（おおむね12月から2月）における振動障害療養者に係る振動障害診断所見書の取扱いについて」
2020. 10. 30 基発1030第5号「労働基準行政システム事務処理手引（概要・共通編、監督関連編）の改訂について」
2020. 10. 30 基監発1030第1号「令和2年度「外国人労働者問題啓発月間」の実施に当たって留意すべき事項について」
2020. 11. 2 労災管理課事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2020. 11. 4 基発1104第1号「労働基準調整官の設置について」★
2020. 11. 4 労災管理課事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2020. 11. 9 基政発1119第1号「今後における新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対

応助成金に関する労働者からの相談対応
 及び企業支援について」
 2020. 11. 12 労災管理課事務連絡「特別加入の対象
 となる中小事業主（医療業）の範囲につ
 いて」
 2020. 11. 18 基補発1118第1号「適正給付管理の実
 施に係る事務処理上の留意点について」
 2020. 11. 18 労災管理課事務連絡「中央労災補償業
 務監察及び中央労働保険適用徴収業務
 監察の実施結果について」★
 2020. 11. 19 基発1119第2号「情報通信機器を用いた
 労働安全衛生法に基づく医師による面接
 指導の実施に係る通達の一部改正につ
 いて」※
 2020. 11. 20 基補発1120第1号「新型コロナウイルス
 感染症に係る当面の対応について」
 2020. 11. 20 労災管理課事務連絡「令和2年度中央
 労災補償業務監察の実施に係る留意事項
 について」★
 2020. 11. 25 労災管理課事務連絡「中央労災補償業
 務監察の実施結果について」★
 2020. 11. 27 基発1127第1号「「職場における新型コ
 ロナウイルス感染症への感染予防及び健
 康管理について」に関する協力依頼につ
 いて」※
 2020. 11. 27 基安発1127第1～4号「石綿含有製品等
 の製造、輸入、譲渡、提供又は使用の禁止
 の徹底について」※
 2020. 11. 27 基安化発1127第1号「強度の変異原性
 が認められた化学物質等による健康障害
 の防止について」
 2020. 11. 27 基安化発1127第2号「変異原性試験等
 結果検討のための再試験の実施要請につ
 いて」
 2020. 11. 30 基発1130第3号「裁量労働制実態調査
 （一般統計）の変更申請について」
 2020. 11. 30 基安化発1130第1号「安衛法GLP適合
 確認に係る査察報告書の送付及び指導事
 項の通知について」
 2020. 11. 30 安全課事務連絡「木材加工用機械作業
 主任者技能講習規程及びプレス機械作業
 主任者技能講習規程の一部を改正する件
 の施行について」
 2020. 11. 30 労災管理課事務連絡「労働者災害補償
 保険法の規定による告示の制定等につ
 いて」★
 2020. 12. 1 基発1201第3号「労働保険事務組合に

対する報奨金の交付要件の算定の基準と
 なる日の延長期日を定める件の制定及び労
 働保険事務組合に対する報奨金に関する
 省令の一部を改正する省令の施行並びに
 労働保険事務組合報奨金交付要領の取
 扱いについて」★
 2020. 12. 1 基補発1201第1号「新型コロナウイルス
 感染症の労災補償における取扱いにつ
 いて」★
 2020. 12. 4 基徴収発1207第2号「「証券ヲ以テスル
 歳入納付ニ関スル法律施行規則等の一部
 を改正する省令」の制定について（労働保
 険関係）」※
 2020. 12. 7 基発1207第2号「変異原性が認められた
 化学物質の取扱いについて」※○
 2020. 12. 7 基安化発1207第2号「変異原性が認め
 られた化学物質に関する情報について」※
 ○
 2020. 12. 7 基保発1207第1号「労働災害再発防止
 のための自主点検WEBサービスの運用開
 始について」
 2020. 12. 8 基管発1209第2～8号「管理換物品引渡
 通知書」
 2020. 12. 8 労災管理課事務連絡「中央労災補償業
 務監察及び中央労働保険適用徴収業務
 監察の実施結果について」★
 2020. 12. 9 基安化発1209第1号「石綿ばく露防止対
 策の推進に係る計画的店社指導の実施に
 ついて」
 2020. 12. 9 基管発1209第2～8号「管理換物品引渡
 通知書」★
 2020. 12. 9 労災管理課事務連絡「中央労災補償業
 務監察の実施結果について」★
 2020. 12. 10 基発1210第2号「労働基準行政システム
 に係る機械処理手引（労災）の一部改定に
 ついて」
 2020. 12. 14 基発1214第1号/基安化発1218第1号
 「労働安全衛生法施行令の一部を改正す
 る政令及び労働安全衛生規則の一部を改
 正する省令の施行について」
 2020. 12. 14 労災発1214第1号「ジアセチル等の化学
 物質を取り扱う作業に従事していた労働者
 に発生した呼吸器疾患の業務上外について
 （回答）」
 2020. 12. 16 基発1216第2号「令和3年度以降の当面
 の労働基準行政に係る業務執行体制につ
 いて」★

2020年度 労働基準行政関係通達

2020. 12. 16 基安労発1216第1号/基安化発1216第1号/基補発1216第1号「石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への労災補償制度・特別遺族給付金制度及び健康管理手帳制度等の周知について」
2020. 12. 16 基補発1216第3号「「傷病の状態等に関する報告書」の提出に係る取扱いについて」★
2020. 12. 17 労働衛生課事務連絡「『過労死等ゼロ』緊急対策」に基づく本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導の対象企業の連絡等について」
2020. 12. 21 基総発1221第1号「令和3年度における署監督課長等の要員不足対策に係る本省要請について」★
2020. 12. 21 安全課事務連絡「建設業に従事する一人親方等の非労働者の死亡災害に係る情報収集について」
2020. 12. 22 基発1222第1号「労働災害再発防止のための自主点検WEBサービスの利用手引作成について」
2020. 12. 22 基発1222第4号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」※
2020. 12. 22 労災発1222第1号「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会報告書「膀胱がんとMOCAのばく露に関する医学的知見」及びこれを踏まえた労災補償の考え方について」
2020. 12. 22 基発1222第2号「労働基準関係情報管理ツール利用手引の一部改定について」
2020. 12. 22 基管発1222第1号/基補発1222第1号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタンのばく露を受ける業務に従事したことにより発症した労働者の膀胱がんの時効について」★
2020. 12. 22 基監発1222第1号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等に当たり留意すべき事項について」
2020. 12. 22 労災管理課事務連絡「休業給付基礎日額の算定に用いる通算スライド率早見表の送付について」★
2020. 12. 23 基発1223第5号「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」※
2020. 12. 23 基発1223第7号「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」※○
2020. 12. 23 基管発1223第2号/基補発1223第1号「「複数事業労働者における労災保険給付に係る質疑応答集」の作成について」
2020. 12. 23 労災管理課事務連絡「中央労災補償業務監察及び中央労働保険適用徴収業務監察の実施結果について」★
2020. 12. 24 基発1224第4号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」※
2020. 12. 25 基発1225第1号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」※○
2020. 12. 25 地発1225第1号/基発1225第2号「押印を求める手続の見直し等のための労災・労働保険専門員及び労災・労働保険調査員等に係る関係通達の改正について」★
2020. 12. 25 基発1225第5号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」★
2020. 12. 25 基発1225第8号「「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について」★
2020. 12. 25 基徴収発1225第10号「押印を求める手続の見直しに係る労働保険関係様式の取扱いについて」※
2020. 12. 25 基安計発1225第4～6号「ボイラー等に係る明細書及び特定機械等に係る検査証等における押印の廃止について」
2020. 12. 25 基発1225第7号「労働基準行政システムに係る機械処理手引（労災）の一部改定について」
2020. 12. 25 基発1225第8号「「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について」
2020. 12. 25 基発1225第14号「「チェーンソー取扱作業指導員について」の一部改正について」※○
2020. 12. 25 基発1225第17号「安全衛生業務運営要領で定める様式の押印の見直しについて」
2020. 12. 25 基安労発1225第1号「有害な業務における歯科医師による健康診断等の実施の徹底について」
2020. 12. 25 基補発1225第1号「地方労災医員制度の運用上の留意点について」
2020. 12. 25 基補発1225第2号「労災協力医の活用に関する留意すべき事項について」
2020. 12. 25 労働衛生課事務連絡「新型コロナウイルス

- ス感染症による労働災害等の把握について
(依頼)」
2021. 1. 5 基監発0105第2号「「長時間労働による
脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請
求が行われた事業場に対する当面の対応
について」の一部改正について」
2021. 1. 5 基監発0105第1号/基補発0105第1号
「「過労死等事案に係る監督担当部署と
労災担当部署間の連携について」の一部
改正について」
2021. 1. 7 基発0107第3号「労災レセプト電算処理
システム機械処理手引の一部改定につい
て」
2021. 1. 7 基発0107第4号「請求人等の押印又は
署名に係る取扱いについて」
2021. 1. 7 基管発0107第1号/基保発0107第1号/
基補発0107第1号「労災保険における請求
書等に係る押印の見直しの留意点につい
て」※
2021. 1. 7 基補発0107第2号「「緊急事態宣言を受
けた労働局、労働基準監督署及びハロー
ワークの対応について」に係る労災部署の
対応について」★
2021. 1. 7 労働衛生課/安全課/化学物質対策課
事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係
る緊急事態宣言を踏まえた対応等について
(その3)」
2021. 1. 8 基発0108第1・2号「緊急事態宣言の発
出を踏まえた職場における新型コロナウイルス
感染症への感染予防及び健康管理につい
て」※
2021. 1. 12 基政発0112第1号「医療勤務環境改善
支援センターにおける「医療労務管理支援
事業」の運営について」
2021. 1. 14 基発0114第1号「「労働基準行政シス
テム管理規程」の改定について」
2021. 1. 14 基発0114第2号「「労働基準行政シス
テム運用管理要領」の改定について」
2021. 1. 14 安全課長/労働衛生課長/化学物質対
策課長事務連絡「新型コロナウイルス感
染症に係る緊急事態宣言を踏まえた対応
等について(その4)」
2021. 1. 14 補償課事務連絡「令和元年度「業務上
疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」
について」
2021. 1. 15 基発0115第1号「労働基準行政シス
テムに係る機械処理手引(共通・基準)の一部

- 改定について」
2021. 1. 15 基監発0115第1号「訪問介護労働者
の移動時間等の取扱いについて(周知徹
底)」
2021. 1. 15 基安化発0115第1号「特定化学物質
障害予防規則における第2類物質「溶接
ヒューム」に係る関係省令等の解釈等につ
いて」※○
2021. 1. 18 基発0118第1号「社会復帰促進等事業と
してのアフターケアに係る事務処理につい
て」
2021. 1. 18 基補発0118第1～5号「労災保険あん摩
マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師施術
料金算定基準の一部改定について」
2021. 1. 19 基管発0119第2号/基保発0119第1号
「労災保険における請求書等に係る押印
の見直しの留意点について」
2021. 1. 22 地発0122第3号/基総発0122第1号/職
総発0122第1号/雇均総発0122第2号/開
総発0122第1号/政統総発0122第2号「令
和3年度の都道府県労働局における非常
勤職員の勤務条件等について」★
2021. 1. 25 基監発0125第1号「令和3年4月から適用
される社内預金の下限利率について」※
2021. 1. 25 基安安発0125第2号/基安労発0125第1
号/基安化発0125第1号「インターネット等を
介したeラーニング等により行われる労働安
全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施
について」※○
2021. 1. 25 基法発0125第1号「休業手当の支払に
係る相談等の多い企業に対する雇用調整
助成金の活用勧奨等について」
2021. 1. 26 基発0126第2号「特定化学物質障害予
防規則及び作業環境測定法施行規則の
一部を改正する省令及び厚生労働省の所
管する法令の規定に基づく民間事業者等
が行う書面の保存等における情報通信の
技術の利用に関する省令の一部を改正す
る省令の施行等について」※○
2021. 1. 26 基発0126第3号「令和2年度中央労働保
険適用徴収業務監察実施結果について」
★
2021. 1. 27 基補発0127第1号「医療関係質疑応答
集の改定及び送付について」
2021. 1. 28 基安労発0128第1号「放射線障害防止
対策に係る都道府県等衛生主管部局との
連携について」☆

2020年度 労働基準行政関係通達

2021. 1. 29 基発0129第1号「労働保険適用関係事務処理手引・労働保険料算定基礎調査実施要領の改訂について」
2021. 1. 29 基発0129第2号「「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行について」※
2021. 1. 29 基発0129第6号「「労働基準局報告例規の一部改正について」について」
2021. 1. 29 基発0129第7号「令和2年度中央労働基準監察結果の概要について」
2021. 1. 29 基政発0129第1号/雇均職発0129第1号「「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を申請しない大企業に対する働きかけの強化について」
2021. 1. 29 基安化発0129第1号「石綿を含有するバスマット及びコースター等の処理方法等について(通知)」☆
2021. 1. 29 基徴収発0129第1号「「労働保険に係る証明事務の取扱いについて」の改正について」
2021. 2. 1 基発0201第3号「労働保険事務組合事務処理規約例の改正について」★
2021. 2. 1 基発0201第4号「労働保険事務組合事務処理手引の改正について」★
2021. 2. 1 基発0201第5号/基管発0201第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第21号)の施行等について(通知)」
2021. 2. 1 基管発0201第1号/基徴収発0201第1号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第21号)に係る運用について」★
2021. 2. 1 基発0201第6号「安衛法GLPを逸脱する事項等の通知について」
2021. 2. 1 基安化発0201第1号「「安衛法GLPを逸脱する事項等について」への対応にあたっての留意事項について」
2021. 2. 1 基発0201第14号「石綿含有製品に係る海外の規制状況等について(調査等依頼)」
2021. 2. 1 基監発0201第1号「2021年度労働基準監督官採用試験に係る積極的な広報及び受験勧奨の実施に当たって留意すべき事項について」
2021. 2. 2 基発0202第2号「平成27年度「職場における化学物質のリスク評価推進事業(ばく露実態調査)」における測定手法等検討分科会の検討結果の公表について」
2021. 2. 5 基発0205第4号「「「社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る事務処理について」の期間の変更について」の一部修正について」
2021. 2. 3 基監発0203第1号「本年度における最低賃金の履行確保に係る監督指導の実施を延期した場合の対応について」
2021. 2. 8 基発0208第1号「「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について」等について」○
2021. 2. 9 基発0209第1号「アフターケア委託費のオンライン請求開始に伴う労働基準行政システムに係る機械処理事務手引等の改定について」
2021. 2. 9 化学物質対策課事務連絡「珪藻土バスマット等に係る石綿含有事例についての周知及び協力依頼について」
2021. 2. 10 基発0210第1号「「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」の改正について」※○
2021. 2. 10 基発0210第4号「「監督業務運営要領の改善について」の一部改正について」
2021. 2. 10 基発0210第5号「「時間外・休日労働協定の本社一括届出について」の一部改正について」
2021. 2. 10 基監発0210第1号「「高度プロフェッショナル制度の導入事業場に対する監督指導の実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2021. 2. 10 補償課事務連絡「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集について」
2021. 2. 12 基発0212第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」★
2021. 2. 12 基発0212第2号/職発0212第4号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件の適用について」※
2021. 2. 12 基監発0212第1号/基安労発0212第1号/雇均雇発0212第1号「「違法な長時間労働や過労死等が複数の事業場で認められた企業の経営トップに対する都道府県労働

局長等による指導の実施及び企業名の公表に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」

- 2021. 2. 12 基監発0212第2号「「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え100時間以下と考えられる事業場等に対する監督指導の実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
- 2021. 2. 12 基監発0212第3号「「長時間労働抑制監督における是正勧告等について」の一部改正について」
- 2021. 2. 12 基監発0212第4号「関係通達の整備について」
- 2021. 2. 12 基監発0212第5号「令和3年度における時間外・休日労働に関する協定届に係る情報のデータ管理について」
- 2021. 2. 12 基監発0212第7号「安全衛生部署に配置された労働基準監督官が行う個別指導と労働災害防止主眼監督の一体的実施に当たり留意すべき事項について」
- 2021. 2. 12 基発0212第2号「労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定に基づき雇用保険率を変更する件の適用について」※
- 2021. 2. 12 基発0212第4・5号「緊急事態宣言の延長を踏まえた職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防及び健康管理について」☆
- 2021. 2. 12 基発0212第8号「緊急事態宣言延長に伴う職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の強化について」○
- 2021. 2. 12 基安労発0212第3号「緊急事態宣言延長に伴う職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の強化に当たって留意すべき事項について」
- 2021. 2. 15 基発0215第12号「「技能実習生の労働条件の確保について」の一部改正について」※
- 2021. 2. 15 基発0215第13号「技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応について」※
- 2021. 2. 15 基発0215第14号「「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための外国人技能実習機構との相互通報制度について」の一部改正について」※
- 2021. 2. 15 基監発0215第2号「「技能実習生に対する人身取引が疑われる事案への対応に当たり留意すべき事項について」、「技能実

習生に係る法定労働条件の履行確保のための監督指導等の実施に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」、「「技能実習生の法定労働条件の履行確保のための外国人技能実習機構との相互通報制度の運用について」の一部改正について」※

- 2021. 2. 15 基安発0215第1号「安全衛生業務の推進について」
- 2021. 2. 15 安全課事務連絡「「安全衛生業務の推進について」の一部修正について」
- 2021. 2. 16 補償課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の労災補償における取扱いに関する質疑応答集について」★
- 2021. 2. 17 基管発0217第2号/基補発0217第1号「オルト・トルイジンのばく露を受ける業務に従事したことにより発症した労働者の膀胱がん等の時効について」★
- 2021. 2. 17 基管発0217第3号/基補発0217第2号「架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露を受ける業務に従事したことにより発症した呼吸器疾患の時効について」★
- 2021. 2. 18 基発0218第1・2号「医師の宿直等勤務に関する労働基準法第41条第3号の適用について」
- 2021. 2. 18 基安発0218第1・2号「引火性の物の蒸気又はガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所の分類の方法及び範囲の判定の方法に関する運用について」
- 2021. 2. 18 労災管理課事務連絡「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第21号）に係る運用に当たっての留意事項について」★
- 2021. 2. 19 基発0219第1号「徴収関係事務取扱手引1（徴収・収納）の一部改訂について」
- 2021. 2. 19 基発0219第2号「徴収関係事務取扱手引2（滞納処分）の一部改訂について」
- 2021. 2. 19 基徴収発0219第1号「「特定技能外国人の労働条件等の確保に当たっての具体的な事務処理について」の一部改正について」
- 2021. 2. 19 基徴収発0219第2号「令和3年度における労働保険適用徴収業務の運営に当たっての留意事項等について」★
- 2021. 2. 22 基発0222第1号「賃金調査員設置要領

2020年度 労働基準行政関係通達

- 及び賃金調査員執務準則の一部改正について」☆
2021. 2. 22 労災発0222第1号「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」※
2021. 2. 22 基安化発0222第1号「令和3年度における石綿による健康障害防止対策の推進に当たって留意すべき事項について」
2021. 2. 25 基発0225第1・2号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」☆
2021. 2. 25 基発0225第4号「「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の一部改正について」※
2021. 2. 25 基安労発0225第2号「「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の一部改正に当たって留意すべき事項について」☆
2021. 2. 26 基発0226第2号「厚生労働大臣が定める現物給与の価額について」※
2021. 2. 26 基発0226第7号「平成30年度厚生労働省委託事業「作業環境測定の手法に関する科学的知見収集のための調査研究業務」における検討結果の公表について」
2021. 2. 26 基安化発0226第1号「日本産業規格の改正について(公示)」
2021. 2. 26 基監発0226第1-2号「「労働基準監督機関における司法警察権限の行使に関する規範に基づく処理要領について」の一部改正等について」
2021. 3. 2 基安計発0302第1号「日本産業規格の改正について(公示)」
2021. 3. 2 基安安発0302第5号「産業標準の制定及び改正について(公示)」
2021. 3. 2 基安安発0302第6号「標準報告書(TR)の公表について(公示)」
2021. 3. 3 基安化発0303第3号「粉じん障害防止規則及びずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの解釈等について」○☆
2021. 3. 3 基安化発0303第4号「粉じん障害防止規則第24条の2(発破終了後の措置)における「粉じんが適当に薄められた」の判断基準について」☆
2021. 3. 3 基安化発0303第5号「粉じん障害防止規則及びずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドラインの運用について」
2021. 3. 3 労働衛生課事務連絡「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書等に係る労働基準情報システムの定型統計の集計日について」
2021. 3. 3 補償課事務連絡「令和2年度第2回判決分析説明会の開催について」
2021. 3. 4 労働衛生課事務連絡「「地域両立支援推進チーム」の運営状況等に係る本省報告について」
2021. 3. 9 基発0309第1号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行等について」※
2021. 3. 9 基安化発0309第1号「日本産業規格の改正について(公示)」
2021. 3. 10 基政発0310第1号/基監発0310第1号/基賃発0310第3号「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて」☆
2021. 3. 10 基政発0310第3号/基監発0310第2号/基賃発0310第4号「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて」☆
2021. 3. 11 基発0311第1号「地方労災補償監察官監察指針について(改正)」★
2021. 3. 11 基安化発0311第1・2号/基補発0311第1・2号「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)による膀胱がんの労災請求勧奨等について」★
2021. 3. 11 基安化発0311第3号「平成25年度「職場における化学物質のリスク評価推進事業(ばく露実態調査)」のナノマテリアル調査事例の公表について」
2021. 3. 11 補償課事務連絡「「労災保険給付等に係る訴訟のあらまし」の修正及び送付について」
2021. 3. 12 基発0312第2号「令和3年度中央労災補償業務監察計画及び令和3年度中央労働保険適用徴収業務監察計画について」★
2021. 3. 12 基発0312第3号「令和3年度中央労災補償業務監察及び令和3年度中央労働保険適用徴収業務監察について」★
2021. 3. 12 基発0312第4号「労働保険事務組合報奨金交付要領の一部改正について」★

2021. 3. 12 基発0312第5号「「労働基準局の内部組織に関する細則」の一部改正について（内申）」★

2021. 3. 12 基発0312第6号「「社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る事務処理について」の期間の変更について」

2021. 3. 12 基監発0312第1号「「働き方改革の推進に向けた労働時間相談・支援班の実施事項等について」の一部改正について」

2021. 3. 15 基安労発0315第1号「「治療と仕事の両立支援のための「地域両立支援推進チーム」の設置について」の一部改正に係る周知等について」

2021. 3. 15 安全課長補佐/労働衛生課中央労働衛生専門官事務連絡「令和2年における労働災害発生状況の確定について（依頼）」

2021. 3. 17 基発0317第1号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部改正について」○

2021. 3. 17 基安安発0317第1・2号「リーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」○

2021. 3. 17 基発0317第2号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育について」○

2021. 3. 17 基安労発0317第1号「チェーンソーを用いて行う伐木等の業務（労働安全衛生規則第36条第8号の業務）従事者安全衛生教育の実施について」○

2021. 3. 17 基安労発0317第2号「WBGT指数計を活用して行った指導の好事例の収集について」

2021. 3. 18 基管発0318第1号/基保発0318第1号/基補発0318第6号「複数事業労働者の休業（補償）等給付に係る部分算定日等の取扱いについて」※

2021. 3. 18 補償課事務連絡「「労災保険の追加給付における未支給の保険給付に係る請求権者の特定及び「未支給請求書」の送付業務について」に関する令和3年度における対応について」

2021. 3. 19 基発0319第9号「「労災保険二次健康診断等給付担当規程」の一部改正について」☆

2021. 3. 19 基補発0319第1～3号「二次健康診断等給付に係る運用上の留意事項について」

2021. 3. 19 労働衛生課事務連絡「「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」リーフレットの送付について」

2021. 3. 19 労働衛生課事務連絡「WBGT指数計の送付について」

2021. 3. 23 基発0323第6号「エイジフレンドリー補助金事業実施要領」

2021. 3. 24 基発0324第1号「労働災害再発防止のための自主点検WEBサービスの利用手引改定について」

2021. 3. 25 基発0325第2号「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインについて」※

2021. 3. 25 基発0325第4号「令和3年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの実施について」☆

2021. 3. 25 基政発0325第2号/職保発0325第1号/雇均職発0325第1号「令和3年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう!」キャンペーンの実施に当たって留意すべき事項について」☆

2021. 3. 25 基政発0325第3号「「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（個人申請分）」等の運用開始を踏まえた企業への働きかけの実施について」

2021. 3. 25 基政発0325第4号/雇均職発第2号「「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」の申請期限について」

2021. 3. 25 基発0325第5号「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知依頼について」☆

2021. 3. 25 基安安発0325第1号/基安労発0325第1号「安全衛生に配慮したテレワークの推進に当たって留意すべき事項について」

2021. 3. 25 基管発0325第1号「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインの周知に係る留意事項について」

2021. 3. 25 基管発0325第1号/基保発0318第1号「支払証明に関する通達の改正について」

2021. 3. 25 基補発0325第8・9号「新型コロナウイルス感染症に係る労災診療費の臨時的な取扱について」★

2021. 3. 25 基補発0325第1号「特別加入の対象となる事業及び作業の新設に伴う事務処理事項について」★

2021. 3. 25 労災管理課事務連絡「休業給付基礎日

2020年度 労働基準行政関係通達

- 額の算定に用いる通算スライド率早見表の送付について」★
2021. 3. 25 労災保険業務課事務連絡「労災年金に係る行政文書ファイルの適正な管理について」
2021. 3. 26 基発0326第10号「労働者災害補償保険における診断書料等の取扱いの一部改正について」
2021. 3. 26 基発0326第12号「「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」の策定について」※
2021. 3. 26 基安安発0326第1・2号/基安労発0326第1・2号/雇均在発0326第1・2号「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について」
2021. 3. 26 基安安発0326第3号/基安労発0326第3号「芸能従事者の就業中の事故防止対策等の徹底について」
2021. 3. 26 基安安発0326第4号「荷役作業に係る災害調査復命書の送付について」
2021. 3. 26 基安安発0326第5号「「エイジフレンドリー補助金」に係る評価委員会の実施及び経費の支出について」
2021. 3. 26 基発0326第6号「「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法の施行について」の一部改正について」★
2021. 3. 26 基安安発0326第9号「外国語対応の技能講習を行う登録教習機関一覧表の作成について」
2021. 3. 26 労災管理課事務連絡「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第21号）に係る運用に当たっての留意事項の一部改正について」★
2021. 3. 29 基発0329第1号「労働基準行政システムに係る機械処理手引（共通・基準）の一部改定について」
2021. 3. 29 基発0329第2号「労働基準行政システムに係る機械処理手引（労災）の一部改定について」
2021. 3. 29 基発0329第3～7号「「石綿障害予防規則等」の一部を改正する省令等の施行について」等の一部改正について」
2021. 3. 29 基発0329第8～10号「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」※○
2021. 3. 29 基発0329第11号「「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について」の改正について」※○
2021. 3. 29 基安安発0329第1号「ボイラー等の開放検査周期認定要領に係る留意事項について」※○
2021. 3. 29 基安安発0329第3号「「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施に係る留意事項について」の一部改正について」※○
2021. 3. 29 基安計発0329第3・4号「「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施に係る留意事項について」の一部改正について」
2021. 3. 29 基発0329第23号「「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則等に規定する届書等の様式について」の改正について」※
2021. 3. 29 基発0329第25号「労働基準監督官実地訓練実施要綱の改定について」★
2021. 3. 29 基発0329第26号「徴収関係事務取扱手引1（徴収・収納）の一部改訂について」
2021. 3. 29 基発0329第27号「徴収関係事務取扱手引2（滞納処分）の一部改訂について」
2021. 3. 30 基発0330第17号「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について（通知）」
2021. 3. 30 基発0330第22号「労働基準局報告例規の一部改正について」
2021. 3. 30 労災発0330第2号「労災業務OJTマニュアルの一部改正について」★
2021. 3. 30 基安安発0330第1号「令和3年度補助事業「陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害等防止対策推進事業」の実施について」
2021. 3. 30 基安安発0330第2号「令和3年度における林業の安全対策の推進について」○
2021. 3. 30 基安安発0330第5号/基安労発0330第1号/基安化発0330第1号「令和3年度における建設業の安全対策の推進について」○
2021. 3. 30 基補発0330第1号「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集の活用について」★
2021. 3. 30 基補発0330第2～11号「労災診療費の電子レセプト審査に係る事前点検業務の外部委託について」
2021. 3. 30 労働衛生課事務連絡「「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」参考資料「企業・医療機関連携マニュアル（事例編：心疾患及び糖尿病）」について

て」

2021. 3. 30 補償課事務連絡「中央労災補償訟務官の担当労働局の通知及び新任訟務担当者事務指導の実施について」
2021. 3. 31 基発0331第1号「「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」について」の改正について」
2021. 3. 31 基発0331第4号「「情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について」等について」※○
2021. 3. 31 基発0331第5号「「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」の一部改正について」※○
2021. 3. 31 基監発0331第1号「医師、看護師等の宿日直許可基準(参考資料)について」
2021. 3. 31 基監発0331第1号「障害者グループホームにおける夜勤職員の休憩時間の適切な確保等について」
2021. 3. 31 基法発0331第1号/基政発0331第1号「都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における令和3年度の企業指導業務の実施に当たって留意すべき事項について」
2021. 3. 31 基安発0331第2号「第13次労働災害防止計画の計画期間後半の第三次産業における労働災害防止対策の推進について(協力要請)」※○
2021. 3. 31 基安安発0331第3号/基安労発0331第1号「第13次労働災害防止計画の計画期間後半の第三次産業における労働災害防止

対策の推進に係る留意事項について」

2021. 3. 31 基安労発0331第2号「「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的關係について」の廃止について」※○
2021. 3. 31 基安労発0331第4号「「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」参考資料「企業・医療機関連携マニュアル(事例編：心疾患及び糖尿病)」について」
2021. 3. 31 労災管理課事務連絡「「労災保険率適用基準」の補足解説について」の改正について」★
2021. 4. 1 基発0401第35号等「令和3年度地方労働行政運営方針について」※
2021. 4. 1 基監発0401第1号「労働基準法第32条第1項、同条第2項、第35条第1項、第36条第6項第2号及び同項第3号違反事件の司法処理等の具体的な取扱いについて」
2021. 4. 1 基監発0401第2号「「裁量労働制に関する届等の適正化の指導に当たって留意すべき事項について」の一部改正について」
2021. 4. 1 基政発0401第2号/基監発0401第3号「「高度プロフェッショナル制度に関する専用相談窓口の設置に当たっての留意事項」の一部改正について」

※厚生労働省ウェブサイト等で入手可能

○安全衛生情報センター「通達一覧」で入手可能

★開示請求により入手／☆行政サービスにより入手

無印は請求中であるが厚生労働省の対応方針が示されていないもの

[19頁から続く]

● 毎月勤労統計不適切調査の影響

2019年に毎月勤労統計調査で不適切な調査が行われていたことが発覚して、過去に支給した労災保険給付についての追加調査等が必要になった(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html)。追加調査は、2019年4月以降、とりわけ2020年度に集中して行われた模様である。

2021年7月12日公表の「令和2年度労災保険事業の保険給付等支払状況」によると、2020年度、労災保険新規受給者数は既出のとおり653,355人

(前年度687,455) だったのに対して、表1にも書き込んであるが、葬祭料・葬祭給付受給者数6,868人(2,671人)、障害(補償)一時金受給者数45,674人(19,235人)、遺族(補償)一時金受給者数1,764人(833人)といずれも、大幅に増加している一方で、給付金額はそれほど変わっていない。2019年に毎月勤労統計で不適切調査があったことが発覚し、過去に支給された労災保険給付に対して追加給付が行われることになった(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03463.html)。2020年度に集中的に行われた追加給付の件数が含まれている結果とのことである。

